

# 平成31年度(2019年度)予算 補助金支出一覧

1. 補助金支出一覧
2. 新規補助金概要シート
3. 補助金等の見直し

本一覧は、一般会計、公営・準公営企業会計歳出の  
〔細節〕補助金、〔細節〕児童生徒就学費補助金、〔細節〕奨学費補助金、  
〔細節〕信用保証協会補助金、〔細節〕利子補給金  
について掲載している。

なお、公益財団法人は(公財)、一般財団法人は(一財)、公益社団法人は  
(公社)、一般社団法人は(一社)、株式会社は(株)、社会福祉法人は(社福)、  
独立行政法人は(独)、地方独立行政法人は(地独)、公立大学法人は(大)  
と表記している。

## 大阪市

1. 補助金支出一覧(平成31年度予算)

(一般会計)

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号 | 所 管                       | 支出名称                   | 支出先                                     | 31年度当初        | 30年度当初        | 交付目的  | 事業の概要  | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|----|---------------------------|------------------------|---|---------------|---------------|---|--|--------|---------------|
| 1  | 都市交通局<br>鉄道ネットワーク<br>企画担当 | 高速電気軌道整備事業<br>費補助金     | 大阪市高速電気軌道<br>(株)                        | 530,000,000   | 1,271,000,000 | 地下鉄建設改良事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、可動式ホーム柵及びエレベーター等の整備を促進することで障がい者や高齢者等の移動の円滑化を図るとともに、耐震補強対策及び浸水対策の整備を促進することで鉄道利用者及び市民の安全・安心の確保を図ることを目的とする                                     | 大阪市高速電気軌道(株)が、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の地下高速鉄道整備事業費補助を受けて行う大阪府域に属する耐震補強、浸水対策、輸送力増強を目的とする大規模改良工事及び駅施設の大規模改良を目的とした事業に対し、補助基準額に35%を乗じて得た額を補助する   | H30    | H32<br>(2020) |
| 2  | 都市交通局<br>バスネットワーク<br>企画担当 | バスネットワーク維持<br>改善補助金    | 大阪シティバス(株)                              | 399,398,000   | 416,458,000   | 市域内の公共交通ネットワークに欠かせない市域内バス路線のうち、効率的な経営をもってしてもその維持が困難な路線を運行するバス事業者に対し、その運行の維持に必要な経費の一部を補助することにより、市域内の公共交通ネットワークの安定的かつ継続的な維持及び充実を図り、良好な生活環境及び活発な都市活動を支える都市交通基盤の確立に寄与することを目的とする | 標準的な乗合バス事業者による効率的な経営をもってしても採算性の確保が困難であるが、市域内の公共交通ネットワークの形成に欠かせない乗合バス路線であって、一定の需要があるなどの認定要件を満たす運行系統(地域サービス系路線)を運行するバス事業者に対して、京阪神ブロック民営標準原価を基に算定した当該系統の運行にかかる経常経費(一部事業者の経費を含む)の総額から、経常収益の総額を差し引いた収支差の全額(補助率:収支差10/10)を補助する   | H26    | H32<br>(2020) |
| 3  | 経済戦略局<br>企画総務部総務課         | 公立大学法人大阪施設<br>整備費補助金   | (大)大阪                                   | 1,965,283,000 | 1,735,921,000 | 安定的かつ市政に貢献する大学運営に資するため、地方独立行政法人法第27条第1項の規定により法人が定める年度計画に基づく大阪市立大学の施設整備にかかる事業を実施する(大)大阪に対して補助を行うことにより、大阪市立大学における教育・研究・地域貢献活動の推進を図る   | 大阪市立大学の施設整備にかかる事業を実施する(大)大阪に対して、当該事業の実施に要する経費(工事費等)の10/10に相当する額を上限として補助する  | H21    | H33<br>(2021) |
| 4  | 経済戦略局<br>観光部観光課           | 大阪・梅田駅周辺サイン<br>整備事業補助金 | 統一的なルールに基づ<br>く案内表示(サイン)整<br>備を実施する各事業者 | 19,500,000    | 23,288,000    | 大阪駅・梅田駅周辺は、多くの旅行者が往来する観光拠点・主要交通結節点であるが、構造が複雑で主要な動線がわかりづらいことに加え、案内表示のルールに統一性・連続性がないことから、ここに共通ルールに基づく案内表示を早急に整備することにより、来阪者、特に急増する外国人旅行者の周遊性・利便性向上を図り都市魅力の向上に資することを目的とする       | 大阪駅・梅田駅周辺において、共通ルールに基づく案内表示の改修を行う事業者に対して、改修等にかかる費用の一部を大阪府と協調して助成する(補助率:1/6)  | H30    | H32<br>(2020) |
| 5  | 経済戦略局<br>文化部文化課           | 芸術活動振興事業助成<br>金        | 芸術活動を行う団体ま<br>たは個人                      | 63,000,000    | 63,000,000    | 芸術活動の水準向上と発展を図るとともに市民の文化・芸術の振興を図るため、文化の向上と文化的創造に寄与すると認められる芸術活動を行う団体または個人に対して補助を行うことにより市民に芸術にふれる機会を提供する  | 文化の向上と文化的創造に寄与すると認められる芸術活動を行う団体または個人に対し、芸術活動に要する会場費等の経費の一部を補助する<br>【一般助成】<br>補助率:助成対象経費の1/2以内、補助上限:20万円<br>【特別助成】<br>補助率:助成対象経費の1/2以内、補助上限:400万円<br>①大阪文化力向上支援<br>大阪市内で開催する芸術活動が、市民の文化への関心の向上を図るとともに、主催団体の活動の活性化につながるもの、また大阪のまちの魅力を活かした芸術活動に対し助成<br>②上方古典芸能普及発展支援<br>上方古典芸能を広く発信することが期待される芸術活動に対し助成<br>③多様な人々が参加できる芸術活動支援<br>障がい者、外国人等多様な人々が参加及び享受しやすい工夫や配慮を促進するものに対し助成<br>※②については、市民または市内に主たる事業所をもつ団体のみ申請可能 | H4     | H32<br>(2020) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号 | 所 管                           | 支出名称             | 支出先   | 31年度当初      | 30年度当初      | 交付目的  | 事業の概要   | 事業開始年度        | 終期又は次回検証年度    |
|----|-------------------------------|------------------|---|-------------|-------------|---|---|---------------|---------------|
| 6  | 経済戦略局<br>文化部文化課               | 芸術・文化団体サポート事業助成金 | 芸術文化活動を行う団体   | 15,675,000  | 15,675,000  | ふるさと寄附金制度を活用し、寄附者があらかじめ登録された芸術・文化団体を選んで本市へ寄附を行い、その寄附金を財源として当該団体に補助を実施することにより、寄附文化の醸成を図るとともに芸術・文化団体の活動促進を図り、民間の力を最大限に生かす「文化自由都市、大阪」を目指す          | あらかじめ募集・登録された市内を拠点として活動する公益社団・公益財団法人、認定NPO法人、認証NPO法人などの芸術・文化団体の活動に対して、寄附金を募集し、その寄附金の範囲内で当該団体の活動に要する事業費・管理費等の経費を補助する   | H27           | H32<br>(2020) |
| 7  | 経済戦略局<br>博物館運営企画室             | 博物館施設整備補助金       | (地独)大阪市博物館機構  | 167,683,000 | 0           | 安定的かつ市政に貢献する博物館運営に資するため、地方独立行政法人法第27条第1項の規定により法人が定める年度計画に基づく博物館施設の施設整備にかかる事業を実施する(地独)大阪市博物館機構に対して補助を行うことにより、博物館施設における学校教育や生涯学習支援・市民サービス向上の推進を図る | 博物館施設の施設整備にかかる事業を実施する(地独)大阪市博物館機構に対して、当該事業の実施に要する経費(工事費等)の10/10に相当する額を補助する  | H31<br>(2019) | H33<br>(2021) |
| 8  | 経済戦略局<br>スポーツ部<br>スポーツ課       | 競技力向上事業補助金       | 競技力向上の取り組みを行う団体・事業者                                 | 19,308,000  | 19,308,000  | 国際的又は全国的規模のスポーツ競技大会の開催を目指し、本市のスポーツに関する競技水準の向上及び大会運営を担う審判員などの人材育成に資する事業並びに第32回オリンピック競技大会に向けた気運の醸成を目指し、トップアスリートを育成する事業に対して補助を行う                   | 本市競技施設などを活用し、競技大会の開催等、総合的に競技力の向上を図る事業に対し、事業費の1/2以内かつ国体種目・オリンピック種目については上限550千円、その他の種目については225千円を上限に補助を行う。またトップアスリートを育成する事業については、事業費の1/2以内かつ3,000千円を上限に補助する   | H24           | H31<br>(2019) |
| 9  | 経済戦略局<br>立地交流推進部<br>立地推進担当    | 企業立地促進助成金        | 進出企業等   | 120,000,000 | 120,000,000 | 世界のイノベーター・投資が集まるオープンイノベーション都市をめざし、ベンチャー等と協業し新たな製品・サービスを開発する事業者や、まだ大阪に少ない民間ベンチャー支援施設等の立地を促進することで、イノベーションが次々と生まれる環境の整備を図る                         | ベンチャー企業等と協業あるいは支援する事業所に対して開設にかかる建設費・賃料等の一部を補助する<br>①オープンイノベーション推進拠点：ベンチャー等との協業により新商品・サービスを開発する事業所等<br>【所有型】建物取得・設備投資額等に対し補助率1/10以内(補助上限：300,000千円 分割払)<br>【賃借型】賃借料に対し補助率1/2以内と設備投資額等に対し補助率1/10以内(補助上限：60,000千円 分割払)<br>②ベンチャー成長促進拠点：ベンチャー等による事業創出を支援する事業所等<br>【所有型】建物取得・設備投資額等に対し補助率1/10以内(補助上限：100,000千円 分割払)<br>【賃借型】賃借料に対し補助率1/2以内と設備投資額等に対し補助率1/10以内(補助上限：60,000千円 分割払) | H29           | H31<br>(2019) |
| 10 | 経済戦略局<br>立地交流推進部<br>イノベーション担当 | イノベーション創出支援補助金   | イノベーション促進につながる研究・技術シーズをもとに実証実験など実用化に向けた取り組みを行っている大学 | 13,000,000  | 13,000,000  | 大学の保有する研究・技術シーズをもとにした、実証実験など実用化に向けた取り組みを行う大学に対して、補助を行うことにより、本市の経済成長及びイノベーション創出に寄与することを目的とする   | 大学が有する優れた研究・技術シーズを対象とし、実証実験など実用化に向けた取り組みを行う大学に対して、研究開発に要する材料費等の経費を1/2以内で補助する(補助上限:200万円)  | H23           | H32<br>(2020) |
| 11 | 経済戦略局<br>立地交流推進部<br>国際担当      | 姉妹都市交流推進事業補助金    | 国際交流団体、NPO法人、市民ボランティア団体等                            | 2,400,000   | 2,400,000   | 本市がこれまで培ってきた姉妹都市ネットワークにおける友好関係維持及び活用のため、姉妹都市交流事業を実施する国際交流団体・NPO法人・市民ボランティア団体等に対して補助を行うことにより、姉妹都市との交流を広く市民と共有し、市民の自主的・自発的な交流の促進を図る               | 姉妹都市交流事業を実施する国際交流団体・NPO法人・市民ボランティア団体等に対して、事業に要する旅費交通費、会場使用料及び筆耕翻訳料等の経費を1/2以内で補助する(補助対象者・補助上限)<br>①ステップアップ枠 補助上限:100万円<br>姉妹都市交流事業を開始して3年超の団体<br>②スタートアップ枠 補助上限:10万円<br>姉妹都市交流事業を開始して3年以内の団体   | H24           | H32<br>(2020) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号 | 所 管                      | 支出名称                    | 支出先                   | 31年度当初      | 30年度当初      | 交付目的  | 事業の概要  | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|----|--------------------------|-------------------------|-----------------------|-------------|-------------|---|--|--------|---------------|
| 12 | 経済戦略局<br>立地交流推進部<br>国際担当 | A T C 公共的空間整備<br>事業補助金  | アジア太平洋トレード<br>センター(株) | 12,678,000  | 12,678,000  | 市民の憩いの場として利用されるオズパーク(海浜公園)の公共性及びコスモスクエア地区への集客力向上のため、施設を管理運営する事業者に対して補助を行うことにより、公共の福祉の増進及び地域経済の活性化を図る                        | オズパーク(海浜公園)を管理運営する事業者に対して、施設管理運営に要する警備費、清掃費等及び修繕費等の経費を1/2以内で補助する   | H6     | H33<br>(2021) |
| 13 | 経済戦略局<br>立地交流推進部<br>国際担当 | 新規展示会誘致補助金              | 展示会主催者                | 20,000,000  | 40,000,000  | 事業の拡大に向け果敢に挑戦する中小企業に、より多くの商談機会の場を提供するため、大阪市域内で今後の継続が期待される、企業によるビジネスを目的とした新たな展示会を開催する主催者に対して補助を実施することにより、大阪経済の活性化を目指す        | 展示会※の初回開催に要する施設使用料の1/2を補助する(補助上限:1,000万円)<br>※展示会は、企業によるビジネスを目的に新たに開催するもので、会期2日間以上、施設使用面積延べ2.5万㎡以上及び2回以上の開催を予定しているもの(国または地方公共団体が主催するものを除く)   | H28    | H33<br>(2021) |
| 14 | 経済戦略局<br>産業振興部<br>産業振興課  | 商店街等活性化支援事<br>業補助金      | 市内商店街・小売市場<br>等       | 0           | 5,347,000   | 社会的・公共的役割を果たすと同時に、新たな魅力づくりのため中長期的な観点により知恵と工夫を活かして活性化に向けた活動を実施する商店街等に対して補助を行うことにより、地域経済の振興発展を図る                              | 活性化に向けて取り組む各種事業を実施する市内商店街または小売市場等に対して、事業に要する広告宣伝費等の経費の一部を補助する<br>(補助対象事業・補助基準)<br>基本事業 補助率:1/3以内、補助上限:100万円  | H19    | H30           |
| 15 | 経済戦略局<br>産業振興部<br>産業振興課  | 商店街共同施設等整備<br>支援事業補助金   | 市内商店街・小売市場<br>等       | 30,000,000  | 30,000,000  | 社会的・公共的役割を果たすと同時に、新たな魅力づくりのため中長期的な観点により知恵と工夫を活かして施設等の整備を実施する商店街等に対して補助を行うことにより、地域経済の振興発展を図る                                 | 活性化に向けて施設等の整備を実施する市内商店街または小売市場等に対して、事業に要する工事代金等の経費の一部を補助する<br>(補助対象事業・補助基準)<br>・アーケード、街路灯等の新規、補修事業<br>(新規)補助率:1/4以内、補助上限:1,000万円※<br>※商店街コミュニティ施設及び小売市場設備は補助上限500万円<br>(補修)補助率:1/5以内、補助上限:500万円※<br>※商店街コミュニティ施設及び小売市場設備は補助上限250万円<br>・オープンモール化 補助率:1/2以内、補助上限:2,000万円 | H5     | H33<br>(2021) |
| 16 | 経済戦略局<br>産業振興部<br>産業振興課  | 水源対策事業補助金               | 農業団体等                 | 2,925,000   | 2,925,000   | 生産緑地地区内農地において安定的に農業用水を確保するため、農業用井戸施設の新設または改良事業を実施する農業他団体等に対して補助を行うことにより、貴重な自然・緑地空間として、生産機能だけでなく、環境保全や防災などの多面的な役割を担う農地の保全を図る | 生産緑地地区内農地において農業用井戸及びこれに付随する施設の新設または改良事業を実施する農業団体等に対して事業に要する工事代金等の経費の1/2以内を補助する(補助上限:130万円)   | S33    | H33<br>(2021) |
| 17 | 経済戦略局<br>産業振興部<br>企業支援課  | 大阪市中小企業制度融<br>資代位弁済補助金  | 大阪信用保証協会              | 402,000,000 | 578,000,000 | 大阪市中小企業制度融資の実施による信用保証協会の負担軽減のため、大阪信用保証協会に対して補助を実施することにより、市内中小企業の資金調達の円滑化を図り、その振興・発展をもって大阪経済の活性化に資する                         | 大阪市中小企業制度融資にかかる代位弁済を行った大阪信用保証協会に対して、代位弁済額を85~100%((株)日本政策金融公庫の保険金(代位弁済額の約70~90%)相当額を予め差し引いた額)の範囲内で補助する   | S17    | H32<br>(2020) |
| 18 | 総務局<br>行政部総務課            | 北方領土返還運動推進<br>大阪府民会議補助金 | 北方領土返還運動推進<br>大阪府民会議  | 180,000     | 180,000     | 北方領土返還実現を目指し、その府民運動に寄与するための活動の推進を図るため、北方領土返還に関する各種広報、啓発活動等を実施する北方領土返還運動推進大阪府民会議に対して補助を実施することにより、北方領土返還運動の推進を図る              | 北方領土返還運動推進大阪府民会議が北方領土返還運動推進のために行う広報・啓発活動に要する啓発物品等の経費について、当該経費の1/2を上限として補助する  | S57    | H33<br>(2021) |
| 19 | 総務局<br>行政部行政課            | 弁護士報酬等補助金               | 職員                    | 516,000     | 500,000     | 職務に関連する職員個人を被告とする訴訟において、弁護士報酬の費用を本市が負担するため、当該職員に対して補助を実施することにより、職員が職務に専念できる環境を整え、もって本市の事務事業の円滑な執行及び推進を図る                    | 職務に関連する職員個人を被告とする訴訟に勝訴した職員に対して、必要性が認められる場合に、当該訴訟に要する弁護士報酬等を補助する  | H27    | H32<br>(2020) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号 | 所 管                               | 支出名称                               | 支出先   | 31年度当初     | 30年度当初     | 交付目的  | 事業の概要  | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|----|-----------------------------------|------------------------------------|---|------------|------------|---|--|--------|---------------|
| 20 | 市民局<br>ダイバーシティ<br>推進室<br>雇用・勤労施策課 | 就職困難者等の就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援事業補助金  | 就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援に理解のある企業・事業所を相当数以上会員等とする団体 | 2,066,000  | 2,131,000  | 就職に向けた支援が必要な人が雇用・就労に結びつきにくい状況の中で、本市施策を補完するものとして、就職に向けた支援が必要な人の安定的な雇用の確保を図るため実施する事業に対して補助する  | 就職に向けた支援が必要な人の安定的な雇用の確保を図るため実施する対象事業に対して補助<br>・補助対象事業<br>(1)人材開発・養成事業<br>(2)就職マッチング事業<br>・補助率:1/2  | H14    | H32<br>(2020) |
| 21 | 市民局<br>区政支援室<br>地域力担当             | 地域集会施設改修整備補助金                      | 地域住民団体  | 8,800,000  | 8,800,000  | 概ね小学校区内の住民の多数の同意に基づき当該住民をその構成員として組織されたものとして市長が認めた地域住民団体が管理運営を行い、集会等の用に供される施設の改修に要する経費を補助することにより、地域活動拠点としての継続利用を図る                                 | 地域住民団体により管理運営される地域集会施設の老朽化を原因とする破損等の改修又は、耐震性能が不明な地域集会施設の耐震診断・改修(設計・工事)に要する経費の一部を補助する。<br>・補助対象事業<br>(1)老朽化対策等改修工事<br>雨漏り関連工事、空調関連工事など<br>・補助率:1/2(補助上限:1,100千円)<br>(2)耐震診断・改修工事(設計を含む)<br>基礎や壁の補強など<br>・補助率:耐震診断…9/10(2千円/㎡)<br>改修工事…1/2(補助上限:1,100千円) | H2     | H33<br>(2021) |
| 22 | 市民局<br>区政支援室<br>地域力担当             | 市民活動推進助成事業補助金                      | 市民活動団体  | 5,500,000  | 5,400,000  | 市民活動を実施する市民活動団体に対して補助を行うことにより、団体の活動促進とともに、市民の寄附を通じた社会参加を促進し、自立的な市民活動の推進を図る  | 区政推進基金を活用し、市民活動団体の公益的な活動に対し補助する<br>・補助対象事業<br>特定非営利活動促進法における活動分野で、補助対象団体が行う公益的な事業として市長が認定した事業<br>・補助率:1/2  | H19    | H32<br>(2020) |
| 23 | 市民局<br>区政支援室<br>地域安全担当            | 大阪市保護司会連絡協議会(犯罪予防活動事業)補助金          | 大阪市保護司会連絡協議会                                    | 450,000    | 450,000    | 大阪市保護司会連絡協議会が市内における犯罪予防活動の強化を図り公共の福祉に貢献するため実施する防犯・暴力追放運動の支援事業に対し補助を行うことにより、安全なまちづくりの促進に寄与することを目的とする   | 保護司会が実施する街頭での一斉行動など犯罪予防活動事業について補助を行う<br>・補助対象事業:防犯・暴力追放運動の支援事業<br>・補助率:1/2   | H20    | H33<br>(2021) |
| 24 | 市民局<br>区政支援室<br>地域安全担当            | 防犯協会活動補助金                          | (公社)大阪府防犯協会連合会及び同連合会を構成する市内各地区防犯協議(議)会          | 1,932,000  | 2,016,000  | 防犯協会が市内における防犯意識の高揚を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを促進するため実施する、地域ぐるみで取り組む犯罪などを防止する地域安全活動に対して補助を行うことにより、安全なまちづくりの促進に寄与することを目的とする                                | (公社)大阪府防犯協会連合会及び同連合会を構成する市内各地区防犯協(議)会の実施する地域安全活動について、補助を行う<br>・補助対象事業:防犯・暴力追放運動の支援事業<br>・補助率:1/2   | S30    | H31<br>(2019) |
| 25 | 都市計画局<br>計画部<br>都市計画課             | 地域景観づくり活動費助成金                      | 地域景観づくり推進団体及び地域景観づくり協定の代表者                      | 450,000    | 600,000    | 市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの取り組みを促進するため、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりやルールの運用を支援することを目的とする   | 大阪府が認定した地域景観づくり推進団体及び地域景観づくり協定の締結者の代表者に対し、活動に必要な経費の1/2以内で限度額30万円/年を最長5年間助成する(ただし活動支援3年、運用支援2年とし、活動支援期間中の協定策定を継続の前提条件とする)<br>また、地域景観づくり協定にかかる経費(協定策定時に作成する周知パンフレットのデザイン及び印刷経費や周知にかかる費用)に対して1/2以内で20万円を限度(1回限り)に助成する                                     | H29    | H33<br>(2021) |
| 26 | 都市計画局<br>計画部<br>交通政策課             | 鉄道安全性向上事業費補助金(鉄道における南海トラフ地震対策促進事業) | 耐震補強事業を行う鉄道事業者または軌道経営者(JRを除く)                   | 73,566,000 | 38,255,000 | 鉄道施設の耐震補強事業を行う鉄道事業者または軌道経営者(JRを除く)に対し、事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、新たに対象となった民間鉄道施設(高架橋・橋りょう等)の耐震補強対策を促進し、もって、鉄道利用者や高架下の歩行者などの市民生活の安全・安心の確保を図ることを目的とする | 今後発生が予測される大規模地震に備え、高架橋・橋梁等の民間鉄道施設について、国の耐震基準に基づき耐震補強の緊急実施を図る事業に対して、耐震補強に要した本工事、付帯工事費について、国等と協調し補助金1/6以内を交付する   | H27    | H32<br>(2020) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号 | 所 管                     | 支出名称                             | 支出先                                      | 31年度当初      | 30年度当初      | 交付目的  | 事業の概要  | 事業開始年度        | 終期又は次回検証年度    |
|----|-------------------------|----------------------------------|--|-------------|-------------|---|--|---------------|---------------|
| 27 | 都市計画局<br>計画部<br>交通政策課   | なにわ筋線整備事業費<br>補助金                | 関西高速鉄道(株)                                | 132,947,000 | 0           | 関西高速鉄道(株)が行うなにわ筋線整備事業にかかる経費に対し、補助金を交付し、なにわ筋線の整備を促進することを目的とする  | なにわ筋線の整備事業にかかる土木、線路設備、開業設備、用地費(補助対象事業費)に対して、国の地下高速鉄道整備事業費補助制度に基づき、国等と協調し補助金を交付する(本市負担率:14.28%)                               | H31<br>(2019) | H33<br>(2021) |
| 28 | 都市計画局<br>計画部<br>交通政策課   | ユニバーサルデザイン<br>タクシー普及促進事業<br>補助金  | タクシー事業者                                  | 15,000,000  | 0           | ユニバーサルデザイン(以下、UDという。)タクシーの車両本体に係る経費の一部を本市が補助することにより、UDタクシーの普及促進を図り、子育て世帯から高齢者、障がいのある方をはじめ大きな荷物を持った旅行者など誰もが安全・安心で快適に利用できる交通環境の整備を図ることを目的とする。                       | 車両1台あたりUD対応経費の3分の1または30万円のいずれか低い方を補助上限額として補助とする。(UD対応経費とは、国の認定を受けたUDタクシー車両本体価格と従来のセダンタイプのタクシー車両の標準的な本体価格の差額のこと)              | H31<br>(2019) | H33<br>(2021) |
| 29 | 都市計画局<br>計画部<br>交通政策課   | 大阪外環状線整備事業<br>費補助金               | 大阪外環状鉄道(株)                               | 37,324,000  | 358,750,000 | 大阪外環状鉄道(株)が行う大阪外環状線整備事業にかかる経費に対し、補助金を交付し、大阪外環状線の整備を促進することを目的とする   | 大阪外環状線の整備事業にかかる土木、線路設備、開業設備、用地費(補助対象事業費)に対して、国の幹線鉄道等活性化事業費補助制度(12.96%)に基づき、国等と協調し補助金(本市負担率:41%)を交付する(補助額:補助対象事業費×12.96%×41%) | H8            | H31<br>(2019) |
| 30 | 都市計画局<br>計画部<br>交通政策課   | 鉄道駅舎可動式ホーム<br>柵等設置補助金            | 鉄道駅舎に可動式ホーム柵を整備する鉄道事業者                   | 60,000,000  | 120,000,000 | 鉄道駅舎における可動式ホーム柵等の整備を促進し、鉄道駅利用者のプラットホームからの転落等を防ぎ安全を確保することを目的とする  | 1日あたりの平均的な利用者が10万人以上の駅において、プラットホームからの転落を防ぐため可動式ホーム柵等の整備事業のうち対象経費の1/6もしくは2,500万円/線のいずれか低い方の額を上限として補助する                        | H22           | H31<br>(2019) |
| 31 | 都市計画局<br>開発調整部<br>開発計画課 | 大阪シティエアターミ<br>ナル内公的施設管理運<br>営補助金 | (株)湊町開発センター                              | 366,895,000 | 366,895,000 | (株)湊町開発センター(MDC)が管理運営を行う大阪シティエアターミナル(OCAT)内に設置された公的施設のうち、特に非収益性・低収益性を有する「バスターミナル」及び「公共通路」の管理運営及び公共施設の機能を維持するために必要な費用に関し、MDCに対して補助金を交付することで、OCATの公的機能を維持することを目的とする | 「バスターミナル」及び「公共通路」の公的施設の管理運営及び公共施設の機能を維持する事業に要する経費に関して、管理運営費とバスターミナルの収入等の差額分及び公共機能維持経費に対して10/10の補助金を交付する                      | H10           | H33<br>(2021) |
| 32 | 都市計画局<br>開発調整部<br>開発計画課 | 大阪ドーム公的施設管<br>理運営補助金             | (株)大阪シティドーム                              | 38,387,000  | 38,387,000  | (株)大阪シティドームが行う大阪ドーム外周に設置された公的施設の管理運営にかかる経費に関し補助金を交付することにより、大阪ドームの公的機能を維持することを目的とする  | 公的施設であるドーム外周デッキの施設管理運営事業にかかる維持管理費等に対して10/10の(補助上限:38,387千円)補助金を交付する  | H13           | H33<br>(2021) |
| 33 | 都市計画局<br>開発調整部<br>開発計画課 | 大阪ドーム施設利用補<br>助金                 | (株)大阪シティドーム                              | 50,000,000  | 50,000,000  | (株)大阪シティドームへの補助金交付を通じてドーム使用料を減額することにより、ドームの特性を活かしたアマチュアスポーツイベント等の開催を促進し、スポーツ振興をはじめとする本市施策の促進に寄与することを目的とする   | 大阪ドームにおける一定規模以上の貸館事業のうち、本市施策の推進に寄与すると本市が認める事業について、(株)大阪シティドームが実際に徴収した使用料と正規使用料との差額の1/2の額と正規使用料の1/3の額のいずれか低い方の額を補助する          | H13           | H32<br>(2020) |
| 34 | 都市計画局<br>開発調整部<br>開発誘導課 | まちづくり活動支援制<br>度に基づく助成金           | 大阪市が認定したまちづくり推進団体                        | 1,150,000   | 1,200,000   | 地域の実情に応じた住み良いまちづくりを市民と市が協力して推進するにあたり、住民等による自発的なまちづくり活動を支援することを目的とする   | 本市が認定したまちづくり推進団体に対し、活動に必要な経費の1/2以内(補助上限:30万円)を5年間補助し、また、まちづくり構想策定年度(1回限り)は構想印刷配布経費の1/2以内(補助上限:20万円)を補助する                     | H9            | H32<br>(2020) |
| 35 | 都市計画局<br>開発調整部<br>開発誘導課 | エリアマネジメント活<br>動促進事業補助金           | 本市が認定する事業年度計画に基づき都市利便増進施設の整備等を行う都市再生推進法人 | 31,550,000  | 31,261,000  | 市民等の発意と創意工夫を活かした質の高い公共空間の創出及び維持発展を促進するため、本市が認定する事業年度計画に基づき都市利便増進施設の整備等を行う都市再生推進法人に対して補助を行うことにより、都市の魅力の向上を図ることを目的とする   | エリアマネジメント活動促進条例に基づいて本市が認定した事業年度計画をもとに実施される都市利便増進施設の一体的な整備または管理に要する費用に相当する額を、都市再生推進法人に対して、全額補助する(補助上限:認定年度計画に記載された額)          | H27           | H33<br>(2021) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号 | 所 管                      | 支出名称                                 | 支出先                               | 31年度当初      | 30年度当初      | 交付目的  | 事業の概要  | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|----|--------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|-------------|-------------|---|--|--------|---------------|
| 36 | 都市計画局<br>建築指導部<br>監察課    | 民間建築物吹付けア<br>スベスト除去等補助金              | 一定の要件を満たす吹<br>付けアスベストの除去<br>等を行う者 | 4,700,000   | 4,700,000   | 既存建築物に対し、所有者等がアスベスト含有調査・対策を実施する場合に要する費用の一部を補助することにより、アスベストによる健康被害に対する市民の不安を解消し、市民の安全・安心を確保することを目的とする  | 大阪市内の既存建築物にある露出した吹付けアスベストの含有調査や除去工事等の事業に対して、一定要件を満たせばその費用の一部に補助金を交付する(含有調査:対象費用全額かつ上限金額25万円(1試料あたりの上限は10万円)対策工事:対象費用の1/3かつ戸建住宅は上限金額20万円、分譲共同住宅及び一般建築物は上限金額100万円)                           | H18    | H32<br>(2020) |
| 37 | 福祉局<br>総務部総務課            | 保護司研修事業補助金                           | 大阪市保護司会連絡協<br>議会                  | 800,000     | 800,000     | 大阪市内の保護司による犯罪者(刑事施設出所者等)への適切な更生保護の取り組みの推進・強化を図るために、必要な社会福祉等への理解を深めるための研修の充実を図り、地域の福祉に貢献することを目的とする   | 大阪市保護司会連絡協議会が主催する研修事業に対し、福祉施策研修及び更生施設等、現場における研修に要する経費のうち、講師謝礼、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、筆耕翻訳料、会場借上料、バス等借上料の1/2を交付する   | H20    | H31<br>(2019) |
| 38 | 福祉局<br>総務部総務課            | 大阪沖縄戦没者慰霊塔<br>「なにわの塔」参拝事業<br>補助金     | (一財)大阪府遺族連合<br>会                  | 617,000     | 614,000     | 過去の大戦で最大の激戦地となった沖縄県糸満市に建立された「なにわの塔」で追悼式を開催する(一財)大阪府遺族連合会に対し、「なにわの塔」参拝事業への補助を実施することで、沖縄及び南方諸地域における戦没者を追悼することを目的とする   | (一財)大阪府遺族連合会が行う大阪沖縄戦没者慰霊塔「なにわの塔」参拝事業のうち、追悼式での祭壇及び式典会場設営費、設備運搬費、石碑等維持管理及び補修費、参拝者の移送費、参拝費及び損害保険料の1/2を交付する  | S40    | H33<br>(2021) |
| 39 | 福祉局<br>総務部総務課            | 民間社会福祉施設整備<br>資金借入金利子補助金<br>(老人福祉施設) | 社会福祉法人等                           | 0           | 53,000      | 社会福祉法人等が(独)福祉医療機構から借り入れた整備資金に対する利子の一部を補助することにより、民間社会福祉施設の振興を図る  | 社会福祉法人等が社会福祉施設の整備にあたり、(独)福祉医療機構から借り入れた資金に対する利子のうち、2%を超える部分を補助する(2%を超える部分について補助率10/10)<br>※平成16年度から新規の申請受付を停止   | S47    | H30           |
| 40 | 福祉局<br>生活福祉部<br>地域福祉課    | あんしんさぼーと事業<br>(日常生活自立支援事<br>業)補助金    | (社福)大阪市社会福祉<br>協議会                | 507,178,000 | 508,305,000 | 判断能力が不十分な方が地域で安心して生活を送れるよう日常生活の支援及び権利侵害や財産管理等の権利擁護に関する相談に応じるため、(社福)大阪市社会福祉協議会が行うあんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)に対して補助を実施することにより、市民の権利を擁護することを目的とする   | あんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)を実施する(社福)大阪市社会福祉協議会に対して、福祉サービスなどの利用支援や金銭管理サービス、通帳・証書類の預かりサービス等に要する経費を補助する(補助率10/10)  | H9     | H31<br>(2019) |
| 41 | 福祉局<br>生活福祉部<br>自立支援課    | 大阪社会医療センター<br>無料低額診療等事業補<br>助金       | (社福)大阪社会医療セ<br>ンター                | 236,721,000 | 236,721,000 | 無料低額診療等事業を実施する(社福)大阪社会医療センターに対して事業補助を実施することにより、あいりん地域における医療の確保と健康・衛生の維持向上を図る  | あいりん地域の特性にあわせた医療の継続的安定確保を図るため、(社福)大阪社会医療センターが実施する無料低額診療等事業に要する経費(救急医療に要する経費のうち夜間診療経費、年末年始診療経費及び休日急病診療経費、保健衛生生活に要する経費のうち生活相談員給与費、あいりんの特性等に要する経費のうち非常勤医師報酬費、診療費減免費及び警備委託費)に対して補助する(補助率10/10) | S45    | H31<br>(2019) |
| 42 | 福祉局<br>生活福祉部<br>自立支援課    | あいりん地域における<br>医療施設整備等補助金             | (社福)大阪社会医療セ<br>ンター                | 747,222,000 | 88,914,000  | あいりん地域における医療施設を整備する社会福祉法人に対して、施設整備に係る経費を補助することにより、あいりん居住者及び生活困窮者に対して、必要かつ迅速な医療の提供を行うなど、あいりん特有の事情に鑑み、福祉の向上を図ることを目的とする  | あいりん地域における医療施設を整備するために必要な経費(基本設計費、実施設計費、建築費用等)のうち、本市が負担すべき経費に対して、8/10を上限として補助する  | H29    | H31<br>(2019) |
| 43 | 福祉局<br>生活福祉部<br>保護課      | 要保護世帯向け不動産<br>担保型生活資金貸付事<br>業補助金     | (社福)大阪府社会福祉<br>協議会                | 51,581,000  | 51,427,000  | 一定の居住用不動産を有し、将来にわたり現住居に住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うことにより、その世帯の自立を支援し、併せて生活保護の適正化を図ることを目的とした要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業を行なう、(社福)大阪府社会福祉協議会に対し、その貸付金の原資を補助することで事業の安定した運営を図る | (社福)大阪府社会福祉協議会が実施する、要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業に対し市域分の貸付原資の10/10を補助する  | H19    | H31<br>(2019) |
| 44 | 福祉局<br>障がい者施策部<br>障がい福祉課 | 身体障がい者自動車改<br>造費補助金                  | 身体障がい者                            | 600,000     | 700,000     | 身体障がい者が就労等に伴い、自ら運転する自動車の改造に要する経費を補助し、自立と社会参加の促進を図る  | 重度の上肢、下肢または体幹機能障がい者が自動車を改造する経費の1/2以内の額を補助する(補助上限:10万円)   | S50    | H33<br>(2021) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号 | 所 管                      | 支出名称                      | 支出先                 | 31年度当初      | 30年度当初      | 交付目的  | 事業の概要  | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|----|--------------------------|---------------------------|---------------------|-------------|-------------|---|--|--------|---------------|
| 45 | 福祉局<br>障がい者施策部<br>障がい福祉課 | 障がい者福祉バス借上補助金             | 各障がい者団体             | 2,419,000   | 2,266,000   | 障がい者団体が研修等を実施する場合、その事業に使用するバス借上げにかかる費用の一部の助成を行うことにより福祉の増進を図る  | 障がい者団体が研修等を実施する場合、その事業に使用するバス借上げ料の1/2以内の補助を行う<br>(補助上限:上限1台につき51,500円)   | S48    | H31<br>(2019) |
| 46 | 福祉局<br>障がい者施策部<br>障がい福祉課 | 障がい者職業能力開発訓練施設運営助成        | (社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会 | 55,199,000  | 55,199,000  | 一般企業への就労が困難な障がい者手帳所持者(3障がい)に対して、企業就労に必要な知識や技能を指導するとともに、就労に向けた実習を行い、職業自立を支援することを目的として、(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会が運営する職業リハビリテーションセンター等において、同法人が実施する障がい者職業能力開発訓練経費を補助する | 障がい者職業能力開発訓練事業を実施する(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会に対して、国が障害者能力開発助成金をもって補助する部分を除く部分について、補助を行う<br>補助対象経費は、指導員、講師及び教務職員の謝礼金等費用、施設等の賃借による設置・整備に要する費用、教材に要する費用、指導員の研修に要する費用等とし、国助成金の対象と認められた費用の1/4(パソコンリース料は1/2)を補助する<br>(参考)<br>・国:障害者能力開発助成金<br>補助率:運営費の3/4<br>補助上限:訓練生1人当たり16万円<br>(重度障がい者は17万円)               | S60    | H31<br>(2019) |
| 47 | 福祉局<br>障がい者施策部<br>障がい福祉課 | 点字図書館運営補助金(情報文化センター)      | (社福)日本ライトハウス        | 68,433,000  | 67,637,000  | (社福)日本ライトハウスが設置する点字図書館の運営に要する経費の一部を補助し、円滑な運営を図る   | (社福)日本ライトハウスが設置する点字図書館運営事業経費のうち一般事務費、施設機能強化推進費、情報化対応特別管理費、民間施設給与等改善費について、国庫算定基準により算出した運営費を上限とした1/2を補助する  | S42    | H31<br>(2019) |
| 48 | 福祉局<br>障がい者施策部<br>障がい福祉課 | 民間社会福祉施設等償還金補助金(障がい福祉施設等) | 社会福祉法人              | 70,186,000  | 71,307,000  | 社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築または増築に要した費用にかかる借入金の元金及び利子の償還に要する経費を補助することにより、民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進を図る   | (独)福祉医療機構から貸し付けを受けた福祉貸付資金(建築資金、設備整備資金に限る)について、当該年度において償還する元金及び利子の10/10を補助する  | S61    | H33<br>(2021) |
| 49 | 福祉局<br>障がい者施策部<br>障がい福祉課 | 鉄道駅舎エレベーター等設置補助金          | 民間鉄道事業者             | 39,000,000  | 65,000,000  | 鉄道事業法第3条の規定に基づいて国土交通大臣の許可を受けて鉄道事業を営業者が障がい者や高齢者等の交通機関の利用環境を改善するために行うエレベーター等の整備に対して補助を行い、もって障がい者や高齢者等の移動の円滑化並びに、ひとにやさしいまちづくりの促進を図ることを目的とする                      | 鉄道事業者が本市区域内の1日利用者3,000人以上の既存鉄道駅舎において障がい者や高齢者等の交通機関の利用環境を改善するために行うエレベーター等の設置に対して、当該設置関連経費の1/6(補助上限:1,300万円/基、2基まで)を補助する   | H26    | H31<br>(2019) |
| 50 | 福祉局<br>障がい者施策部<br>障がい支援課 | 障がい者グループホーム整備助成           | 障がい者グループホームを整備する法人  | 258,202,000 | 248,587,000 | 障がい者の日常生活における援助及び介護を行う障がい者グループホームの整備及び設備整備にかかる経費の一部を助成することにより、障がい者の自立を促進し、その福祉の向上を図ることを目的とする  | 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助事業として指定を受けることができる法人に対し、グループホームの新規設置又は定員増等理由による移転の際の賃借、購入、新築、住宅改造、設備購入及び重度者支援等の理由による既存住居の住宅改造にかかる経費の一部を助成<br>(補助率)事業費の3/4以内<br>(補助上限)<br>新築26,230千円、購入6,600千円、賃借1,000千円、(サテライト型住居は賃借250千円)、改造1,290千円、新規スプリンクラー1,000千円、設備整備500千円、既存スプリンクラー20,100円(1㎡あたり)を上限 | H1     | H32<br>(2020) |
| 51 | 福祉局<br>障がい者施策部<br>障がい支援課 | 重症心身障がい者通所用バス運行費補助金       | (社福)四天王寺福祉事業団       | 11,455,000  | 11,455,000  | 市内全域の重症心身障がい者を対象とした生活介護事業を運営する法人に対し、送迎にかかるバス運行経費の一部を助成することにより施設における支援体制の安定化を図るとともに、重症心身障がい者の施設への通所手段の確保及び社会参加の促進を図る   | 市内全域の重症心身障がい者を対象とした生活介護事業を運営する法人に対し、送迎にかかるバス運行経費の1/2(補助上限1,260万円)を助成する   | H8     | H32<br>(2020) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号 | 所 管                    | 支出名称                    | 支出先              | 31年度当初        | 30年度当初        | 交付目的   | 事業の概要  | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|----|------------------------|-------------------------|------------------|---------------|---------------|--|--|--------|---------------|
| 52 | 福祉局<br>高齢者施策部<br>高齢福祉課 | 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業補助金       | 大阪市内に所在する社会福祉法人等 | 2,008,000     | 2,153,000     | 市内に住所を有し、加齢その他の事由により寝具(掛布団、敷布団及び毛布に限る)の衛生管理が困難な高齢者を対象として、水洗いによる寝具の洗濯乾燥消毒サービス事業を行う事業者に対して補助金を交付することにより、高齢者の保健衛生の向上と福祉の増進を図ることを目的とする           | 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業を実施する事業者に対して、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の実施に要する補助金を交付する<br>・事業費<br>補助基準額:事業費(補助上限:布団1枚あたり2,000円、毛布1枚あたり800円)から利用者負担額の合計を控除した額<br>補助率:1/2<br>・事務費<br>補助基準額:10万円、補助率1/2   | H12    | H31<br>(2019) |
| 53 | 福祉局<br>高齢者施策部<br>高齢福祉課 | 認知症介護指導者養成研修事業補助金       | 大阪市管轄老人福祉施設運営法人  | 353,000       | 353,000       | 認知症介護指導者養成研修、認知症介護フォローアップ研修への参加を支援するため、本市域内に事業所を有する社会福祉法人または指定居宅サービス事業者等の職員派遣にかかる必要な経費を補助し、もって本市における認知症介護実務者の資質の向上を図る                        | 認知症介護指導者養成研修・認知症介護フォローアップ研修へ職員を派遣する社会福祉法人等に対して、当該職員派遣にかかる旅費、宿泊費を助成する(補助率10/10)<br>認知症介護指導者養成研修(定員3名)281千円<br>認知症介護フォローアップ研修(定員3名)72千円  | H13    | H33<br>(2021) |
| 54 | 福祉局<br>高齢者施策部<br>高齢福祉課 | 民間社会福祉施設等償還金補助金(老人福祉施設) | 社会福祉法人           | 0             | 3,104,000     | 民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進に資するため、社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築または増築に要した費用にかかる借入金の元金及び利子の償還に要する経費に対して交付する                                       | 補助対象経費については、(独)福祉医療機構から貸し付けを受けた福祉貸付資金(建築資金、設備整備資金に限る)の当該年度において償還する元金及び利子の範囲内で交付する(補助率10/10)  | S52    | H30           |
| 55 | 福祉局<br>高齢者施策部<br>高齢福祉課 | 軽費老人ホームサービス提供費補助金       | 大阪市所管軽費老人ホーム運営法人 | 539,508,000   | 529,925,000   | 軽費老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、サービス提供に要する費用等に充当する経費を補助し、施設の安定的な運営を図ることにより、利用者の処遇を確保することを目的とする   | 軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、入所者負担にあたるサービス提供費等を施設へ補助する<br>補助率:10/10(収支差補助)<br>補助基準額:施設ごとの基本月額により異なる   | S44    | H32<br>(2020) |
| 56 | 福祉局<br>高齢者施策部<br>高齢施設課 | 特別養護老人ホーム整備補助金          | 社会福祉法人           | 3,079,217,000 | 2,729,832,000 | 特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対し、施設整備に要する経費を補助することにより、整備の促進を図り、高齢者の福祉の向上に資することを目的とする<br>また、特別養護老人ホームの多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する | 特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対して、整備にかかる経費を助成する<br>①一般施設<br>創設 補助上限:3,712千円/定員(ショートステイ含む)<br>建替 補助上限:3,712千円/定員(ショートステイ含む)×(整備後の経過年数)-(介護保険制度導入後の年数)/(整備後の経過年数)<br>②小規模施設(定員29人以下)<br>補助上限:4,270千円/定員<br>③特別養護老人ホームの多床室について、入居者がより在宅に近い環境の下で高齢者の尊厳の保持を図るために、居住環境の質を向上させプライバシーを確保する改修工事を行う社会福祉法人に対し、補助を行う<br>補助基準額 700千円/床 | S48    | H32<br>(2020) |
| 57 | 福祉局<br>高齢者施策部<br>高齢施設課 | 養護老人ホーム整備費補助金           | 社会福祉法人           | 193,943,000   | 40,830,000    | 養護老人ホームは、多様化する高齢者のニーズに対応できる唯一の措置施設であり、重要な高齢者支援のセーフティネットとして、必要数を確保するため、老朽化が進む施設において、建替え整備経費を補助する  | 養護老人ホーム施設整備経費に対し、定員1人あたり4,083千円を乗じた額以内を補助する  | H12    | H32<br>(2020) |
| 58 | 福祉局<br>高齢者施策部<br>高齢施設課 | 小規模多機能型居宅介護拠点等整備費補助金    | 社会福祉法人等          | 453,670,000   | 293,670,000   | 高齢者が、出来る限り住み慣れた地域で生活を継続する事が可能となるよう、小規模多機能型居宅介護拠点等の整備を行う社会福祉法人等に対し整備費を補助することで、高齢者の在宅支援を行うことを目的とする   | 小規模多機能型居宅介護拠点、看護小規模多機能型居宅介護拠点及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護拠点の整備にかかる施設整備費並びに初度設備の備品購入経費などに対し、次の金額を上限として補助する<br>(補助上限)<br>・小規模多機能型居宅介護拠点 32,000千円<br>・看護小規模多機能型居宅介護拠点 32,000千円<br>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護拠点 5,670千円   | H18    | H32<br>(2020) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号 | 所 管                    | 支出名称                          | 支出先               | 31年度当初      | 30年度当初      | 交付目的  | 事業の概要  | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|----|------------------------|-------------------------------|-------------------|-------------|-------------|---|--|--------|---------------|
| 59 | 福祉局<br>高齢者施策部<br>高齢施設課 | 施設開設準備経費等支援事業補助金              | 社会福祉法人等           | 633,065,000 | 670,579,000 | 特別養護老人ホーム等を開設する社会福祉法人等に対し、次の経費を補助することにより、高齢者の福祉の向上に資することを目的とする<br>①施設等用地確保のために定期借地権を設定し、一時金を支出した場合に補助を行うことにより、特別養護老人ホーム等の整備促進を図る<br>②開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を図る | 特別養護老人ホーム等を開設する社会福祉法人等に対して、<br>①定期借地権を設定し、一時金を支出した場合に補助する<br>②施設開設に要する経費を補助する<br>(補助対象事業・補助基準)<br>①定期借地権利用による整備促進<br>補助対象:定期借地権設定により支出する一時金<br>補助率:1/2 補助上限:路線評価額の1/4<br>②開設準備<br>補助対象:開設前の看護・介護職員等雇用経費等<br>補助上限:800千円/定員<br>定期巡回・随時対応型訪問介護看護拠点<br>13,300千円/施設 | H22    | H32<br>(2020) |
| 60 | 福祉局<br>高齢者施策部<br>高齢施設課 | 介護療養型医療施設転換整備費補助金             | 社会福祉法人等           | 75,723,000  | 100,377,000 | 療養病床の再編成による、介護療養型医療施設の平成35年度末廃止のため、既存の介護療養型病床を有する医療施設を運営する法人に対し、介護老人保健施設への転換整備を促進するために工事費等を補助する   | 介護療養型医療施設を運営する法人に対し、介護療養病床を介護老人保健施設等へ転換する際の施設整備にかかる工事費等を補助する<br>補助基準額<br>・創設 補助基準額 1,930千円/床<br>・改築 補助基準額 2,390千円/床<br>・改修 補助基準額 964千円/床   | H27    | H32<br>(2020) |
| 61 | 福祉局<br>高齢者施策部<br>高齢施設課 | 認知症高齢者グループホーム等スプリンクラー設備整備費補助金 | 社会福祉法人等           | 12,286,000  | 0           | 消防法施行令の改正により、原則すべての介護施設に対しスプリンクラーの設置が義務づけられたため、スプリンクラーの整備を行う医療法人、社会福祉法人等に対して補助を実施することにより、その設置を促進する  | スプリンクラー未設置である介護施設を運営する医療法人、社会福祉法人等に対して、スプリンクラーの整備に要する工事費等を面積に応じて補助する<br>補助基準額<br>・延床面積1,000㎡未満の施設…9,260円/㎡<br>・延床面積1,000㎡以上の施設…17,500円/㎡   | H21    | H32<br>(2020) |
| 62 | 福祉局<br>高齢者施策部<br>いきがい課 | 老人クラブ育成補助金                    | (一社)大阪市老人クラブ連合会等  | 79,605,000  | 80,214,000  | 老人クラブの育成を図るため、会員の教養の向上・健康の増進・社会福祉活動等の地域活動に関する事業を実施する老人クラブ及び、老人クラブ研修会やリーダー育成事業等を実施する各区老人クラブ連合会並びに大阪市老人クラブ連合会に対して補助を実施することにより、高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進を図る         | 会員の教養の向上、健康増進または地域活動に関する事業を実施する老人クラブに対して、当該事業の実施に要する報償費及び消耗品費等の1/2を補助する(補助上限90,000円)<br>老人スポーツ大会や老人クラブ研修会等を実施する大阪市老人クラブ連合会及び、地域住民との交流促進事業や友愛訪問活動等を実施する各区老人クラブ連合会に対し、当該事業の実施に要する会場使用料や印刷製本費等の1/2を上限として補助する  | S32    | H31<br>(2019) |
| 63 | 福祉局<br>高齢者施策部<br>いきがい課 | 地域高齢者活動拠点施設(老人憩の家)運営補助金       | 地域高齢者活動拠点施設運営委員会  | 49,893,000  | 50,330,000  | 高齢者を中心とした地域住民の自主活動の場の提供のため、地域高齢者活動拠点施設を運営する運営委員会に対して補助を実施することにより、地域福祉の推進を図る   | 地域高齢者活動拠点施設を運営する地域住民で組織する運営委員会に対して、施設運営に要する光熱水費及び建物の維持補修費等の施設運営経費の1/2を補助する<br>(補助上限)<br>北区…330千円、都島区…400千円、西・港・大正・天王寺・浪速・東成・生野・阿倍野・東住吉区…289千円、平野区…290千円  | S44    | H33<br>(2021) |
| 64 | 福祉局<br>高齢者施策部<br>いきがい課 | 高齢者就業機会確保事業補助金                | (公社)大阪市シルバー人材センター | 48,700,000  | 48,700,000  | 高齢者の労働能力を活用し、働く機会を確保するため、高齢者就業機会確保事業を実施する大阪市シルバー人材センターに対して補助を実施することにより、高齢者の生きがいの充実及び健康と福祉の増進を図る   | 大阪市シルバー人材センターの本部・南部・北部・西部の4拠点に対して、事業実施に要する人件費・光熱水費等の経費の1/2を補助する<br>【事業名及び補助上限】<br>・活動拠点経費…7,236千円(1箇所あたり上限)<br>・高齢者活用・現役世代サポート事業…50,000千円<br>・地域就業機会創出・拡大事業…提案事業1件につき、事業運営費4,000千円、事業設備費1,000千円(ただし、事業開始初年度に限る)  | S58    | H33<br>(2021) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号 | 所 管                    | 支出名称                            | 支出先              | 31年度当初     | 30年度当初     | 交付目的   | 事業の概要  | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|----|------------------------|---------------------------------|------------------|------------|------------|--|--|--------|---------------|
| 65 | 福祉局<br>高齢者施策部<br>いきがい課 | 地域高齢者活動拠点施設(老人憩の家)改修整備補助金       | 地域高齢者活動拠点施設運営委員会 | 9,454,000  | 9,454,000  | 地域高齢者活動拠点施設の老朽化に伴う補修及び段差の解消等、また、耐震基準を満たすための施設改修工事を実施する地域住民で組織する運営委員会に対して、補助を実施することにより施設の継続的な運営による地域福祉の推進を図る  | 地域高齢者活動拠点施設の改修整備を実施する地域住民で組織する運営委員会に対して、改修工事費の1/2、耐震診断費の9/10を補助する<br>(補助上限)<br>・老朽化改修整備…1箇所あたり1,100千円<br>※補助による改修後15年経過まで再補助は不可<br>・段差改修等整備…1箇所あたり327千円<br>※1施設1回限りの補助<br>・耐震改修工事…1箇所あたり1,100千円<br>※1施設1回限りの補助<br>・耐震診断補助…1㎡あたり2千円 | S63    | H33<br>(2021) |
| 66 | 福祉局<br>高齢者施策部<br>いきがい課 | 高齢者入浴利用料金割引事業補助金                | 市内公衆浴場           | 19,652,000 | 21,440,000 | 高齢者が利用しやすい入浴機会を確保するため、高齢者入浴割引事業を実施する公衆浴場に対して補助を実施することにより、高齢者の健康増進と孤独感の解消の一助とするとともに、高齢者福祉の向上を図る   | 市内に居住する70歳以上の高齢者を対象に原則として月2回の入浴利用料金割引を実施する浴場に対し、事業に要する入浴利用料金割引経費(補助上限:1人当たり80円)及び広報周知経費(補助上限:1施設当たり750円)並びに割引証作成費(補助上限:1施設当たり750円)を補助する  | H24    | H32<br>(2020) |
| 67 | 福祉局<br>高齢者施策部<br>介護保険課 | 社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減事業補助金 | 社会福祉法人等          | 43,111,000 | 50,040,000 | 低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ利用者負担の軽減を実施する際に、その経費を補助することで、介護保険サービスの利用促進を図る   | 介護保険サービス利用者負担額軽減事業を実施する社会福祉法人等に対して、軽減総額のうち、本来受領すべき利用者負担収入の1%を超えた部分の1/2を上限に補助する<br>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と介護福祉施設サービスについては、軽減総額のうち、本来受領すべき利用者負担収入の10%を超えた部分の全額を補助する  | H12    | H33<br>(2021) |
| 68 | 健康局<br>総務部総務課          | 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所施設整備費補助金     | (地独)大阪健康安全基盤研究所  | 66,373,000 | 35,753,000 | 公衆衛生に係る調査研究等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的支援を行う(地独)大阪健康安全基盤研究所が実施する施設又は設備の整備に係る事業に対して補助を実施することにより、安定的な研究所の運営を図り、住民の健康増進及び生活の安全確保に資することを目的とする | (地独)大阪健康安全基盤研究所に対して、施設又は設備の整備に要する経費(大阪府が法人に対して補助する経費等、補助金のほかに法人に措置される経費を除く)の10/10に相当する額を上限として補助する  | H29    | H31<br>(2019) |
| 69 | 健康局<br>健康推進部<br>健康施策課  | 夜間歯科救急診療支援事業補助金                 | (一社)大阪府歯科医師会     | 7,314,000  | 7,314,000  | 大阪市における歯科初期救急医療体制を確保するため、夜間歯科救急診療事業を実施する(一社)大阪府歯科医師会に対して補助を実施することにより、市民が安心して暮らせる歯科救急診療体制の確保を図る   | 夜間歯科救急診療事業を実施する(一社)大阪府歯科医師会に対して、事業実施に要する報償費及び旅費、需用費等より、事業実施により得る診療収入及びその他の収入、また、府域における歯科救急体制確保の役割も兼ねる事による大阪府が補助対象とする額を控除した額の1/2を補助する(補助上限:7,314千円)   | H16    | H32<br>(2020) |
| 70 | 健康局<br>健康推進部<br>健康づくり課 | 健康増進活動事業補助金                     | 健康増進活動を実施する事業者   | 3,364,000  | 4,724,000  | 一次予防の普及啓発を行っている事業者に対し、喫煙率の減少、肥満者の減少、運動習慣者の増加及び食育の推進を目的として行う健康増進活動を補助することにより、健康づくり並びに市民の健康の保持と増進を図ることを目的とする   | 一次予防の普及啓発を行っている事業者に対し、喫煙率の減少、肥満者の減少、運動習慣者の増加及び食育の推進を目的として実施する講演会、調理実習、体操教室、歩育教室などの活動に要する費用の1/2を補助する(補助上限108千円)   | H23    | H33<br>(2021) |
| 71 | 健康局<br>健康推進部<br>健康づくり課 | 公衆衛生活動事業補助金                     | 公衆衛生活動を実施する事業者   | 6,487,000  | 6,754,000  | 大阪市内において実施する公衆衛生活動事業に対し、市民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けて、医師による三次予防(疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持・回復を図ること)の普及啓発を補助することにより、本市の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする                         | 大阪市内において実施する公衆衛生活動事業に対し、三次予防の普及を目的として実施する医療相談・講演会に要する費用の1/2を補助する(補助上限338千円)  | S45    | H33<br>(2021) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号 | 所 管                      | 支出名称                     | 支出先                       | 31年度当初      | 30年度当初      | 交付目的   | 事業の概要   | 事業開始年度        | 終期又は次回検証年度    |
|----|--------------------------|--------------------------|---------------------------|-------------|-------------|--|---|---------------|---------------|
| 72 | 健康局<br>健康推進部<br>生活衛生課    | 公衆浴場衛生向上事業補助金            | 市内公衆浴場                    | 83,425,000  | 76,055,000  | 浴場事業にかかる収支が一定額以下で適切な衛生水準を維持している一般公衆浴場に対し、経常的な衛生水準維持にかかる経費及び基幹設備整備にかかる経費を補助することにより、一般公衆浴場の継続的な衛生水準の確保を図り、市民の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする                                  | 浴場事業にかかる収支が一定額以下で適切な衛生水準を維持している一般公衆浴場に対して経常的な衛生水準維持にかかる経費(薬剤等消耗品・水質検査・空気調和装置フィルター交換等)及び基幹設備整備にかかる経費(熱源給水設備(煙突含む)・水質浄化設備・空気調和装置等の更新・補修)に対し、1/2相当額を補助する。基幹設備整備にかかる緊急工事の更新・補修の場合は、1/4相当額を補助する。<br>・衛生水準維持経費:補助上限10万円<br>・基幹設備整備経費:補助上限250万円(緊急工事の場合の補助上限10万円を含む) | S49           | H33<br>(2021) |
| 73 | 健康局<br>健康推進部<br>生活衛生課    | 公衆浴場住民等相互交流活性化事業補助金      | 一般公衆浴場または複数の一般公衆浴場で構成する団体 | 3,200,000   | 0           | 一般公衆浴場の浴場施設の利活用にかかる経費の一部を補助することにより、一般公衆浴場の活性化及び浴場を拠点とした住民等相互の交流の促進を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。   | 一般公衆浴場または複数の一般公衆浴場で構成する団体が行う公衆浴場住民等相互交流活性化事業に対し、その経費の1/2を補助する<br>補助上限:補助事業を実施する浴場数に応じる<br>(構成浴場数) (補助上限)<br>【個別】 1浴場 50千円<br>【有志団体】 2~9浴場 100千円<br>10~19浴場 150千円<br>20~29浴場 200千円<br>30浴場以上 250千円   | H31<br>(2019) | H33<br>(2021) |
| 74 | 健康局<br>保健所<br>感染症対策課     | 結核定期健康診断補助金              | 私立学校・社会福祉施設               | 2,467,000   | 2,402,000   | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条の規定に基づき、学校または施設の長が行う定期的健康診断に要する費用に対して補助を行う   | 定期的健康診断にかかる費用のうち、その補助対象経費から当該年度におけるその実施に関する収入額を控除した額と、補助基準額とを比較して、その少ない方の金額の2/3を補助する<br>【補助基準額】<br>・レンズカメラによる間接撮影:80円<br>・70mmミラーカメラによる間接撮影:95円<br>・100mmミラーカメラによる間接撮影:123円<br>・直接撮影:123円<br>・精密検査:123円   | S26           | H33<br>(2021) |
| 75 | こども青少年局<br>企画部<br>経理・企画課 | こども支援ネットワーク事業補助金         | (社福)大阪市社会福祉協議会            | 7,783,000   | 6,000,000   | 地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む活動団体や企業、大阪市社会福祉協議会、社会福祉施設等が参加するネットワークを構築するため、ネットワークの事務局を担う大阪市社会福祉協議会に対し、その経費の一部を補助することにより、地域におけるこどもの貧困などの課題解決のための取組みの活性化と、地域でこどもを育む機運の醸成を図る | ネットワークの事務局運営に要する人件費、研修経費、事務費等の1/2を補助する(補助上限:6,000千円)とともに、こども食堂等にかかる保険加入経費の10/10を補助する(補助上限:1,783千円)  | H30           | H32<br>(2020) |
| 76 | こども青少年局<br>企画部<br>青少年課   | 留守家庭児童対策事業補助金            | 留守家庭児童対策事業実施者             | 675,146,000 | 658,369,000 | 留守家庭児童の健全育成を図るため、保護者等において、場所、支援員等を確保し、留守家庭児童対策事業を実施するものに対し、運営経費の一部を補助し事業の推進を図る   | 留守家庭児童を対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るための事業に対して、1事業あたりの在籍児童数の階層ごとに決められた定額を補助する(補助上限5,003千円 他加算額あり)  | H19           | H31<br>(2019) |
| 77 | こども青少年局<br>企画部<br>青少年課   | 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金 | 留守家庭児童対策事業実施者             | 60,508,000  | 61,514,000  | 留守家庭児童の健全育成を図るため、放課後児童支援員の処遇改善を行っている留守家庭児童対策事業を実施するものに対し、処遇改善経費の一部を補助し事業の推進を図る   | 放課後児童支援員の処遇改善を行っている留守家庭児童対策事業を実施するものに対して、処遇改善に必要な経費を、各放課後児童支援員の経験年数に応じた上限の範囲内で補助する(補助上限125千円ほか)   | H29           | H31<br>(2019) |
| 78 | こども青少年局<br>子育て支援部<br>管理課 | 特定教育・保育施設等運営補助金(一時預かり事業) | 社会福祉法人等                   | 200,544,000 | 188,981,000 | 保護者の就労や傷病等による緊急・一時的な保育に対応するために民間保育所が実施する一時預かり事業に対して補助を行うことにより、一時預かりの充実と児童の福祉の向上を図る   | 主として保育所等に通っていない就学前児童で、保護者の就労・傷病等により保育を必要とする児童を対象とし、民間保育所等が実施する保育サービスの提供に必要な人件費等に対して、利用児童数に応じた額を補助する(補助上限9,140千円 他加算額あり)   | H2            | H33<br>(2021) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号 | 所 管   | 支出名称                          | 支出先                             | 31年度当初        | 30年度当初        | 交付目的   | 事業の概要  | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|----|---|-------------------------------|---------------------------------|---------------|---------------|--|--|--------|---------------|
| 79 | こども青少年局<br>子育て支援部<br>管理課                      | 不妊に悩む方への特定<br>治療支援事業助成金       | 特定不妊治療受療者                       | 604,200,000   | 654,000,000   | 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る  | 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込がないかまたは極めて少ないと医師に診断された大阪市内に住所を有している法律上の婚姻をしている夫婦で、夫婦合算の総所得金額が730万円未満の者を対象とし、治療1回につき補助上限15万円(ただし初回の治療に限り30万円。治療ステージC・Fについては、補助上限7.5万円)まで助成。年間回数及び通算期間の制限はなく、初回治療年齢が40歳未満は通算6回、40歳以上43歳未満は通算3回まで助成。特定不妊治療のうち、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術を行った場合に15万円(ただし初回の治療に限り30万円)まで助成 | H16    | H31<br>(2019) |
| 80 | こども青少年局<br>子育て支援部<br>管理課                      | 病児保育施設開設準備<br>経費補助金           | 病児保育施設を新規開設する法人等                | 4,000,000     | 0             | 病児保育施設の新規開設にかかる費用負担を軽減するため、病児保育施設を新規開設する法人等に対して補助を実施することにより新規開設の促進を図り、市民が仕事と子育てを両立できるよう支援する  | 病児保育施設を新規開設する法人等に対して、施設の開設に必要なとなる建物改修経費、備品等購入経費及び広報経費(補助基準額:400万円)を補助する  | H27    | H32<br>(2020) |
| 81 | こども青少年局<br>子育て支援部<br>管理課                      | 病児・病後児保育事業<br>予約システム整備補助<br>金 | 病児保育施設及び病後<br>児保育施設を運営する<br>法人等 | 200,000       | 200,000       | 病児保育施設及び病後児保育施設における利用予約キャンセル率が高い課題への対応として、インターネットを活用した予約システムの導入を促進するため、病児保育施設を新規開設する法人等に対して予約システム導入経費を補助することにより、利用者の利便性向上とともに効率的な事業実施を図る     | インターネットを活用した予約システムの導入を実施する病児保育施設及び病後児保育施設を運営する法人等に対して、システム導入に要する初期経費(上限:40万円)の1/2を補助する   | H27    | H32<br>(2020) |
| 82 | こども青少年局<br>子育て支援部<br>管理課<br>(幼稚園運営企画<br>グループ) | 私立幼稚園就園奨励費<br>補助金             | 私立幼稚園設置者                        | 2,442,794,000 | 4,457,957,000 | 私立幼稚園(新制度移行園を除く)に在園する園児の保護者が納付すべき保育料等の負担軽減を図ることにより、就園を奨励し、幼稚園教育の振興に資することを目的とする   | 市内に居住し、私立幼稚園(新制度移行園を除く)に就園する3・4・5歳児及び満3歳児を扶養している保護者の負担する入園料及び保育料の償還を行う設置者に対し、保護者の所得等に関わらず308千円を上限に補助を行う(補助率10/10)  | S47    | H31<br>(2019) |
| 83 | こども青少年局<br>子育て支援部<br>管理課<br>(幼稚園運営企画<br>グループ) | 国立幼稚園就園奨励費<br>補助金             | 国立幼稚園設置者                        | 6,426,000     | 9,723,000     | 国立幼稚園に在園する園児の保護者が納付すべき保育料等の負担軽減を図ることにより、就園を奨励し、幼稚園教育の振興に資することを目的とする  | 市内に居住し、国立幼稚園に就園する3・4・5歳児を扶養している保護者の負担する入園料及び保育料の償還を行う設置者に対し、補助を行う(補助率10/10)  | H28    | H31<br>(2019) |
| 84 | こども青少年局<br>子育て支援部<br>管理課<br>(幼稚園運営企画<br>グループ) | 私立幼稚園等特別支援<br>教育費補助金          | 私立幼稚園を設置する<br>学校法人等             | 26,600,000    | 31,800,000    | 私立幼稚園等に対して、障がい児等特別に支援を必要とする幼児(以下「要支援児という」)の受入れにあたり必要な経費に対する財政的支援を行うことで、要支援児の受入れを促進し、就園機会の拡大を図る   | 要支援児を就園させている私立幼稚園等に対して、特別支援教育に要する人件費、教育研究費、設備費等、受入れに必要な経費に対して補助金を交付する(補助率10/10)  | H26    | H31<br>(2019) |
| 85 | こども青少年局<br>子育て支援部<br>管理課<br>(幼稚園運営企画<br>グループ) | 私立幼稚園一時預かり<br>事業補助金           | 私立幼稚園・認定こども園を設置運営する法人等          | 144,775,000   | 114,023,000   | 通常の教育時間の前後や休日、長期休業中に、保護者の要請等に応じて、希望する者を対象に一時預かり(預かり保育)を実施する幼稚園(子ども・子育て支援新制度対象園)、認定こども園(教育標準時間認定の子どもが対象)に対して、補助を実施することにより、地域子ども・子育て支援事業の充実を図る | 地域子ども・子育て支援事業として、通常の教育時間の前後や休日、長期休業中に、専任の担当職員(保育士または幼稚園教諭)の2名以上の配置による一時預かり事業を実施する私立幼稚園及び認定こども園に対して、事業に要する職員雇用等の経費(補助基準額:800円/1日当たり利用者数など)の1/2を補助する   | H27    | H32<br>(2020) |
| 86 | こども青少年局<br>子育て支援部<br>管理課<br>(幼稚園運営企画<br>グループ) | 私立幼稚園等特別支援<br>施設整備補助金         | 私立幼稚園を設置する<br>学校法人等             | 15,000,000    | 15,000,000    | 要支援児受入促進指定園として指定された私立幼稚園等が、障がい児等特別に支援を必要とする幼児(以下「要支援児という」)の受入れ環境を確保するために必要な施設改修などの整備に対して補助を行うことにより、要支援児の受入れを促進し、就園機会の保障を図る                   | 要支援児を受入れるために必要な施設改修経費が、1,000千円以上の場合、経費の1/2の補助金を交付する(補助上限3,000千円)   | H26    | H31<br>(2019) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号 | 所 管  | 支出名称  | 支出先                   | 31年度当初      | 30年度当初        | 交付目的   | 事業の概要   | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|----|--|---|-----------------------|-------------|---------------|--|---|--------|---------------|
| 87 | こども青少年局<br>子育て支援部<br>管理課<br>(幼稚園運営企画<br>グループ)<br>保育施策部<br>保育所運営課 | 認定こども園特別支援<br>教育・保育経費補助金                    | 学校法人等                 | 26,080,000  | 17,627,000    | 特別な支援が必要な児童のうち大阪府私学助成(特別支援教育費補助金)及び本市特定教育・保育施設等運営補助金(教育認定:1号・保育認定:3号)、または私学助成の対象になるが本市運営補助金の対象にならない児童(保育認定:2号)の受入れを実施する認定こども園に対して補助を実施することにより、特別な支援が必要な児童の認定こども園への就園を支援し、適切な教育・保育の機会の拡大を図る | 特別な支援が必要な児童のうち大阪府私学助成(特別支援教育費補助金)及び本市特定教育・保育施設等運営補助金(障がい児保育事業)の対象とならない児童(1・3号)、または私学助成の対象になるが本市運営補助金の対象にならない児童(2号)の受入れに要する、保育士等雇用経費を補助する<br>(補助基準額)<br>・教育(1号)認定児童:年額783,600円<br>・保育(2号)認定児童:年額3,860,040円(正規)2,232,000円(常勤)1,116,000円(非常勤)<br>・保育(3号)認定児童:年額3,860,040円(正規)2,232,000円(常勤)1,116,000円(非常勤) | H28    | H31<br>(2019) |
| 88 | こども青少年局<br>子育て支援部<br>こども家庭課                                      | ひとり親家庭自立支援<br>給付金事業補助金(自<br>立支援教育訓練給付<br>金) | ひとり親家庭の母また<br>は父      | 24,045,000  | 5,384,000     | ひとり親家庭の母または父の主体的な能力開発の取組みを支援するため、教育訓練に要する費用を補助することにより、ひとり親家庭の自立の促進を図る  | 児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にあり、適職に就くために教育訓練が必要と認められる者等に対して、対象教育訓練講座の受講料の6割相当額を支給する。一般教育訓練給付の対象講座は、補助上限200千円、補助下限12千円、雇用保険法の教育訓練給付制度の受給資格を有する場合は4割相当額を支給。専門実践教育訓練給付の対象講座は、補助上限200千円×修学年数※最大800千円を支給。   | H15    | H31<br>(2019) |
| 89 | こども青少年局<br>子育て支援部<br>こども家庭課                                      | 高等学校卒業程度認定<br>試験合格支援事業補助<br>金               | ひとり親家庭の母また<br>は父、または子 | 11,008,000  | 11,008,000    | ひとり親家庭の親とその子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座を受講するひとり親世帯の親とその子に対して補助を実施することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていく   | 高等学校卒業程度認定試験合格のために講座を受講するひとり親家庭の親とその子に対して、講座受講経費の6/10を補助するとともに、高卒認定試験合格者には講座受講経費の4/10を追加補助する(最大補助率10/10)  | H27    | H32<br>(2020) |
| 90 | こども青少年局<br>子育て支援部<br>こども家庭課                                      | ひとり親家庭高等職業<br>訓練促進資金貸付金事<br>業補助金            | (社福)大阪市社会福祉<br>協議会    | 87,879,000  | 5,000,000     | 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得をめざすひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする  | 事業を実施するために必要となる貸付金及び事務費を本市が認めた団体に交付し、当該団体がその経費を特別会計において管理・事業運営を行う。<br>(入学準備金として上限500千円を貸付)  | H28    | H33<br>(2021) |
| 91 | こども青少年局<br>子育て支援部<br>こども家庭課                                      | 民間児童養護施設予備<br>職員等雇用費補助金<br>(栄養士雇用費補助)       | 社会福祉法人                | 1,694,000   | 1,661,000     | 民間社会福祉施設がその運営の充実を図るために定数外の常勤職員及び非常勤嘱託を雇用する費用を補助することにより入所児童の処遇向上を図る   | 定数外の常勤及び非常勤嘱託職員の雇用に必要な経費を補助する(補助率1/2、補助上限1,694千円)   | S47    | H33<br>(2021) |
| 92 | こども青少年局<br>子育て支援部<br>こども家庭課                                      | 児童養護施設等整備事<br>業補助金                          | 社会福祉法人等               | 315,255,000 | 1,059,602,000 | 児童養護施設及び乳児院等の小規模化整備事業等または里親及びファミリーホーム新規事業者の環境改善整備事業を実施する社会福祉法人等に対して補助を実施することにより、施設等における措置児童の家庭的養護の推進を図る  | 児童養護施設及び乳児院等の小規模化整備事業等または里親及びファミリーホーム新規事業者の環境改善整備事業の実施に要する改築経費及び改修経費等の一部を補助する<br>・児童養護施設及び乳児院等:補助率3/4<br>・里親:補助率4/4(補助上限1,000千円)<br>・ファミリーホーム:補助率4/4(補助上限1,600千円)   | H28    | H33<br>(2021) |
| 93 | こども青少年局<br>子育て支援部<br>こども家庭課                                      | 児童養護施設等の職員<br>の確保及び資質向上事<br>業補助金            | 社会福祉法人等               | 9,935,000   | 12,162,000    | 児童養護施設等における早期離職を防ぎ、施設の実状を理解した適性の高い職員を確保するため、実習生の就職促進にかかる実習、非常勤職員の雇用または施設種別・職種別の研修参加を行う社会福祉法人等に対して補助することにより、人材確保及び職員の資質の向上を図り、複雑・多様化する問題を抱える児童の養護・養育を行う職員の専門性の向上及び児童に対するケアの充実を目指す           | 実習生の就職促進にかかる実習及び非常勤職員の雇用に要する人件費等を補助する<br>(補助基準)<br>・就職促進にかかる実習…補助基準額・上限86,200円/回<br>・非常勤職員の雇用…補助基準額・上限:3,760円/日<br>・施設種別・職種別の研修参加…補助基準額・補助上限:132,000円   | H28    | H33<br>(2021) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号  | 所 管                         | 支出名称                         | 支出先          | 31年度当初      | 30年度当初      | 交付目的   | 事業の概要  | 事業開始年度        | 終期又は次回検証年度    |
|-----|-----------------------------|------------------------------|--------------|-------------|-------------|--|--|---------------|---------------|
| 94  | こども青少年局<br>子育て支援部<br>こども家庭課 | 専門学校等受験対策給付金                 | ひとり親家庭の母または父 | 26,400,000  | 26,400,000  | 資格取得のため専門学校等への入学を目指し、予備校等で受験対策を行うひとり親家庭の母または父に対し、専門学校等受験終了後に受講料の補助を実施することにより、ひとり親家庭の自立の促進を図る   | 児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にあり、大阪市高等職業訓練促進給付金の対象資格の養成機関への入学をめざし予備校等で受験対策を行う者に対して、受講料を補助する(補助上限:330千円)  | H30           | H32<br>(2020) |
| 95  | こども青少年局<br>子育て支援部<br>こども家庭課 | 養子縁組民間あっせん機関育成事業             | 民間事業者        | 724,000     | 0           | 都道府県知事(政令指定都市市長を含む)の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う事業者(以下「民間あっせん機関」という。)に対し職員の研修受講費用等を補助することにより、民間あっせん機関の質の向上及び適正なあっせんの実施を図る   | ・養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業(民間あっせん機関の職員があっせん責任者研修等を受講するために必要な経費を補助する)<br>(補助率10/10) 補助上限:⑤53千円/1人<br>・第三者評価受審促進事業(民間あっせん機関が第三者評価を受審するための経費を補助する)<br>(補助率10/10) 補助上限:300千円/1か所 | H31<br>(2019) | H33<br>(2021) |
| 96  | こども青少年局<br>子育て支援部<br>こども家庭課 | 養育費に関する公正証書等作成促進補助           | ひとり親家庭の母または父 | 773,000     | 0           | 養育費の受け取りはこどもの重要な権利であり、大阪市が率先して養育費保証の取り組みを行うことで、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機とする<br>公正証書の作成に必要な公証人手数料、家庭裁判所の調停申し立てに必要な収入印紙等にかかる本人負担分を補助すること、養育費の取り決め内容の債務名義化の促進し、継続した履行確保を図る                            | 公正証書の証書作成に必要な公証人手数料、家庭裁判所の調停申し立てに必要な収入印紙等にかかる本人負担分を補助する。<br>・公正証書の作成費用本人負担分(補助率10/10)<br>・調停調書の作成費用本人負担分(補助率10/10)   | H31<br>(2019) | H31<br>(2019) |
| 97  | こども青少年局<br>子育て支援部<br>こども家庭課 | 養育費の保証促進補助                   | ひとり親家庭の母または父 | 5,535,000   | 0           | 養育費の受け取りはこどもの重要な権利であり、大阪市が率先して養育費保証の取り組みを行うことで、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機とする<br>保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用(保証料)を補助することで、養育費の受け取りについて、当事者以外に第三者を介した養育費を確実に受け取る枠組みを整え、養育費の取り決め内容の債務名義化の促進し、継続した履行確保を図る | 保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用(保証料)を補助する。<br>・保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担分(1回限り 補助率10/10 上限50千円)  | H31<br>(2019) | H31<br>(2019) |
| 98  | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課   | 児童福祉施設等産休等代替職員費補助金           | 社会福祉法人等      | 8,951,000   | 12,690,000  | 児童福祉施設等の職員が出産または傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員の臨時的な任用経費を補助すること、職員の母体保護及び専心療養の保証を図りつつ、施設における入所児童等の処遇を適正に確保する   | 任用を承認した産休等代替職員の雇用費用として、賃金の日額単価7,560円(調理員等は7,260円)にその産休等代替職員がその任用承認期間の範囲内において当該施設に勤務した日数を乗じて得た額を上限として、同期間内における実支出額と比較していずれか少ないほうの額を補助する                                     | S51           | H32<br>(2020) |
| 99  | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課   | 特定教育・保育施設等運営補助金(嘱託医配置円滑化事業)  | 社会福祉法人等      | 66,585,000  | 71,206,000  | 入所児童の処遇向上を図るため、設備及び運営基準に定められた嘱託医及び学校医の確保を円滑にする   | 民間保育所及び認定こども園・私立幼稚園の嘱託医又は園医の雇用にかかる経費の本市基準と国基準の差額を上限に補助する   | S45           | H32<br>(2020) |
| 100 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課   | 特定教育・保育施設等運営補助金(延長保育事業)      | 社会福祉法人等      | 538,863,000 | 587,237,000 | 保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、民間保育所等における保育時間の延長を図ることにより福祉増進を図る   | 民間保育所等に対し、保育必要量を超えてさらに保育が必要な場合に、時間を延長して保育を行うために必要な担当保育士の人件費(超過勤務手当を含む)等を補助する(補助率:10/10)  | H6            | H32<br>(2020) |
| 101 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課   | 特定教育・保育施設等運営補助金(看護師等雇用費助成事業) | 社会福祉法人等      | 235,212,000 | 236,650,000 | 低年齢児保育を実施する民間保育所等に対して、保健業務に従事する看護師または保健師、准看護師を雇用する経費を補助することにより、児童の健康管理、感染症予防、体調不良時や負傷時の対応等の取組みを充実させ、入所児童の安全の確保を図る  | 乳児9人以上が入所する民間保育所等に対し、看護師または保健師、准看護師を配置するために必要となる経費(保育士配置基準の内数となっているものを除く)を補助する(補助上限:常勤看護師等配置2,678,400円/年・短時間看護師等配置1,072,000円/年・常勤准看護師1,814,400円/年・短時間准看護師691,000円/年)       | H25           | H32<br>(2020) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号  | 所 管                       | 支出名称   | 支出先                                       | 31年度当初      | 30年度当初      | 交付目的  | 事業の概要   | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|-----|---------------------------|--|---|-------------|-------------|---|---|--------|---------------|
| 102 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課 | 特定教育・保育施設等<br>運営補助金(アレルギー<br>対応等栄養士配置<br>事業) | 民間保育所・認定こども園・私立幼稚園を設置運営する法人               | 314,978,000 | 269,100,000 | 給食を自園調理により提供する民間保育所等において、アレルギー対応給食のほか、栄養指導、栄養管理の取組みを充実させるため、栄養士の加配を実施する民間保育所等に対して、栄養士加配経費の補助を実施することにより、食の分野における児童の安全確保及び食育の推進を図り、児童の健やかな成長を支援する   | 栄養士1名を加配してホームページ等においてアレルギー対応給食等の取組みを公表し、自園調理により給食を提供する民間保育所等に対して、栄養士雇用経費(補助基準額1,343千円)を補助する                             | H27    | H32<br>(2020) |
| 103 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課 | 特定教育・保育施設等<br>運営補助金(保育補助<br>者雇上げ強化事業)        | 民間保育所・認定こども園・地域型保育事業等を設置運営する法人            | 531,600,000 | 163,910,000 | 保育士の補助を行う保育士資格を持たない職員の雇上げに必要な費用を補助することにより、保育士の負担軽減によって離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的とする  | 市内民間保育所等が、保育士業務の補助を行う保育補助者の雇上げを行った場合に、それに必要な費用を補助する<br>(補助上限 定員120人以下:年額2,215千円(1名分)、定員121人以上:年額4,430千円(2名分))           | H30    | H32<br>(2020) |
| 104 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課 | 特定教育・保育施設等<br>運営補助金(保育体制<br>強化事業)            | 民間保育所・認定こども園・地域型保育事業等を設置運営する法人            | 172,800,000 | 217,080,000 | 地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を、保育に係る周辺業務に活用するために必要な費用を補助することにより、保育士の負担軽減によって離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的とする   | 市内民間保育所等が、清掃業務や遊具の消毒、給食に配膳、寝具の用意、片付けといった保育に係る周辺業務を行う者を配置するために必要となる経費を補助する<br>(補助上限 月額90千円)                              | H30    | H32<br>(2020) |
| 105 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課 | 認定こども園整備費補助金                                 | 社会福祉法人等                                   | 378,140,000 | 750,870,000 | 認定こども園施設整備交付金の活用等による民間認定こども園の整備に要する経費の一部を補助することにより、認定こども園への移行等を促進し、待機児童の解消を図る   | 既設幼稚園から幼保連携型認定こども園の移行等に要する改築経費等の3/4を補助する(補助上限:定員などに応じた額)  | H28    | H33<br>(2021) |
| 106 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課 | 民間保育所整備促進賃料補助金                               | 民間保育所を設置運営する法人                            | 96,000,000  | 96,000,000  | 特に賃料が高いことなど賃貸物件による民間保育所新設が困難な地域における賃料負担を軽減するため、特定地域において賃貸物件による保育所を新設する法人に対して賃料補助を実施することにより、保育所整備を促進し保育を必要とする全ての児童に対応する入所枠の確保を図る   | 特定地域において賃貸物件による保育所を新設する場合に、契約年数に応じた賃料の前納により月額負担の軽減を受ける保育所設置法人に対して、前納賃料の1/2を補助する(補助上限:定員50・60・70人12,000千円、定員80人16,000千円) | H27    | H32<br>(2020) |
| 107 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課 | 小規模保育事業所整備補助金                                | 小規模保育事業実施事業者                              | 292,500,000 | 553,500,000 | 保育対策総合支援事業費補助金の活用により、賃貸物件等に小規模保育事業所を新規開設する際の施設改修費の一部を補助することで、整備を促進し保育を必要とする全ての児童に対応する入所枠の確保を図る  | 小規模保育事業所を開設する際の施設改修費及び必要な調理設備、トイレ、沐浴設備等を設置する費用を10,000千円(補助率3/4)を限度に補助する   | H26    | H31<br>(2019) |
| 108 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課 | 民間保育所整備用地提供促進補助金                             | 新たに民間保育所施設整備を実施する事業者<br>に土地等を賃貸により提供する所有者 | 234,000,000 | 507,600,000 | 新たに保育所整備用地等を賃貸により貸付けて提供する土地所有者に対して、当該土地の固定資産税等の一部の補助を実施することにより、保育所用地提供の促進を図り、保育所の開設を進めることで、保育を必要とする全ての児童に対応する入所枠の確保を図る  | 当該保育所整備用地の保育所部分に賦課される固定資産税・都市計画税の10年分相当額を一括で補助する<br>【補助額】<br>(固定資産税額+都市計画税額)×10年間=補助額<br>補助率10/10                       | H29    | H32<br>(2020) |
| 109 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課 | 保育所分園賃料加算補助金                                 | 社会福祉法人等                                   | 18,270,000  | 18,270,000  | 民間保育所が賃貸物件により分園設置する場合、給付費の建物賃借料加算が加算されない、または加算額が少ないため、特に賃料が高いことなど賃貸物件による設置が困難な地域における賃料負担を軽減するため、特定地域において賃貸物件により分園を設置する法人に対して建物賃料加算相当額(または差額分)の補助を実施することにより、保育所整備を促進し保育を必要とする全ての児童に対応する入所枠の確保を図る | 特定地域において賃貸物件による保育所分園を設置する場合には、保育所分園設置法人に対して建物賃借料加算相当額(又は差額分)を10年間支給する。(上限:15千円×分園児童数×12月)                               | H30    | H32<br>(2020) |
| 110 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課 | 民間保育所整備のための都市公園活用事業補助金                       | 都市公園等を活用した保育所設置・運営事業者                     | 6,600,000   | 2,607,000   | 都市公園等の用地活用に伴い、使用料等の一部を補助することで、保育所の整備が困難な地域の入所枠の確保を図る  | 公園条例に基づく使用料(550円/㎡)等と収益分析法に基づき給付費において負担可能な額(450円/入所児童1人)との差額補助  | H30    | H32<br>(2020) |
| 111 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課 | 保育送迎ステーション開設準備補助金                            | 保育送迎バス事業の実施者                              | 25,000,000  | 104,500,000 | 土地確保が困難な都心部に送迎ステーションを設置し、都心部の児童をバスにより近隣区の保育所に送迎する事業を推進することにより、都心部の待機児童解消を促進することを目的とする   | 都心部の既存建物の改修経費(上限:10,000千円)及び自動車の購入経費(上限:1台7,500千円、2台15,000千円)等の、送迎ステーションの開設に必要な経費を補助する                                  | H30    | H31<br>(2019) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号  | 所 管                       | 支出名称                            | 支出先                  | 31年度当初      | 30年度当初      | 交付目的  | 事業の概要   | 事業開始年度        | 終期又は次回検証年度    |
|-----|---------------------------|---------------------------------|----------------------|-------------|-------------|---|---|---------------|---------------|
| 112 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課 | 保育送迎ステーション<br>運営補助金             | 保育送迎事業の実施者           | 20,000,000  | 0           | 土地確保が困難な都心部に送迎ステーションを設置し、都心部の児童をバスにより近隣区の保育所に送迎する事業を推進することにより、都心部の待機児童解消を促進することを目的とする   | 保育送迎事業の実施に伴う送迎ステーションの運営にあたり必要となる光熱水費やガソリン代等の所要経費（上限：10,000千円/年）及び保育士や運転士の雇用に要する経費（上限：各5,000千円/年）を補助する   | H31<br>(2019) | H33<br>(2021) |
| 113 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課 | 民間児童福祉施設耐震<br>診断助成              | 社会福祉法人等              | 6,000,000   | 2,948,000   | 民間児童福祉施設の耐震診断調査に要する経費を補助することにより、施設の耐震化を促進し、利用者及び入所者の安全の確保とともに災害被害の未然の防止を図る  | 昭和56年5月31日の新耐震基準の適用以前に建設された施設の耐震診断業務等に要する経費の1/2を補助する(補助上限:100万円)  | H22           | H33<br>(2021) |
| 114 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課 | 民間保育所改修等事業<br>補助金               | 社会福祉法人等              | 69,988,000  | 105,750,000 | 民間保育所等の耐震化改修に加え、施設改修に要する費用の一部を補助することにより、耐震化の促進につなげる。また、地震等の災害や経年劣化による被害を未然に防止することで、施設の経年劣化による廃園等を防ぎ、児童等の安心・安全を図るとともに、保育サービスの維持・向上といった児童福祉の増進を図る | 耐震補強改修及び経年劣化等改修に要する経費について、工事費の3/4を補助する（事業費500万円以上のもの。耐震補強上限：7,500万円、経年劣化等改修上限：750万円）  | H24           | H33<br>(2021) |
| 115 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課 | 認定こども園大規模改<br>修費補助金             | 大阪市内の幼保連携型<br>認定こども園 | 12,894,000  | 6,450,000   | 大阪市内において幼保連携型認定こども園を設置運営する者に対して、耐震補強工事をはじめとした入所児童の安心・安全を推進するための大規模な施設整備に要する経費の一部を補助することにより、子どもの安心・安全を図る   | 補助対象経費は、①施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費並びに実施設計に要する費用及び②仮設施設整備に必要な賃借料及び工事費で、その合計の額が500万円以上の改修工事（補助率3/4：補助上限額：耐震補強工事1億円、それ以外1千万円）に助成する  | H28           | H31<br>(2019) |
| 116 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課 | 特定地域型保育事業所<br>運営補助金（延長保育<br>事業） | 社会福祉法人等              | 53,773,000  | 53,323,000  | 保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、特定地域型保育事業所における保育時間の延長を図ることにより福祉増進を図る  | 地域型保育事業所に対し、保育必要量を超えてさらに保育が必要な場合に、時間を延長して保育を行うために必要な担当保育士の人件費（超過勤務手当を含む）等を補助する（補助率：10/10）   | H27           | H32<br>(2020) |
| 117 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課 | 保育士宿舍借り上げ支<br>援事業補助金            | 社会福祉法人等              | 772,388,000 | 421,438,000 | 保育士の人材確保を図るため、保育士の宿舍借り上げを実施するための費用の補助を行うことにより、保育士の人材確保や離職防止を図る  | 保育所等が当該保育士に宿舍提供を行った際に負担した家賃・共益費に対して助成を行う<br>【補助対象経費：上限額82千円と宿舍提供にかかる家賃・共益費と比較して低い方の額】<br>①新たに保育士が認可保育所等に就職した場合、補助対象経費の4/4<br>②採用後10年以内の保育士の場合、補助対象経費の3/4（残りの1/4は保育所等の負担）                              | H28           | H32<br>(2020) |
| 118 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課 | 新規採用保育士特別給<br>付補助金              | 社会福祉法人等              | 159,700,000 | 171,600,000 | 新規採用保育士等の雇用開始時に特別給付を実施するための費用の補助を行うことにより、新たな保育士の人材確保や離職防止を図る  | 新たに保育士が認可保育所等に就職した場合に、施設が当該保育士に行った特別給付に対して助成を行うことにより、新たな保育士の人材確保や離職防止を図る<br>①就職時に特別給付を行った保育士一人あたり最大100千円を民間保育所等に助成<br>②就職1年が経過した際に特別給付を行った保育士一人あたり最大100千円を民間保育所等に助成<br>③3、4年目の保育士1名につき200千円を民間保育所等に助成 | H28           | H33<br>(2021) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号  | 所 管                                 | 支出名称                           | 支出先                            | 31年度当初        | 30年度当初        | 交付目的   | 事業の概要   | 事業開始年度        | 終期又は次回検証年度    |
|-----|-------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------|---------------|--|---|---------------|---------------|
| 119 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課           | 保育人材確保対策貸付<br>事業補助金            | (社福)なみはや福社会                    | 6,997,000     | 9,042,000     | 保育人材不足が課題である現状をふまえ、待機児童解消に向けて必要となる保育人材を確保するため、潜在保育士のさらなる掘り起しと勤務開始後の離職防止効果をめざした各種貸付事業を実施する  | 保育人材確保を目的に次の4事業を実施するために必要となる貸付金および事務費等を本市が認めた団体に交付し、当該団体がその経費を特別会計において管理・事業運営を行う<br>①潜在保育士就職支援事業<br>(就職準備金として上限400千円を貸付)<br>②保育料一部貸付事業<br>(未就学児のいる保育士の再就職支援として保育料の半額(最大1年、上限月額27千円)を貸付)<br>③子どもの預かり支援事業<br>(未就学児のいる保育士の朝夕の勤務に伴う預かり保育サービス使用料の半額を貸付)<br>④保育補助者雇上げ支援事業<br>(保育士の負担軽減を目的に、保育補助者の雇上げ経費上限5,168千円を貸付) | H28           | H33<br>(2021) |
| 120 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課           | 保育所等におけるICT<br>化の推進のための補助<br>金 | 民間保育所・認定こども園・地域型保育事業等を設置運営する法人 | 28,800,000    | 87,510,000    | 保育所等において、ICT化推進のための保育業務支援システムの導入に要する経費を補助することにより、保育士の業務負担の軽減を図る  | 保育業務支援システムの導入に要する購入費、リース料、保守料、工事費、通信費等にかかる経費の一部を補助する(補助上限)<br>保育所等：750千円<br>(ただし、幼稚園型認定こども園：210千円)  | H30           | H32<br>(2020) |
| 121 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課           | 保育サービス第三者評価受審促進補助金             | 民間保育所・認定こども園・地域型保育事業等を設置運営する法人 | 17,700,000    | 4,350,000     | 公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から、提供するサービス等を評価する、国の「福祉サービス第三者評価」の全園受審をめざして、民間保育所等に対して、本市独自の補助制度を創設することにより、保育の質の確保・向上、保育所等の適正運営の確保及び事業の見える化の推進を図る   | 国の「福祉サービス第三者評価」を受審する民間保育所等に対して受審料の一部を補助する(補助上限150千円・5年に1回)  | H30           | H32<br>(2020) |
| 122 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課           | 認可外保育施設教育費の補助金                 | 一定の条件を満たす認可外保育施設に通う3～5歳児の保護者   | 142,758,000   | 204,204,000   | 一定の条件を満たす認可外保育施設に通う3～5歳児の保護者が施設に支払った保育料の一部(幼児教育費相当額)を補助することにより、幼児教育の無償化を実施し、認可保育所等を利用している保護者との経済的負担の公平を図る<br>また、利用保留児童以外で、認可外保育施設指導監督基準に加え、大阪市が一定の「教育の質」、あるいは、特色ある教育を審査し一定の水準を認めた園を利用する場合、保護者が施設に支払った保育料の一部(幼児教育費相当額)を補助することにより、幼児教育の無償化を実施し、認可保育所等を利用している保護者との経済的負担の公平を図る | 認可保育所等への入所を希望したが利用調整の結果、利用保留となり、やむを得ず認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たした施設に限る)を利用している3～5歳児の保護者及び利用保留児童ではないが、認可外保育施設指導監督基準を満たし、一定の「教育の質」、あるいは、特色ある教育を大阪府が認めた施設を利用する3～5歳児の保護者が負担している保育料の1/2を補助する(補助上限：308千円)   | H29           | H31<br>(2019) |
| 123 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課           | 保育士ウェルカム事業補助金                  | 市内民間保育所等に勤務する保育士               | 28,275,000    | 0             | 採用後2年目までの保育士への帰省費用相当額に加え市内遊興施設の年間バス購入費相当額を助成することで、他府県から本市の保育所等で勤務する若い保育人材を確保する   | 他府県から市内保育所等で保育士として働くため移住した保育士に対して、採用されてから2年にわたり帰省時の旅費相当額及び市内遊興施設年間バス購入経費相当額として、近畿圏内からの移住の場合は年間上限45千円、近畿圏外からの移住の場合は年間上限85千円を保育所等が福利厚生の一環として新規採用保育士へ支給した場合に、保育所等に対し助成することで他府県からの積極的な保育士確保を図る  | H31<br>(2019) | H33<br>(2021) |
| 124 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課<br>保育所運営課 | 民間保育所等整備費補助金                   | 社会福祉法人等                        | 6,452,716,000 | 6,639,812,000 | 保育所等整備交付金などの活用による民間保育所等の建設及び増改築に要する経費の一部を補助することにより、保育所整備を促進し、保育を必要とする全ての児童に対応する入所枠の確保を図る   | 保育所等建設及び増改築等に要する経費の3/4を補助(定員などにより上限あり)  | H21           | H33<br>(2021) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号  | 所 管                        | 支出名称                              | 支出先   | 31年度当初        | 30年度当初        | 交付目的  | 事業の概要   | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|-----|----------------------------|-----------------------------------|---|---------------|---------------|---|---|--------|---------------|
| 125 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育所運営課 | 障がい児保育実践交流<br>研修事業補助金             | 社会福祉法人等   | 2,074,000     | 2,307,000     | 障がい児保育の研修受講を促進するため研修代替職員の人件費を補助することにより、民間保育施設における障がいのある乳幼児の入所児童等の処遇の適正な確保を図る                                      | 民間保育施設において障がい児保育の研修受講にあたり、当該研修期間中の職員配置を補うための代替職員雇用経費及び研修受講職員の交通費を補助する(代替職員雇用経費補助上限:日額7,688円)  | H25    | H33<br>(2021) |
| 126 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育所運営課 | 大阪市立保育所保育体制強化補助金(保育補助者雇上げ強化事業)    | 公設置民営保育所の運営業務委託を受託する法人  | 4,430,000     | 6,645,000     | 保育士の補助を行う保育士資格を持たない職員の雇上げに必要な費用を補助することにより、保育士の負担軽減によって離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的とする                          | 公設置民営保育所が、保育士業務の補助を行う保育補助者の雇上げを行った場合に、それに必要な費用を補助する。<br>(補助上限 定員120人以下:年額2,215千円(短時間勤務1名分)、定員121人以上:年額4,430千円(短時間勤務2名分))                            | H30    | H32<br>(2020) |
| 127 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育所運営課 | 大阪市立保育所保育体制強化補助金(保育体制強化事業)        | 公設置民営保育所の運営業務委託を受託する法人  | 8,640,000     | 17,280,000    | 地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を、保育に係る周辺業務に活用するために必要な費用を補助することにより、保育士の負担軽減によって離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的とする           | 公設置民営保育所が、清掃業務や遊具の消毒、給食に配膳、寝具の用意、片付けといった保育に係る周辺業務を行う者を配置するために必要となる経費を補助する<br>(補助上限 月額90千円)  | H30    | H32<br>(2020) |
| 128 | こども青少年局<br>保育施策部<br>保育所運営課 | 特定教育・保育施設等<br>運営補助金(障がい児<br>保育事業) | 社会福祉法人等   | 1,121,541,000 | 1,097,572,000 | 障がい児保育担当保育士等の人件費を補助することにより、民間施設における障がいのある乳幼児の入所の円滑化及び入所児童等の処遇の適正な確保を図る  | 民間施設が実施する障がい児保育事業に必要な担当保育士等の人件費に対して、障がいの程度及び児童数に応じた額を補助する<br>(補助上限:重度…児童1名につき常勤保育士1名分2,232,000円、重度以外…児童3名につき正規常勤保育士1名分3,860,040円など)                 | S47    | H33<br>(2021) |
| 129 | 環境局<br>環境管理部<br>環境管理課      | 生活保護等世帯空気調<br>和機器稼働費補助金           | 航空機騒音防止工事を<br>受けた住宅に居住する<br>生活保護等世帯の世帯<br>主                               | 59,000        | 66,000        | 航空機による騒音防止工事を受けた住宅に居住する生活保護等世帯に対して空気調和機器の稼働費の一部を補助することにより、騒音障害の防止・軽減等を図る  | 「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく航空機騒音にかかる住宅の騒音防止工事を受けた住宅に居住し、電力料金を支払った生活保護等世帯の世帯主に対して、7～10月の電力料金のうちクーラー稼働費相当分を補助(補助上限1万円)                     | H1     | H33<br>(2021) |
| 130 | 環境局<br>環境管理部<br>環境管理課      | 土壌汚染対策事業助成<br>金                   | 汚染原因者でない土地<br>所有者   | 4,384,000     | 4,200,000     | 土壌汚染対策法に基づく措置の指示により、汚染の除去等の措置を講ずる者に対し助成を行うことにより、市民の健康の保護を図る   | 土壌汚染対策法第7条の規定により、汚染の除去等の措置を指示された土地所有者(汚染原因者でない者であって、費用負担能力の低い者)に対し、措置に要する費用の3/4以内の額を助成  | H15    | H33<br>(2021) |
| 131 | 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課      | エコ住宅普及促進事業<br>住宅購入・整備融資利<br>子補給   | 一定の基準を満たす大<br>阪市エコ住宅を民間金<br>融機関等の融資を受け<br>て取得する者、または<br>大阪市エコ住宅へ改修<br>する者 | 1,243,000     | 5,281,000     | 一定の基準を満たしていることを大阪市が認定した「大阪市エコ住宅」を取得する世帯、または「大阪市エコ住宅」へ改修する世帯に対して利子補給を行うことにより、省エネルギー・省CO2に配慮された住宅の普及を促進する           | 「大阪市エコ住宅※」をフラット35や民間金融機関の融資を受けて取得または改修する者に対し、融資額の償還元金残高(限度額2,000万円/戸)を対象に年0.5%以内(融資利率-1%で0.5%上限)の利子補給を償還開始より5年間行う<br>※平成25年度までに認定されたものについて対象        | H23    | H32<br>(2020) |
| 132 | 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課      | マンション耐震化緊急<br>支援                  | 民間マンションの所有<br>者・管理組合  | 58,000,000    | 52,602,000    | 民間マンションの耐震診断・改修に要する費用の一部を補助することにより、建物の倒壊及びそれに起因する火災の発生、道路閉塞、隣家の損傷もしくは倒壊を防止する等、耐震性の高い市街地の形成及び地域の防災性の向上に資することを目的とする | 一定の条件を満たすマンション所有者に対し、耐震診断・改修費用等の一部(限度あり)を補助する<br>耐震診断 : 補助率2/3以内、補助限度額 2,000千円<br>耐震改修設計: 補助率2/3以内、補助限度額 3,000千円<br>耐震改修工事: 補助率23%以内、補助限度額 30,000千円 | H24    | H31<br>(2019) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号  | 所 管                   | 支出名称                      | 支出先                                       | 31年度当初      | 30年度当初      | 交付目的  | 事業の概要   | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|-----|-----------------------|---------------------------|---|-------------|-------------|---|---|--------|---------------|
| 133 | 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課 | 耐震診断・改修補助金                | 民間戸建住宅等の所有者、耐震診断事業者                       | 213,840,000 | 213,840,000 | 民間戸建住宅等の耐震診断・改修に要する費用の一部を補助することにより、建物の倒壊及びそれに起因する火災の発生、道路閉塞、隣家の損傷もしくは倒壊を防止する等、耐震性の高い市街地の形成及び地域の防災性の向上に資することを目的とする   | 一定の条件を満たす戸建住宅等所有者または耐震診断事業者に対し、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事費用の一部補助を行う<br>・耐震診断費補助<br>補助率：9/10<br>補助限度額：4万5千円×戸/棟※1<br>・耐震改修設計費補助<br>補助率：2/3(設計)<br>補助限度額：10万円×戸/棟※1<br>・パッケージ耐震診断費補助<br>補助率：9/10(診断)<br>補助限度額：4万5千円×戸/棟※1<br>補助率：2/3(設計)<br>補助限度額：10万円×戸/棟※1<br>・耐震改修工事費補助<br>補助率：1/2<br>補助限度額：100万円×戸/棟※1+最大20万円×戸/棟※2<br>※1 別途、床面積による上限あり<br>※2 自己負担額に応じて加算 | H17    | H31<br>(2019) |
| 134 | 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課 | 耐震診断義務化建築物耐震改修事業費補助金      | 耐震診断義務化建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者             | 106,000,000 | 128,500,000 | 耐震改修促進法の改正により耐震診断の実施が義務化された民間建築物のうち、避難所など防災上一定の役割が期待できる学校、福祉施設、病院、ホテル等の用途に供する建築物について、その所有者に対して耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助することにより、これら民間建築物の耐震化を促進し、市民の安全・安心の確保を図ることを目的とする | 耐震診断義務化建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者に対し、本市との災害時協定の締結等を前提に、耐震改修設計費用及び耐震改修工事費用の一部(限度額あり)を補助する<br>・補助対象<br>耐震診断義務化建築物(要緊急安全確認大規模建築物)のうち、学校、福祉施設、病院、ホテル等の用途に供する建築物<br>・補助率<br>耐震改修設計費:2/3以内、耐震改修工事費:23%以内<br>・補助上限<br>耐震改修設計費:700万円/棟、耐震改修工事費用:1億円/棟   | H27    | H33<br>(2021) |
| 135 | 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課 | 民間すまいりんぐ供給事業者家賃減額補助金      | 民間すまいりんぐの管理者(大阪市住宅供給公社及び大阪市の指定を受けた民間指定法人) | 150,549,000 | 385,284,000 | 中堅所得者層の市内居住の促進のため、入居者の家賃を軽減することを目的とする   | (賃貸住宅の管理者を経由して)事業者(賃貸住宅の所有者)に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する<br>※新規受付分については停止   | H6     | H33<br>(2021) |
| 136 | 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課 | 特定優良賃貸住宅供給促進事業者家賃減額補助金    | 大阪市住宅供給公社                                 | 108,465,000 | 147,527,000 | 中堅所得者層の市内居住の促進のため、入居者の家賃を軽減することを目的とする   | 事業者(賃貸住宅の所有者)に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する   | H8     | H33<br>(2021) |
| 137 | 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課 | 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業者家賃減額補助金 | 大阪市住宅供給公社                                 | 126,162,000 | 127,928,000 | 高齢者の居住の安定を確保するため、入居者の家賃を軽減することを目的とする  | 事業者(賃貸住宅の所有者)に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する   | H10    | H33<br>(2021) |
| 138 | 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課 | 留学生向け借上賃貸住宅供給事業者家賃減額補助金   | 大阪市住宅供給公社                                 | 38,448,000  | 38,448,000  | 国際交流の一環として、留学生施策の拡充のため、入居者の家賃負担を軽減することを目的とする  | 留学生向け住宅の管理者に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する   | H10    | H31<br>(2019) |
| 139 | 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課 | 新婚世帯向け家賃補助金               | 市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯                        | 0           | 7,493,000   | 市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して家賃の一部を補助することにより、若年層の市内定着を促進し、活力あるまちづくりを進める  | 市内の民間賃貸住宅に居住し、一定の要件を満たす新婚世帯に対して、最長72ヶ月、実質家賃負担額(家賃-住宅手当額)と5万円との差額を補助する(月額上限額は、36ヶ月目まで1万5千円、37ヶ月目以降2万円)<br>※新規受付分については停止  | H3     | H30           |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号  | 所 管                    | 支出名称                                | 支出先  | 31年度当初        | 30年度当初      | 交付目的   | 事業の概要  | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|-----|------------------------|-------------------------------------|--|---------------|-------------|--|--|--------|---------------|
| 140 | 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課  | 特定優良賃貸住宅供給<br>促進事業利子補給              | 大阪市住宅供給公社  | 94,992,000    | 136,717,000 | 市内の居住水準の向上と市内居住を促進するため中堅所得者層<br>を対象とする良質な賃貸住宅を供給すること   | 住宅金融支援機構融資等を受けて住宅を建設した場合に、償還<br>元金残高を対象に、償還開始から10年間について2%、その後10<br>年間について1%の利子補給を行う  | H6     | H33<br>(2021) |
| 141 | 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課  | 高齢者向け優良賃貸住<br>宅供給促進事業利子補<br>給       | 大阪市住宅供給公社  | 33,564,000    | 35,361,000  | 高齢者の居住の安定を確保するため高齢者を対象とする良質な<br>賃貸住宅を供給すること  | 住宅金融支援機構融資等を受けて住宅を建設した場合に、償還<br>元金残高を対象に、償還開始から10年間について2%、その後10<br>年間について1%の利子補給を行う  | H10    | H33<br>(2021) |
| 142 | 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課  | 新婚・子育て世帯向け<br>分譲住宅購入融資利子<br>補給      | 市内の民間住宅を民間<br>金融機関等の融資を受<br>けて購入する新婚世帯<br>または子育て世帯 | 1,088,895,000 | 878,487,000 | 新婚世帯または子育て世帯に対して利子補給を行うことによ<br>り、購入者の初期負担を軽減し、持家取得を支援することで、<br>新婚・子育て層、中堅層の市内居住の定着を図る  | 民間分譲住宅(マンション、戸建て、タウンハウス等)を金融機<br>関の融資を受けて取得する新婚世帯または子育て世帯に対し、<br>融資額の償還金残高(限度額2,000万円)を対象に年0.5%以内の利<br>子補給を償還開始より5年間行う<br>※但し、H22.3までの融資申込者は0.5%以内、3年間以内<br>※但し、住宅取得にかかる契約締結日がH26.5.31以前の場合は<br>融資利率-1%で0.5%上限         | H17    | H32<br>(2020) |
| 143 | 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課  | 都市防災不燃化促進助<br>成金                    | 不燃化促進区域内で一<br>定の基準に適合した耐<br>火建築物等を建設する<br>者        | 25,998,000    | 25,998,000  | 大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の避難の安全を確<br>保するため、地域防災計画に定める避難路のうち、本市の指定<br>する避難路の沿道区域において不燃化を促進する   | 指定する避難路の沿道区域において一定の基準に適合する耐火<br>建築物等を建設する者に対し助成を行う<br>助成額は3階までの延べ床面積に応じて、10,261千円以下  | S55    | H31<br>(2019) |
| 144 | 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課  | 分譲マンション長期修<br>繕計画作成費補助金             | 分譲マンションの管理<br>組合                                   | 1,500,000     | 1,500,000   | 良質な住宅ストックと良好な住環境の形成を図るため、分譲マ<br>ンションの計画修繕工事の適時適切かつ円滑な実施を支援する<br>ことを目的とする   | 分譲マンションの長期修繕計画を作成する管理組合に対して、<br>作成費用の一部を補助する<br>補助率:補助対象経費の1/3以内(限度額30万円)  | H26    | H31<br>(2019) |
| 145 | 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課  | 分譲マンション再生検<br>討事業費補助金               | 分譲マンションの管理<br>組合                                   | 600,000       | 600,000     | 良質な住宅ストックと良好な住環境の形成を図るため、分譲マ<br>ンションの円滑な建替え等の促進を図ることを目的とする   | 分譲マンションの再生(耐震改修、建替え、マンション敷地売<br>却)に向けた検討に関する支援を専門家に委託する管理組合に<br>対して、その委託費用の一部を補助する<br>補助率:補助対象経費の1/3以内(限度額60万円)<br>補助回数:3回を限度  | H28    | H33<br>(2021) |
| 146 | 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課  | 子育て世帯等向け民間<br>賃貸住宅改修促進事業<br>住宅改修補助金 | 住宅改修を行う民間賃<br>貸住宅のオーナー                             | 30,000,000    | 30,000,000  | 既存住宅ストックの有効活用を図るとともに、新婚・子育て世<br>帯の市内居住を促進する  | 要件を満たす既存住宅等について、オーナーが子育て世帯等<br>の入居に資する改修工事等を行う場合、改修費の一部を補助する<br>補助率:1/3以内<br>補助限度額:75万円/戸  | H26    | H31<br>(2019) |
| 147 | 都市整備局<br>企画部<br>住環境整備課 | 主要生活道路不燃化促<br>進整備事業建設費補助<br>金       | 主要生活道路沿道の一<br>定の要件を満たす建築<br>物の建替等を行う者              | 2,052,000     | 2,209,000   | 「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(優先地区:約<br>1,300ha)」のなかでも、避難路へつながる主要な生活道路(概ね<br>幅員6m以上の道路)が不足する地域において、災害時の延焼遅<br>延や避難・消防活動の円滑化に向け、地域住民によるまちづく<br>り協定等が締結された路線を「防災コミュニティ道路」と認定<br>し、沿道建築物の建替えにあわせたセットバックと不燃化を誘<br>導するため、建替等に要する費用の一部について補助を実施す<br>る | 建築物の建替等に要する費用の一部を補助する<br>補助対象者:主要生活道路沿道の一定の要件を満たす建築物への<br>建替え等を行う者<br>補助対象項目:除却費、建築設計費及び耐火構造費、セットバ<br>ック部分整備費<br>補助率:除却費2/3以内、建築設計費及び耐火構造費、セッ<br>トバック部分整備費1/2以内(補助対象項目別に限度額あり)<br>補助限度額:敷地条件により100~200万円(間口補正1.0~2.0倍) | H21    | H32<br>(2020) |
| 148 | 都市整備局<br>企画部<br>住環境整備課 | 民間老朽住宅建替支援<br>事業従前居住者家賃補<br>助金      | 一定の要件を満たす老<br>朽住宅の建替等を行う<br>際の従前居住者                | 4,933,000     | 6,934,000   | 都市の防災性や耐震性の向上を図り、災害に強い安全なまちづ<br>くりを推進するとともに、良質な住宅への建替の促進と良好な<br>まちなみの形成を図るため、大阪市内で民間土地所有者等が既<br>存の民間老朽賃貸住宅を除却し、従前居住者が建替後の住宅へ<br>再入居あるいは市内の民間賃貸住宅へ転出入居する場合等、一<br>定の要件を満たせば家賃の一部について補助を実施する  | 建替後の賃貸住宅へ再入居あるいは市内の民間賃貸住宅へ転出<br>入居する場合に家賃差額の一部を一定期間補助する<br>補助対象者:一定の要件を満たす従前建物の入居者<br>補助額:従前家賃と従後家賃との差額の1/2以内(高齢者等世帯は<br>2/3以内)<br>補助限度額:月額25千円(高齢者等世帯は35千円)   | H5     | H33<br>(2021) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号  | 所 管                               | 支出名称  | 支出先                                 | 31年度当初      | 30年度当初      | 交付目的  | 事業の概要   | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|-----|-----------------------------------|---|-------------------------------------|-------------|-------------|---|---|--------|---------------|
| 149 | 都市整備局<br>企画部<br>住環境整備課            | 地域魅力創出建築物修景事業（地域魅力の創出に繋がる建築物の修景モデル事業）修景補助金    | 一定の条件を満たすよう地域魅力創出につながる建築物の修景整備を行う者等 | 12,000,000  | 12,000,000  | 建築物の外観の特徴を活かした改修や、まちなみに配慮した整備など、修景整備を行う者に対してその費用の一部を補助することにより、モデル事業として建築物の修景の促進に取り組み、地域魅力の創出を図る   | 建築物の外観等の修景整備工事費の1/2以内を補助する（補助上限：3,000千円）  | H29    | H31<br>(2019) |
| 150 | 都市整備局<br>企画部<br>住環境整備課<br>生野南部事務所 | 民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助金                          | 一定の要件を満たす老朽住宅の建替を行う土地所有者等           | 138,893,000 | 156,162,000 | 民間老朽住宅の良質な住宅への建替の促進と良好なまちなみの形成を図るため、大阪市内で民間土地所有者等が既存の民間老朽住宅を除却し良質な住宅の建設を行う場合、それらに要する費用の一部について補助を実施する  | 民間老朽住宅の建替に要する費用の一部を補助する<br>補助対象者：民間老朽住宅の土地所有者等<br>補助対象項目：設計費、除却費、空地等整備費、共同施設整備費等で、建替の形態によって異なる（項目ごとに限度額あり）<br>補助率：1/2以内（優先地区では一部2/3以内）<br>補助限度額：単独建替の場合10,000千円、共同・協調建替の場合40,000千円（優先地区を除く）   | H5     | H32<br>(2020) |
| 151 | 都市整備局<br>企画部<br>住環境整備課<br>生野南部事務所 | 狭あい道路拡幅促進整備補助金                                | 一定の要件を満たす建築主等                       | 7,053,000   | 7,530,000   | 幅員が4m未満の狭あい道路は、災害時や緊急時の消火・避難などの支障となるだけでなく、通風や採光といった住環境の面においても課題となっていることから、建替え等に際し、建築主等の協力を得て、建築基準法に基づく後退部分を道路として整備することを促進し、密集住宅市街地における防災性及び住環境の向上を図り、安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする | 狭あい道路に面した建物の建替え等の際、後退部分を道路として整備する場合、整備費用の一部を補助する<br>補助対象者：優先地区内の幅員4m未満の道路拡幅の築造等を行う者<br>補助対象項目：アスファルト舗装費（最大道路中心まで）、側溝整備費、集水枘整備費等<br>補助率：2/3以内（補助対象項目ごとに限度額あり）  | H20    | H33<br>(2021) |
| 152 | 都市整備局<br>企画部<br>住環境整備課<br>生野南部事務所 | 民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却費補助金                 | 一定の要件を満たす老朽木造住宅の除却を行う土地所有者等         | 22,366,000  | 22,154,000  | 地震時における老朽木造住宅の延焼や倒壊による道路閉塞の危険性を低減させるため、「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地（約1,300ha）」内で狭あい道路等に面した既存の老朽木造住宅を民間土地所有者等が除却する場合、それに要する費用の一部について補助を実施する  | 老朽木造住宅の除却に要する費用の一部を補助する<br>補助対象者：民間老朽住宅の土地所有者等<br>補助対象項目：除却費<br>補助率：1/2以内<br>補助限度額：集合住宅150万円 戸建住宅75万円   | H23    | H33<br>(2021) |
| 153 | 都市整備局<br>企画部<br>住環境整備課<br>生野南部事務所 | 密集住宅市街地重点整備事業（建替建設費補助金、除却費補助金、狭あい道路拡幅促進整備補助金） | 一定の要件を満たす老朽木造住宅の除却等を行う土地所有者等        | 63,505,000  | 73,461,000  | 「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」に基づき、「重点整備エリア」において、民間老朽住宅の除却や建替え等への支援策の強化を図ることにより、延焼危険性や避難困難性に関する安全性の確保を図る   | （除却費補助）老朽木造住宅の除却に要する費用の一部を補助する<br>補助率：1/2以内<br>補助限度額：集合住宅150万円 戸建住宅75万円<br>（建替建設費補助）民間老朽住宅の建替に要する費用の一部を補助する<br>補助率：1/2以内（一部2/3以内）<br>（補助対象項目ごとに限度額あり）<br>（狭あい道路拡幅促進整備補助）狭あい道路に面した建物の建替え等の際、後退部分を道路として整備する場合、整備費用の一部を補助する<br>補助率：2/3以内<br>（補助対象項目ごとに限度額あり） | H26    | H32<br>(2020) |
| 154 | 都市整備局<br>企画部<br>住環境整備課<br>生野南部事務所 | 密集住宅市街地重点整備事業防災空地活用型除却費補助金                    | 一定の要件を満たす老朽木造住宅の除却等を行う土地所有者等        | 6,726,000   | 6,726,000   | 「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」に基づき、「重点整備エリア」において、跡地を防災空地として活用する場合には、民間老朽木造住宅の除却及び空地の整備に対する補助を実施することにより、延焼危険性や避難困難性に関する安全性の確保を図る  | 老朽木造住宅を除却し、その跡地を5年以上、防災空地として活用する場合に、除却費用及び空地整備費用の一部を補助する<br>○除却費<br>補助率：2/3以内<br>補助限度額：集合住宅200万円 戸建住宅100万円<br>○空地整備費<br>補助率：2/3以内<br>補助限度額：120万円  | H27    | H32<br>(2020) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号  | 所 管                        | 支出名称                            | 支出先   | 31年度当初        | 30年度当初        | 交付目的  | 事業の概要  | 事業開始年度        | 終期又は次回検証年度    |
|-----|----------------------------|---------------------------------|---|---------------|---------------|---|--|---------------|---------------|
| 155 | 都市整備局<br>企画部<br>住環境整備課     | ブロック塀等撤去促進<br>事業補助金             | 一定の要件を満たすブ<br>ロック塀等の撤去等<br>を行うブロック塀等の所<br>有者  | 100,000,000   | 0             | 地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止や避難経<br>路の確保を図ることを目的とし、道路等に面した一定の高さ以<br>上のブロック塀等の撤去及び軽量フェンス等の新設をする場合<br>に、当該撤去等に要する費用の一部に対して補助を実施するこ<br>とにより、倒壊の恐れがあるブロック塀等の撤去を促進する | 道路等に面した一定の高さ以上のブロック塀等の撤去及び軽量<br>フェンス等の新設をする場合に、撤去費用及び設置費用の一部<br>を補助する<br>補助率：1/2以内（平成31年度までに限り、2/3以内）<br>補助限度額：撤去15万円、新設25万円（平成31年度までに限り、<br>撤去20万円、新設30万円）  | H30           | H33<br>(2021) |
| 156 | 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課      | 空家の利活用に向けた<br>既存ストック改修事業<br>補助金 | 空家所有者、特定非営<br>利活動法人等                          | 28,250,000    | 0             | 大阪市空家等対策計画に基づき、区と連携しながら、住宅の性<br>能向上や地域まちづくりに資する改修費用等に対して補助を行<br>うことにより、空家の利活用に向けた良質なストックへの改修<br>を促進する。  | 一定の条件を満たす空家所有者、特定非営利活動法人等に対<br>し、インスペクション費用、耐震診断費用、耐震改修設計費<br>用、耐震改修工事費用、住宅性能向上に資する改修工事費用、<br>地域まちづくり改修工事費用の一部を補助する<br>・インスペクション 補助率：1/2以内、補助限度額：30千円×<br>戸/棟<br>・住宅性能向上改修工事 補助率1/2以内、補助限度額：750千<br>円×戸/棟<br>・耐震診断 補助率9/10以内、補助限度額45千円×戸/棟<br>・耐震改修設計 補助率2/3以内、補助限度額100千円×戸/棟<br>・耐震改修工事 補助率1/2以内、補助限度額1,200千円×戸/棟<br>・地域まちづくり改修工事 補助率1/2以内、補助限度額3,000<br>千円×戸/棟 | H31<br>(2019) | H33<br>(2021) |
| 157 | 建設局<br>道路部調整課              | 地下街防災推進事業費<br>補助金               | 地下街管理事業者                                      | 55,700,000    | 77,660,000    | 地下街防災推進事業に要する経費の一部を本市が補助すること<br>により、都市における重要な歩行者ネットワークを形成してい<br>る地下街の防災対策の推進を図ることで災害に強い都市の形成<br>を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする                                   | 地下街管理会社が行う地下街防災推進計画に基づき実施する防<br>災推進事業(躯体耐力補強、耐震対策、天井部の改修及び避難誘<br>導施設の整備)に要する経費の1/3を補助する  | H27           | H32<br>(2020) |
| 158 | 建設局<br>公園緑化部<br>緑化課        | 児童遊園整備費補助金                      | 児童遊園を維持するこ<br>とを目的に、地域住民<br>で自主的に組織された<br>団体等 | 3,075,000     | 3,169,000     | 既設児童遊園等の遊具その他の設備の管理・更新または増設に<br>対して補助することで、児童に適切な遊び場を与え、その健全<br>な育成と各種の事故防止に資することを目的とする   | 児童遊園等を維持管理する団体等に対し、整備費に係る経費を<br>補助対象とし、1/2かつ上限を、児童遊園の面積が150㎡以上で<br>75,000円、150㎡未満で37,500円として補助する   | S48           | H32<br>(2020) |
| 159 | 建設局<br>公園緑化部<br>緑化課        | 児童遊園活動費補助金                      | 児童遊園を維持するこ<br>とを目的に、地域住民<br>で自主的に組織された<br>団体等 | 1,700,000     | 1,760,000     | 児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織<br>された団体等に対して活動費を補助することで、児童に適切な<br>遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するこ<br>とを目的とする  | 児童遊園等を維持管理するための活動にかかる経費を補助対象<br>とし、1/2以内かつ上限を2万円とする  | S48           | H32<br>(2020) |
| 160 | 建設局<br>公園緑化部<br>緑化課        | 保存樹、保存樹林等補<br>助金                | 保存樹、保存樹林等所<br>有者                              | 1,000,000     | 1,000,000     | 保存樹・保存樹林等貴重な緑の保全、育成を図るために維持管<br>理を行う者に対し、必要な経費の一部を助成することにより、<br>都市の自然的環境の保全、維持及び景観の向上に寄与するこ<br>とを目的とする  | 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律およ<br>び同施行令に基づき、大阪市の保存樹・保存樹林として指定し<br>た樹木の保全を図るため、その維持管理を行うものに対して、1<br>年につき10万円を上限として、対象経費の1/2以内の額を補助す<br>る  | H3            | H32<br>(2020) |
| 161 | 教育委員会事務局<br>総務部<br>文化財保護担当 | 国指定文化財管理費補<br>助金                | 国指定文化財所有者                                     | 579,000       | 579,000       | 文化財保護法第27条の規定により指定された文化財の所有者等<br>に対して、防災設備点検等維持管理のために、必要な補助を行<br>うことにより、文化財の保護を図り、市民の文化の向上及び発<br>展に資することを目的とする  | 国の重要文化財所有者に対し、防災設備点検等維持管理費総事<br>業費の1/4を補助する  | S55           | H33<br>(2021) |
| 162 | 教育委員会事務局<br>総務部<br>文化財保護担当 | 市指定文化財保存修理<br>事業費補助金            | 市指定文化財所有者                                     | 4,500,000     | 4,500,000     | 条例の規定により指定された文化財の保存修理を行う文化財の<br>所有者等に対して、必要な補助を行うことにより、文化財の保<br>護を図り、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とす<br>る   | 所有者から申請を受けた、保存修理事業を行わないと文化財と<br>しての価値を損なう恐れのあるものについて、審査を行い、審<br>査に合格した文化財の保存修理事業にかかる総事業費の1/2につ<br>いて補助する   | H12           | H33<br>(2021) |
| 163 | 教育委員会事務局<br>総務部<br>学校給食課   | 児童生徒就学費補助金<br>(給食費補助)           | 準要保護家庭の児童生<br>徒の保護者                           | 1,455,902,000 | 1,124,214,000 | 教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基づき、経済的な<br>理由により、就学が困難な児童生徒に対して、必要な援助を行<br>い就学の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目<br>的とする  | 就学が困難であると認定され、生活保護に準ずる程度に困窮し<br>ている者(準要保護者)に対して、学校給食費の支給を行う<br>・小学校は実費相当額(中学校は実費の1/2)  | S34           | H33<br>(2021) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号  | 所 管                                  | 支出名称  | 支出先  | 31年度当初        | 30年度当初        | 交付目的  | 事業の概要   | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|-----|--------------------------------------|---|--|---------------|---------------|---|---|--------|---------------|
| 164 | 教育委員会事務局<br>生涯学習部<br>生涯学習担当          | 大阪国際平和センター<br>運営費補助金                          | (公財)大阪国際平和センター   | 69,043,000    | 77,979,000    | 大阪府と連携し、大阪空襲の犠牲者を追悼するとともに、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝え、平和を願う豊かな心を育み、世界平和に貢献することを目的に、府市共同で大阪国際平和センターを設立し、以降、府とともに運営費補助を実施                      | 大阪国際平和センターの運営費のうち、事業費については府市で1/2ずつを補助し、管理費については財団自主財源を差し引き府市1/2ずつを補助する  | H3     | H33<br>(2021) |
| 165 | 教育委員会事務局<br>指導部<br>教育活動支援担当          | 児童生徒就学費補助金<br>(医療費援助)                         | 要保護・準要保護家庭<br>の児童生徒の保護者  | 16,693,000    | 16,269,000    | 教育基本法第4条3項、学校教育法第19条、学校保健安全法第24条に基づき、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対して、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする                                 | 就学が困難であると認定された生活保護受給者(要保護者)、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要保護者)に対して、学校保健安全法で定める対象疾病にかかる医療費の援助を行う  | S34    | H33<br>(2021) |
| 166 | 教育委員会事務局<br>指導部<br>教育活動支援担当          | 全国中学校スポーツ大会<br>選手派遣補助金                        | 全国中学校スポーツ大会<br>に参加する本市立中学校<br>生徒の保護者   | 628,000       | 4,160,000     | 全国中学校体育大会及び全国中学校体育大会では開催されていない競技のうち、全国中学校体育大会と同様の予選会を経る全国規模の競技大会に参加する本市立中学校生徒の交通費及び宿泊費を補助し、スポーツ実践の機会を保障することで心身ともに健康な中学生の育成を図ることを目的とする | 全国中学校体育大会及び全国中学校体育大会では開催されていない競技のうち、全国中学校体育大会と同様の予選会を経る全国規模の競技大会に出場する中学生に対する交通費および宿泊費の補助<br>なお、補助額については、交通費はJR大阪駅から開催都市までの往復運賃に相当する額を上限<br>また、空路の方が合理的な場合は空路を適用し、開催都市までの往復運賃に相当する額を上限とする<br>運賃の積算、空路の利用については、職員の旅費に関する条例をもとに積算し、宿泊費は実費とする(1泊上限3,500円、かつ3泊を上限) | 不明     | H33<br>(2021) |
| 167 | 教育委員会事務局<br>学校経営管理<br>センター<br>事務管理担当 | 市奨学費(奨学費補助<br>金)                              | 本市在住高校生および<br>高専生  | 26,973,000    | 35,089,000    | 経済的理由のために高等学校等の修学が困難な者に対し奨学費を支給し、教育の機会均等を確保することを目的とする   | 本市の区域内に住所を有する市民税非課税の世帯(生活保護世帯を除く)を対象として、領収書等により使途確認の上、奨学費を支給する<br>第一学年は107千円以内、第二学年以上は72千円以内、大阪府「奨学のための給付金」の支給額を差し引いた額を奨学費の支給上限額とする   | S24    | H33<br>(2021) |
| 168 | 教育委員会事務局<br>学校経営管理<br>センター<br>事務管理担当 | 児童生徒就学費補助金<br>(学用品費等補助)                       | 要保護・準要保護家庭<br>の児童生徒の保護者  | 1,306,443,000 | 1,026,731,000 | 教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基づき、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対して、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする  | 就学が困難であると認定された生活保護受給者(要保護者)、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要保護者)に対して、児童生徒費、校外活動費、修学旅行費、通学費、入学準備金(1年生のみ)の支給を行う(修学旅行費以外は準要保護者のみ)   | S34    | H33<br>(2021) |
| 169 | 教育委員会事務局<br>学校経営管理<br>センター<br>事務管理担当 | 児童生徒就学費補助金<br>(中学校夜間学級学用品<br>費等補助)            | 本市在住中学校夜間学<br>級生徒、またはその保<br>護者   | 2,174,000     | 1,792,000     | 大阪市に在住する中学校夜間学級に通う生徒で、経済的理由により就学が困難な者に対し、就学上の負担を軽減し、教育の円滑な実施を図ることを目的とする   | 就学が困難であると認定された中学校夜間学級生徒またはその保護者に対して、学用品費等、校外活動費(泊を伴わないもの)、修学旅行費、通学費の支給を行う   | S45    | H33<br>(2021) |
| 170 | 教育委員会事務局<br>学校経営管理<br>センター<br>事務管理担当 | 児童生徒就学費補助金<br>(視覚・聴覚特別支援<br>学校高等部学用品費等<br>補助) | 視覚・聴覚特別支援学<br>校高等部専攻科生徒の<br>保護者  | 15,000        | 120,000       | 視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校への就学の特殊事情に鑑み、保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学のための必要な経費について、本市が一部を補助することとし、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする                    | 「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」第2条の経費の支弁区分の第1段階及び第2段階に該当する者で、援助を希望する者に対して、学校徴収金会計基準に定める生徒費に相当する額の支給を行う  | S32    | H33<br>(2021) |
| 171 | 教育委員会事務局<br>学校経営管理<br>センター<br>事務管理担当 | 児童生徒就学費補助金<br>(小・中学校特別支援<br>学級学用品費等補助)        | 大阪市立小・中学校の<br>特別支援学級に就学す<br>る児童生徒の保護者及<br>び学校教育法施行令第<br>22条の3に規定する障<br>害の程度に該当する児<br>童生徒の保護者 | 122,150,000   | 103,441,000   | 大阪市立小学校または中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、もって、特別支援教育の振興に資することを目的とする                          | 小学校または中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者に対して、「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」第2条の経費の支弁区分により経済的負担能力に応じて、学用品等購入費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、通学費、新入学児童・生徒学用品費等(1年生のみ)、交流学习交通費、職場実習交通費(中学校のみ)、医療費を支給する  | S46    | H33<br>(2021) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号  | 所 管               | 支出名称  | 支出先  | 31年度当初      | 30年度当初      | 交付目的   | 事業の概要  | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|-----|-------------------|---|--|-------------|-------------|--|--|--------|---------------|
| 172 | 北区役所<br>政策推進課     | 地域活性化事業基金<br>(ポトピア梅田環境<br>整備協力費)を活用し<br>た北区まちづくり事業<br>補助金 | 北区地域振興会連合振<br>興町会等                               | 251,991,000 | 301,908,000 | 北区における住民主体のまちづくりを支援するため、環境整備<br>事業や安全・安心なまちづくりの推進に関する事業などを実施<br>する地域団体に対して補助を実施することにより、北区におけ<br>る地域の活性化を図る                     | 北区地域振興会連合振興町会等が行う環境整備事業や安全・安<br>心なまちづくりの推進に関する事業などに対する経費を10/10補<br>助する   | H27    | H32<br>(2020) |
| 173 | 北区役所<br>地域課       | 地域活動協議会補助金  | 地域活動協議会  | 42,376,000  | 42,376,000  | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とな<br>らない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を<br>有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する                                    | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に<br>加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が<br>100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当<br>する額) | H25    | H32<br>(2020) |
| 174 | 都島区役所<br>まちづくり推進課 | 地域活動協議会補助金  | 地域活動協議会  | 21,869,000  | 22,113,000  | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とな<br>らない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を<br>有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する                                    | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に<br>加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が<br>100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当<br>する額) | H25    | H33<br>(2021) |
| 175 | 都島区役所<br>まちづくり推進課 | 子どもの安全見守り防<br>犯カメラ設置補助事業                                  | 学校の周辺及び通学<br>路・公園等の安全確保<br>のために防犯カメラを<br>設置する町会等 | 450,000     | 750,000     | 学校の周辺及び通学路・公園等への防犯カメラの設置経費の補<br>助を行うことで、子どもの犯罪被害の防止に効果的である防犯<br>カメラの設置を促進し、子どもの犯罪発生件数の減少を図る                                    | 学校の周辺及び通学路・公園等に町会等が設置する防犯カメラ<br>の設置経費を補助<br>補助限度額:150千円<br>補助率:3/4   | H27    | H32<br>(2020) |
| 176 | 福島区役所<br>企画総務課    | 校庭等の芝生化事業に<br>対する補助金(維持管<br>理)                            | 地域の芝生化実行委員<br>会等                                 | 0           | 41,000      | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境<br>をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備<br>事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付<br>する | 区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を<br>行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助す<br>る<br>補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要<br>する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新<br>作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等<br>補助上限:155円/㎡<br>補助率:1/2   | H27    | H30           |
| 177 | 福島区役所<br>市民協働課    | 地域活動協議会補助金  | 地域活動協議会  | 19,193,000  | 19,193,000  | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とな<br>らない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を<br>有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する                                    | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に<br>加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が<br>100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当<br>する額) | H25    | H32<br>(2020) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号  | 所 管            | 支出名称                   | 支出先                             | 31年度当初     | 30年度当初     | 交付目的  | 事業の概要   | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|-----|----------------|------------------------|---------------------------------|------------|------------|---|---|--------|---------------|
| 178 | 此花区役所<br>市民協働課 | 地域活動協議会補助金             | 地域活動協議会                         | 12,183,000 | 12,053,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する   | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25    | H33<br>(2021) |
| 179 | 此花区役所<br>市民協働課 | 校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理) | 地域の芝生化実行委員会等                    | 0          | 155,000    | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する              | 区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する<br>補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等<br>補助上限:155円/㎡<br>補助率:1/2  | H27    | H30           |
| 180 | 此花区役所<br>保健福祉課 | 高齢者食事サービス事業補助金         | 各地域高齢者食事サービス委員会                 | 3,262,000  | 3,348,000  | 此花区に居住するひとり暮らし高齢者やねたき高齢者を対象に、ボランティアが地域施設での会食等の食事を提供する事業を実施し、高齢者の健康の増進と孤独感の解消を図り、また、地域社会との交流を深めることにより、高齢者の介護予防や社会参加を促進することを目的とする | ひとり暮らし高齢者やねたき高齢者等に対して、配食または地域の集会所などで会食事業等を実施する高齢者食事サービス委員会に対して食事費・会場費等の1/2を補助する(補助上限:食事費1食180円、会場費127,560円、検便費1人年1回500円)  | H27    | H32<br>(2020) |
| 181 | 此花区役所<br>保健福祉課 | 憩の家施設運営補助金             | 桜島憩の家運営委員会                      | 280,000    | 280,000    | 高齢者の心身の健康増進を図り、また、地域住民等に対し健康づくりや仲間づくり、ボランティア活動等の自主活動の場を提供することにより地域福祉の推進に資することを目的とする   | 憩の家の施設運営を行う者に対し、運営に必要な経費の1/2を補助する(補助上限280千円)  | H25    | H32<br>(2020) |
| 182 | 中央区役所<br>市民協働課 | 地域活動協議会補助金             | 地域活動協議会                         | 59,057,000 | 59,057,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する   | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25    | H33<br>(2021) |
| 183 | 中央区役所<br>市民協働課 | 中央区「商い体験」事業補助金         | ミナミ地区(概ね中央大通、谷町筋、区境で囲まれた地区)の商店会 | 0          | 300,000    | 商店街の活性化と個性的で魅力的な商店街づくりを推し進めるミナミ地区の商店会等によって観光集客とミナミ地区の魅力を発信するために実施される「商い体験」事業を支援し、ミナミ地区の観光発展・経済振興に資する                            | 補助対象:ミナミ地区の商店会を対象として、「商い体験」事業、または、ミナミ地区の魅力を発信するために実施する事業の経費(会場費、謝金、広告宣伝費等)<br>補助率:1/2<br>上限額:300千円  | H21    | H30           |
| 184 | 西区役所<br>総務課    | 校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理) | 地域の芝生化実行委員会等                    | 0          | 61,000     | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する              | 区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する<br>補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等<br>補助上限:155円/㎡<br>補助率:1/2  | H28    | H30           |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号  | 所 管                    | 支出名称                   | 支出先          | 31年度当初     | 30年度当初     | 交付目的   | 事業の概要   | 事業開始年度        | 終期又は次回検証年度    |
|-----|------------------------|------------------------|--------------|------------|------------|--|---|---------------|---------------|
| 185 | 西区役所<br>地域支援課          | 地域活動協議会補助金             | 地域活動協議会      | 22,268,000 | 22,268,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する                                | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25           | H32<br>(2020) |
| 186 | 港区役所<br>協働まちづくり<br>推進課 | 地域活動協議会補助金             | 地域活動協議会      | 27,196,000 | 27,194,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する                                | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25           | H32<br>(2020) |
| 187 | 港区役所<br>協働まちづくり<br>推進課 | 校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理) | 地域の芝生化実行委員会等 | 0          | 78,000     | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する | 区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する<br>補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等<br>補助上限:155円/m <sup>2</sup><br>補助率:1/2   | H27           | H30           |
| 188 | 大正区役所<br>地域課           | 地域活動協議会補助金             | 地域活動協議会      | 23,171,000 | 0          | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する                                | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H31<br>(2019) | H33<br>(2021) |
| 189 | 天王寺区役所<br>市民協働課        | 地域活動協議会補助金             | 地域活動協議会      | 15,706,000 | 15,865,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する                                | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25           | H33<br>(2021) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号  | 所 管             | 支出名称                   | 支出先                 | 31年度当初     | 30年度当初     | 交付目的   | 事業の概要  | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|-----|-----------------|------------------------|---------------------|------------|------------|--|--|--------|---------------|
| 190 | 天王寺区役所<br>市民協働課 | 校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理) | 地域の芝生化実行委員会等        | 0          | 93,000     | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する | 区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する<br>補助対象経費：肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等<br>補助上限：155円/㎡<br>補助率：1/2   | H28    | H30           |
| 191 | 浪速区役所<br>総務課    | 浪速区まちをよくする活動補助金        | NPO法人、市民活動団体等の任意団体  | 500,000    | 1,000,000  | 区内に拠点を持つ地域活動協議会以外の団体が実施する、地域活動協議会との連携やコミュニティビジネス化等により継続して地域課題解決が期待できる事業に支援を行うことにより、複雑化・多様化する地域課題を地域住民自らの視点で解決する    | 浪速区内の地域活動解決に向けた事業を実施する任意団体に対して、事業に要する講師謝礼・会場使用料等の事務経費(補助基準額:25万円)の1/2を補助する   | H30    | H32<br>(2020) |
| 192 | 浪速区役所<br>市民協働課  | 地域活動協議会補助金             | 地域活動協議会             | 19,636,000 | 19,636,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する                                | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25    | H33<br>(2021) |
| 193 | 西淀川区役所<br>地域支援課 | 地域活動協議会補助金             | 地域活動協議会             | 33,127,000 | 33,632,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する                                | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25    | H32<br>(2020) |
| 194 | 西淀川区役所<br>地域支援課 | 校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理) | 地域の芝生化実行委員会等        | 31,000     | 31,000     | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する | 区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する<br>補助対象経費：肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等<br>補助上限：155円/㎡<br>補助率：1/2   | H27    | H31<br>(2019) |
| 195 | 淀川区役所<br>政策企画課  | 地域交通支援事業補助金            | 企業、福祉法人等のバス運行を行う事業者 | 325,000    | 304,000    | 区内の交通空白地域において、バス等運行事業を実施する事業者に対して、燃料費等の補助を行うことにより、高齢者や障がい者等の公共交通手段の確保を図る   | 区内の交通空白地域においてバス等運行事業を実施する事業者に対して、事業に必要な燃料費及び駐車場賃借料(補助上限325千円)の1/2を補助する   | H28    | H33<br>(2021) |
| 196 | 淀川区役所<br>市民協働課  | 青色防犯パトロール活動補助金         | 青色防犯パトロールを実施する団体    | 320,000    | 320,000    | 区域内における青色防犯パトロール活動を支援するため、青色防犯パトロール活動を実施する団体に対して補助を実施することにより、街頭犯罪を減少させ、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す                        | 青色防犯パトロール活動を実施する団体に対して、活動に要する巡回車の燃料費及び駐車場賃借料等の経費の1/2を補助する(補助上限16万円/団体)   | H24    | H32<br>(2020) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号  | 所 管             | 支出名称                   | 支出先                | 31年度当初     | 30年度当初     | 交付目的   | 事業の概要   | 事 業<br>開 始 年 度 | 終期又は<br>次回検証<br>年 度 |
|-----|-----------------|------------------------|--------------------|------------|------------|--|---|----------------|---------------------|
| 197 | 淀川区役所<br>市民協働課  | 自律的な地域運営を支援するための活動補助金  | 地域活動協議会            | 800,000    | 1,000,000  | おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまで以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する | 地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援<br>補助限度額:200千円<br>補助率:1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入)  | H24            | H33<br>(2021)       |
| 198 | 淀川区役所<br>市民協働課  | 地域活動協議会補助金             | 地域活動協議会            | 38,482,000 | 38,482,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する  | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25            | H33<br>(2021)       |
| 199 | 淀川区役所<br>市民協働課  | 校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理) | 地域の芝生化実行委員会等       | 0          | 243,000    | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する   | 区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する<br>補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等<br>補助上限:155円/㎡<br>補助率:1/2  | H27            | H30                 |
| 200 | 淀川区役所<br>市民協働課  | 校庭等の芝生の維持管理事業の自立化支援補助金 | 芝生化実行委員会           | 217,000    | 145,000    | 子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生の維持管理を行う芝生化実行委員会に対し、維持管理にかかる補助金を交付する   | 区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する<br>補助対象経費:備品・機器及び設備の修繕費用・機器のレンタル費用・機器及び設備等の異常発生にかかる対処費用<br>補助上限:75円/㎡<br>補助率:1/2  | H30            | H32<br>(2020)       |
| 201 | 淀川区役所<br>市民協働課  | 地域課題解決に向けた区民提案型活動補助金   | NPO法人、市民活動団体等の任意団体 | 500,000    | 500,000    | 複雑化・多様化する地域課題の解決に向けて、NPO法人等と地域活動協議会や企業等が連携・協働する仕組みを構築することにより、住民視点での地域特性に応じた活動を支援するため、淀川区内の地域活動解決に向けた事業を実施する法人等団体に対して、事業に要する経費を補助することにより、地域活動の一層の活性化を図る   | 淀川区内の地域活動解決に向けた事業を実施する任意団体に対して、事業に要する講師謝礼・会場使用料等の事務経費(補助基準額:50万円)の1/2を補助する  | H27            | H32<br>(2020)       |
| 202 | 東淀川区役所<br>保健福祉課 | 地域活動協議会補助金             | 地域活動協議会            | 64,656,000 | 64,928,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する  | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25            | H31<br>(2019)       |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号  | 所 管               | 支出名称                      | 支出先                 | 31年度当初     | 30年度当初     | 交付目的   | 事業の概要   | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|-----|-------------------|---------------------------|---------------------|------------|------------|--|---|--------|---------------|
| 203 | 東淀川区役所<br>保健福祉課   | 校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)    | 地域の芝生化実行委員会等        | 148,000    | 256,000    | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現をめざすことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する               | 区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する<br>補助対象経費：肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等<br>補助上限：155円/㎡<br>補助率：1/2  | H27    | H31<br>(2019) |
| 204 | 東淀川区役所<br>保健福祉課   | 一時預かり事業補助金                | 認可外保育施設を運営する法人      | 1,405,000  | 1,525,000  | 認可外保育施設において時間単位の一時預かり事業を実施する事業者に対し、利用者の負担を軽減しながら保護者の傷病等による緊急・一時的に保育が必要な場合や、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減や就学前児童の成長、発達等、子育て支援を実施することを目的とする | 児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童で、保護者の傷病等により保育を必要とする児童を対象とし、認可外保育施設において保育サービスを提供する<br>補助率:1/2  | H25    | H31<br>(2019) |
| 205 | 東淀川区役所<br>保健福祉課   | 「こどもと地域を結ぶ居場所」開設準備にかかる補助金 | 「こどもと地域を結ぶ居場所」開設事業者 | 900,000    | 900,000    | 放課後に家庭や学校に居場所のない子どもを対象に、放課後の生活習慣や学習習慣を定着させることにより、学習意欲の向上を図ることを目的として「こどもの居場所」を開設する事業者に対し、開設準備経費にかかる補助金を交付する                       | 実施事業者に対し、居場所設置初年度のみ、開設にかかる備品等購入費の1/2以内(補助上限：150千円/箇所)を補助する  | H29    | H31<br>(2019) |
| 206 | 東成区役所<br>市民協働課    | 地域活動協議会補助金                | 地域活動協議会             | 15,000,000 | 15,000,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する  | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25    | H33<br>(2021) |
| 207 | 東成区役所<br>市民協働課    | 校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)    | 地域の芝生化実行委員会等        | 0          | 279,000    | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する               | 区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する<br>補助対象経費：肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等<br>補助上限：155円/㎡<br>補助率：1/2  | H28    | H30           |
| 208 | 生野区役所<br>地域まちづくり課 | 青色防犯パトロール活動補助金            | 青色防犯パトロールを実施する団体    | 160,000    | 320,000    | 地域の自主防犯活動として青色防犯パトロールを実施する団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る   | 青色防犯パトロール活動の実施にかかる経費(ガソリン代等)の一部補助<br>補助対象者:生野区において青色防犯パトロール活動を実施する団体等<br>補助率:1/2以内  | H24    | H32<br>(2020) |
| 209 | 生野区役所<br>地域まちづくり課 | 地域活動協議会補助金                | 地域活動協議会             | 32,174,000 | 32,174,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する  | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25    | H32<br>(2020) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号  | 所 管               | 支出名称                   | 支出先                      | 31年度当初     | 30年度当初     | 交付目的  | 事業の概要  | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|-----|-------------------|------------------------|--------------------------|------------|------------|---|--|--------|---------------|
| 210 | 生野区役所<br>地域まちづくり課 | 地域安全防犯カメラ設置補助金         | 街頭犯罪多発地域に防犯カメラを設置する地域団体等 | 0          | 2,850,000  | 街頭犯罪多発地域における犯罪を抑止するため、町会等に対して防犯カメラの設置にかかる経費を補助することにより、防犯カメラの設置を促進し、街頭犯罪発生件数の減少を図る   | 街頭犯罪多発地域に防犯カメラを設置する町会等に対して、その設置に要する経費を補助する<br>補助率:設置経費の3/4以内(補助上限150千円)  | H26    | H30           |
| 211 | 生野区役所<br>地域まちづくり課 | 福祉有償運送運転者育成支援事業補助金     | 福祉有償運送事業を実施しようとする運転者     | 0          | 125,000    | 地域住民等が主体となった福祉交通の担い手に対し補助金を交付することにより、地域の特性や実情、区内住民の移動手段のニーズにあった安定的な交通体系を構築し、便利で暮らしやすいまちづくりを目指す                                  | 新たに福祉有償運送にかかる運転手になろうとする者に対する講習会経費の補助<br>補助率:1/2以内<br>補助上限:5,000円   | H26    | H30           |
| 212 | 生野区役所<br>地域まちづくり課 | 高齢者食事サービス事業補助金         | 各地域高齢者食事サービス委員会等         | 6,289,000  | 7,043,000  | 高齢者の健康増進と地域社会との交流を促進するため、地域において食事サービスを実施する事業者等に対して補助を行う   | 食事サービスを実施する事業者等に対して、食材費・弁当代等の経費を補助する<br>補助率:対象経費の1/2以内   | H27    | H32<br>(2020) |
| 213 | 旭区役所<br>総務課       | バス運行事業補助金              | 乗合バス運行事業者                | 7,700,000  | 7,700,000  | 区内において、交通が不便となる地域の交通アクセスをカバーするとともに、現状のバスの利用者の大半を占める高齢者が利用しやすい車両を使用した乗合バスの運行を行う事業者の参入意欲を促進するため、区内において乗合バスの運行を実施する事業者に対して補助金を交付する | 区内において乗合バスの運行を実施する事業者に対して、最低限必要な路線運行の実施に要する、運転手にかかる人件費及び路線運行に必要な燃料費等の1/2を補助する<br>(補助上限:7,700千円)  | H26    | H32<br>(2020) |
| 214 | 旭区役所<br>市民協働課     | 地域活動協議会補助金             | 地域活動協議会                  | 24,827,000 | 26,837,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する   | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25    | H32<br>(2020) |
| 215 | 旭区役所<br>市民協働課     | 校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理) | 地域の芝生化実行委員会等             | 0          | 93,000     | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する              | 区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する<br>補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等<br>補助上限:155円/㎡<br>補助率:1/2   | H27    | H30           |
| 216 | 城東区役所<br>市民協働課    | 地域活動協議会補助金             | 地域活動協議会                  | 39,747,000 | 39,747,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する   | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25    | H32<br>(2020) |
| 217 | 城東区役所<br>保健福祉課    | 高齢者食事サービス事業補助金         | 各地域高齢者食事サービス委員会          | 5,539,000  | 5,701,000  | 区内に居住するひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯等を対象に食事サービスを行う地域高齢者食事サービス委員会に対して補助金を交付し、当該高齢者の健康増進と地域社会との交流を図る                                       | 高齢者食事サービス事業を実施する委員会に対して、実施に要する活動費、運営費の1/2を補助する   | H27    | H32<br>(2020) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号  | 所 管                | 支出名称                   | 支出先              | 31年度当初     | 30年度当初     | 交付目的  | 事業の概要  | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|-----|--------------------|------------------------|------------------|------------|------------|---|--|--------|---------------|
| 218 | 城東区役所<br>保健福祉課     | 一時保育事業補助金              | 社会福祉法人等          | 3,809,000  | 4,509,000  | 就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減や就学前児童の成長・発達のために保育が必要な場合に、一時保育事業において保育サービスを提供する法人に補助金を交付し、乳幼児の福祉の増進を図る | 一時保育事業を実施する法人に対して、必要な担当保育士の人件費等を延べ利用児童数から補助基準額により算出のうえ、その金額を補助金として交付する   | H27    | H32<br>(2020) |
| 219 | 鶴見区役所<br>市民協働課     | 地域活動協議会補助金             | 地域活動協議会          | 29,907,000 | 26,187,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する   | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25    | H33<br>(2021) |
| 220 | 阿倍野区役所<br>総合企画課    | 地域活動協議会補助金             | 地域活動協議会          | 21,900,000 | 21,900,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する   | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25    | H33<br>(2021) |
| 221 | 阿倍野区役所<br>総合企画課    | 校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理) | 地域の芝生化実行委員会等     | 124,000    | 124,000    | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する                        | 区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する<br>補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等<br>補助上限:155円/㎡<br>補助率:1/2   | H29    | H31<br>(2019) |
| 222 | 阿倍野区役所<br>保健福祉課    | 高齢者食事サービス事業補助金         | 各地域高齢者食事サービス委員会等 | 4,141,000  | 4,097,000  | 阿倍野区に居住するひとり暮らし・寝たきり高齢者等を対象に、地域施設で会食等の食事サービスを実施する事業者に対して補助を行うことにより、当該高齢者の健康増進と地域社会との交流を深め、高齢者の介護予防や社会参加の促進を図る                             | 食事サービス事業を実施する事業者に対して、食事サービス事業の実施に要する食材費などの食事にかかる経費と、活動に必要な消耗品費・使用料等の運営にかかる経費の総額の1/2を上限に予算の範囲内で補助する   | H27    | H33<br>(2021) |
| 223 | 住之江区役所<br>協働まちづくり課 | 地域活動協議会補助金             | 地域活動協議会          | 41,392,000 | 42,902,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する   | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25    | H33<br>(2021) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号  | 所 管               | 支出名称                        | 支出先             | 31年度当初     | 30年度当初     | 交付目的   | 事業の概要   | 事業開始年度 | 終期又は次回検証年度    |
|-----|-------------------|-----------------------------|-----------------|------------|------------|--|---|--------|---------------|
| 224 | 住吉区役所<br>地域課      | 地域活動協議会補助金                  | 地域活動協議会         | 40,284,000 | 40,284,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する                                | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25    | H32<br>(2020) |
| 225 | 住吉区役所<br>教育文化課    | 校庭等の芝生化事業に対する自立化支援補助金(維持管理) | 地域の芝生化実行委員会等    | 312,000    | 312,000    | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する | 区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する<br>補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費等<br>補助率:1/2   | H30    | H32<br>(2020) |
| 226 | 住吉区役所<br>教育文化課    | すみよしの魅力PR補助金                | 地域の実行委員会等       | 1,500,000  | 1,800,000  | 地域住民等が住吉区の歴史・文化・自然資源を活用し、住吉の魅力を発信する文化的事業を実施する活動を通じて、まちの活性化を図ることを目的とした文化事業を行った地域団体等に対し、イベント運営等事業にかかる補助金を交付する        | 区の「すみよしの魅力PR補助金」を活用して住吉区の魅力を発信するイベントを開催する団体等に、イベント運営にかかる経費を補助する<br>補助内容:出演者等謝礼、パンフレットポスター等の印刷製本費、イベントにかかる保険料、会場使用料、会場設営等にかかる委託料等の1/2に相当する額について、100万円を上限として補助<br>補助率:1/2   | H27    | H32<br>(2020) |
| 227 | 東住吉区役所<br>区民企画課   | 地域活動協議会補助金                  | 地域活動協議会         | 34,124,000 | 34,127,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する                                | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25    | H32<br>(2020) |
| 228 | 東住吉区役所<br>保健福祉課   | 高齢者食事サービス事業補助金              | 各地域高齢者食事サービス委員会 | 4,767,000  | 4,953,000  | 高齢者の健康保持、いきがづくりや地域の福祉コミュニティの醸成のため、地域施設での会食等の提供を実施する事業者に対して補助を行うことにより、高齢者の介護予防や社会参加の促進を図る                           | 地域施設での会食等の提供を実施する事業者に対して、地域施設での会食等の提供の実施に要する食材料購入経費及び報償費等の1/2を補助する(食材料費・弁当代経費については補助基準額:250円、ボランティア検便経費については補助基準額:205円、活動に必要な経費については補助基準額:12,000円~89,000円)  | H27    | H32<br>(2020) |
| 229 | 平野区役所<br>まちづくり協働課 | 地域活動協議会補助金                  | 地域活動協議会         | 52,117,000 | 52,142,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する                                | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25    | H32<br>(2020) |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 番号                           | 所 管                   | 支出名称                   | 支出先                       | 31年度当初         | 30年度当初         | 交付目的   | 事業の概要  | 事業開始年度        | 終期又は次回検証年度    |
|------------------------------|-----------------------|------------------------|---------------------------|----------------|----------------|--|--|---------------|---------------|
| 230                          | 西成区役所<br>総務課<br>市民協働課 | 提案型地域ストック再生モデル補助金      | モデル事業実施事業者等               | 8,600,000      | 0              | 新今宮駅周辺の商店街の空き店舗等の地域ストックを再生し、エリア全体のにぎわいや多層な人々が交流する居場所づくり、インバウンド需要のエリア回遊性を持たせるような拠点の創出に資する提案事業に対し、ストック再生にかかる費用の一部を補助   | 新今宮駅周辺の商店街の空き店舗等を活用し、インバウンド需要のエリア回遊性をもたらしにぎわいを創出する事業提案に対し、ストック再生にかかる改修工事経費及び耐震改修にかかる経費等の1/2を補助する。<br>・耐震診断経費 補助上限 2.5万円<br>・耐震設計経費 補助上限 7.5万円<br>・耐震改修工事 補助上限 120万円<br>・ストック再生改修工事 補助上限 300万円  | H31<br>(2019) | H33<br>(2021) |
| 231                          | 西成区役所<br>市民協働課        | 地域活動協議会補助金             | 地域活動協議会                   | 49,048,000     | 49,048,000     | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する  | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25           | H33<br>(2021) |
| 232                          | 西成区役所<br>市民協働課        | 校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理) | 地域の芝生化実行委員会等              | 0              | 156,000        | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する   | 区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する<br>補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等<br>補助上限:155円/㎡<br>補助率:1/2   | H27           | H30           |
| 233                          | 西成区役所<br>市民協働課        | 防犯カメラ設置補助金             | 西成区内の地域活動協議会及び同協議会を構成する団体 | 800,000        | 800,000        | 地域へ防犯カメラを設置する地域活動協議会に対して補助を実施することにより、犯罪の温床となりにくい環境づくりを推進する   | 防犯カメラ設置に要する本体購入費・取付工事費等の1/2を補助する(補助上限:10万円)  | H28           | H33<br>(2021) |
| 234                          | 西成区役所<br>保健福祉課        | こども食堂支援補助金(ネットワーク化補助)  | こども食堂関係者間のネットワーク構築を行う団体   | 2,500,000      | 2,500,000      | こども食堂関係者間のネットワーク構築を行う団体に対して補助を実施することにより、こども食堂の安定的・継続的な活動促進を図る  | こども食堂関係者間のネットワーク構築にかかる経費の1/2を補助する(上限2,500千円)   | H29           | H31<br>(2019) |
| 235                          | 西成区役所<br>保健福祉課        | こども食堂支援補助金(開設補助・事業補助)  | こども食堂を実施する団体              | 4,200,000      | 4,350,000      | 経済的な課題をもつ子育て世帯が多く、加えて、こども同士や大人との関わりが希薄となってきたため、こども食堂において、こども同士や大人と食事を摂る中で得られる安心感や連帯感が、こどもの成長の一助になると期待できることから、こども食堂を実施する団体に対して開設補助・事業補助を行うことにより、こども食堂の新規開拓や活動促進を図り、安定運営ができるよう支援する | こども食堂にかかる経費の1/2を補助する(補助上限:開設補助150千円、事業補助300千円)   | H29           | H31<br>(2019) |
| 31年度に支出対象がないため予算計上を行っていないもの等 |                       |                        |                           | 0              | 1,167,033,000  |  |  |               |               |
| 一般会計合計                       |                       |                        |                           | 35,228,233,000 | 38,579,974,000 |  |  |               |               |

※「31年度当初」欄に金額の記載がないものについては、廃止となったもの。

(下水道事業会計、水道事業会計)

(単位:円)

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

| 番号           | 所 管                    | 支出名称                    | 支出先                    | 31年度当初         | 30年度当初         | 交付目的  | 事業の概要   | 事業<br>開始年度    | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|--------------|------------------------|-------------------------|------------------------|----------------|----------------|---|---|---------------|--------------------|
| 1            | 建設局<br>下水道河川部<br>施設管理課 | 雨水貯留タンク普及促<br>進助成       | 市内に雨水貯留タンク<br>を設置する申請者 | 1,800,000      | 1,800,000      | 総合的な浸水対策の一環として、雨水の流出抑制及び雨水の<br>利用を目的とした雨水貯留タンクを設置する市民に対し助成<br>金を交付する            | 市内の住宅等に設置される市販の雨水貯留タンク1基につき3万<br>円を上限として、購入費の1/2を助成する | H18           | H33<br>(2021)      |
| 2            | 水道局<br>工務部給水課          | 宅地内部分における鉛<br>給水管取替への助成 | 個人                     | 2,769,000      | 0              | 宅地内部分における鉛給水管の早期解消を図ることを目的と<br>して、鉛給水管の所有者への取替支援策として、鉛給水管取<br>替に要する工事費用の一部助成を行う | 宅地内における鉛給水管取替工事の実施に要する工事費用の<br>1/2を助成する(補助上限:20万円)    | H31<br>(2019) | H33<br>(2021)      |
| 公営・準公営企業会計合計 |                        |                         |                        | 4,569,000      | 1,800,000      |   |   |               |                    |
| 合計           |                        |                         |                        | 35,232,802,000 | 38,581,774,000 |   |   |               |                    |

## 2.新規補助金概要シート

### (1) 補助内容

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

|             |   |                                       |                                       |                                       |  |
|-------------|---|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 番号          | 7   | 所管                                    | 経済戦略局博物館運営企画室                         |                                       |  |
| 名称          | 博物館施設整備補助金  |                                       |                                       |                                       |  |
| 交付先         | (地独)大阪市博物館機構  |                                       |                                       |                                       |  |
| 交付目的        | 安定的かつ市政に貢献する博物館運営に資するため、地方独立行政法人法第27条第1項の規定により法人が定める年度計画に基づく博物館施設の施設整備にかかる事業を実施する(地独)大阪市博物館機構に対して補助を行うことにより、博物館施設における学校教育や生涯学習支援・市民サービス向上の推進を図る |                                       |                                       |                                       |  |
| 事業の概要       | 博物館施設の施設整備にかかる事業を実施する(地独)大阪市博物館機構に対して、当該事業の実施に要する経費(工事費等)の10/10に相当する額を補助する  |                                       |                                       |                                       |  |
| 31算定額及び積算   | 補助対象経費167,683千円×補助率10/10=167,683千円  |                                       |                                       |                                       |  |
| 事業開始年度      | 平成31年度(2019年度)  | 交付方法                                  | 通常払い(補助金額確定後)                         |                                       |  |
| 根拠規定等       | 法律 <input type="checkbox"/>   | 条例 <input type="checkbox"/>           | 規則 <input type="checkbox"/>           | 契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>   | 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 法律・条例等の名称   |   |                                       |                                       |                                       |  |
| 補助率等        | 補助基準額:一、補助率:10/10(上限:本市予算の範囲内)  |                                       |                                       |                                       |  |
| 財源の有無       | 国 <input type="checkbox"/>  | 府 <input type="checkbox"/>            | その他( ) <input type="checkbox"/>       | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |  |
| 本市以外からの直接補助 | 国 <input type="checkbox"/>  | 府 <input type="checkbox"/>            | その他( ) <input type="checkbox"/>       | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |  |
| 交付先の分類      | 法人  |                                       |                                       |                                       |  |
| 性質別分類       | 施設整備事業補助  |                                       |                                       |                                       |  |
| 終期          | 平成33年度(2021年度)  |                                       |                                       |                                       |  |
| 公募          | 有(提案型) <input type="checkbox"/>   | 有(提案型以外) <input type="checkbox"/>     | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |                                       |  |
| 市民の参画       | 有 <input type="checkbox"/>  | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |                                       |                                       |  |
| 再補助の有無      | 有 <input type="checkbox"/>  | 無 <input checked="" type="checkbox"/> | 有の場合<br>その理由                          |                                       |  |

### (2) ガイドラインにおける基本的視点

| 基本的視点 |  | 説明  |
|-------|--|---|
| 1     | 「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)            | 補助金の対象事業は、本市が設立した法人における博物館運営に必要なものとして、設備機器の老朽化への対策や、不特定多数の利用者に対する安全対策等を適切に行い、社会教育施設としての役割を確実に果たすため必要なものである。 |
| 2     | 「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)               | 対象経費や金額は、補助金要綱に基づき工事見積書を提出させることにより確認する。また、補助率については、地方独立行政法人の資産の更新等は設立者の責務であるため、必要な措置を講じる必要がある。              |
| 3     | 「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である) | 法人に出資した資産の更新等は、出資者による必要な措置によって実施できるものであるため。   |
| 4     | 「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)      | 事業対象が、本市が設立した地方独立行政法人の施設整備にかかる事業であるため。  |

### (3) 補助効果の測定

|        |  |
|--------|--|
| 効果測定方法 | <p>○入館者数の増加<br/>           目標値:美術館を除いた各博物館施設等の5年間での入館者(観覧者)の増加数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史博物館…入館者数(特別展及び平常展) 3.0%増</li> <li>・科学館…入館者数(平常展) 5.0%増</li> <li>・自然史博物館…入館者数(特別展) 5.0%増</li> <li>・東洋陶磁美術館…入館者数(特別展) 3.0%増</li> </ul> |
|--------|--|

### (1) 補助内容

|             |  |  |                                       |                                       |  |
|-------------|--|--|---------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 番 号         | 27   | 所 管  | 都市計画局計画部交通政策課                         |                                       |  |
| 名 称         | なにわ筋線整備事業費補助金  |  |                                       |                                       |  |
| 交付先         | 関西高速鉄道(株)  |  |                                       |                                       |  |
| 交付目的        | 関西高速鉄道(株)が行うなにわ筋線整備事業にかかる経費に対し、補助金を交付し、なにわ筋線の整備を促進することを目的とする                     |  |                                       |                                       |  |
| 事業の概要       | なにわ筋線の整備事業にかかる土木、線路設備、開業設備、用地費(補助対象事業費)に対して、国の地下高速鉄道整備事業費補助制度に基づき、国等と協調し補助金を交付する |  |                                       |                                       |  |
| 31算定額及び積算   | 補助対象事業費×補助率等<br>=931,000千円×14.28%=132,947千円(補助上限)                                |  |                                       |                                       |  |
| 事業開始年度      | 平成31年度(2019年度)   | 交付方法   | 通常払い(補助金額確定後)                         |                                       |  |
| 根拠規定等       | 法律 <input type="checkbox"/>  | 条例 <input type="checkbox"/>                    | 規則 <input type="checkbox"/>           | 契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>   | 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 法律・条例等の名称   |  |  |                                       |                                       |  |
| 補助率等        | 補助基準額：－、<br>補助率：14.28%(35%×102%×80%×1/2)<br>※各数値は国の補助制度に規定(府：市=1:1)              |  |                                       |                                       |  |
| 財源の有無       | 国 <input type="checkbox"/>   | 府 <input type="checkbox"/>                     | その他( ) <input type="checkbox"/>       | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |  |
| 本市以外からの直接補助 | 国 <input checked="" type="checkbox"/> (25.7%)                                    | 府 <input checked="" type="checkbox"/> (14.28%) | その他( ) <input type="checkbox"/>       | 無 <input type="checkbox"/>            |  |
| 交付先の分類      | 法人   |  |                                       |                                       |  |
| 性質別分類       | 施設整備事業補助   |  |                                       |                                       |  |
| 終 期         | 平成43年度(2031年度)   |  |                                       |                                       |  |
| 公 募         | 有(提案型) <input type="checkbox"/>  | 有(提案型以外) <input type="checkbox"/>              | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |                                       |  |
| 市民の参画       | 有 <input type="checkbox"/>   | 無 <input checked="" type="checkbox"/>          |                                       |                                       |  |
| 再補助の有無      | 有 <input type="checkbox"/>   | 無 <input checked="" type="checkbox"/>          | 有の場合<br>その理由                          |                                       |  |

### (2) ガイドラインにおける基本的視点

|   | 基本的視点                                      | 説明  |
|---|--|---|
| 1 | 「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)            | 大阪都心ならびに京阪神圏の各拠点都市と、関西国際空港とのアクセス性の強化等、広域鉄道ネットワークの拡充を図ることを目的としており、公益性が認められる。   |
| 2 | 「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)               | 国の補助制度に基づき、本市としても対象経費、補助率を本市要綱に明記したうえで、国、大阪府と協調して補助を実施するため妥当である。              |
| 3 | 「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である) | 鉄道新線の整備は、行政からの財政支援が必要な多額の事業費を要する事業であり、国の補助制度の活用及びそのために必要となる地方自治体としての補助が有効である。 |
| 4 | 「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)      | なにわ筋線の唯一の整備主体である関西高速鉄道(株)に対して補助金を交付するものであり、また本市要綱においても交付先を明記し交付するため適正である。     |

### (3) 補助効果の測定

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 効果測定方法 | ・所要時間の短縮…目標値：9分(大阪(梅田)～関西空港間〔南海〕) |
|--------|-----------------------------------|

## (1) 補助内容

|             |   |  |                                 |                                       |  |
|-------------|---|--|---------------------------------|---------------------------------------|--|
| 番 号         | 28  | 所 管  | 都市計画局計画部交通政策課                   |                                       |  |
| 名 称         | ユニバーサルデザインタクシー普及促進補助金   |  |                                 |                                       |  |
| 交付先         | タクシー事業者   |  |                                 |                                       |  |
| 交付目的        | ユニバーサルデザイン(以下、UDという。)タクシーの車両本体に係る経費の一部を本市が補助することにより、UDタクシーの普及促進を図り、子育て世帯から高齢者、障がいのある方をはじめ大きな荷物を持った旅行者など誰もが安全・安心で快適に利用できる交通環境の整備を図ることを目的とする。 |  |                                 |                                       |  |
| 事業の概要       | 車両1台あたりUD対応経費の3分の1または30万円のいずれか低い方を補助上限額として補助とする。(UD対応経費とは、国の認定を受けたUDタクシー車両本体価格と従来のセダントタイプのタクシー車両の標準的な本体価格の差額のこと)                            |  |                                 |                                       |  |
| 31算定額及び積算   | 補助金額300千円×50台=15,000千円(平成31年度算定額)   |  |                                 |                                       |  |
| 事業開始年度      | 平成31年度(2019年度)  | 交付方法   | 通常払い(補助金額確定後)                   |                                       |  |
| 根拠規定等       | 法律 <input type="checkbox"/>   | 条例 <input type="checkbox"/>                  | 規則 <input type="checkbox"/>     | 契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>   | 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 法律・条例等の名称   |   |  |                                 |                                       |  |
| 補助率等        | 補助基準額:一、補助率:UD対応経費の1/3(上限30万円)  |  |                                 |                                       |  |
| 財源の有無       | 国 <input type="checkbox"/>  | 府 <input type="checkbox"/>                   | その他( ) <input type="checkbox"/> | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |  |
| 本市以外からの直接補助 | 国 <input type="checkbox"/>  | 府 <input type="checkbox"/>                   | その他( ) <input type="checkbox"/> | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |  |
| 交付先の分類      | 法人・個人   |  |                                 |                                       |  |
| 性質別分類       | その他(個人に対する補助など)   |  |                                 |                                       |  |
| 終 期         | 平成35年度(2023年度)  |  |                                 |                                       |  |
| 公 募         | 有(提案型) <input type="checkbox"/>   | 有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/> | 無 <input type="checkbox"/>      |                                       |  |
| 市民の参画       | 有 <input type="checkbox"/>  | 無 <input checked="" type="checkbox"/>        |                                 |                                       |  |
| 再補助の有無      | 有 <input type="checkbox"/>  | 無 <input checked="" type="checkbox"/>        | 有の場合<br>その理由                    |                                       |  |

## (2) ガイドラインにおける基本的視点

| 基本的視点 |  | 説明  |
|-------|--|---|
| 1     | 「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)           | タクシーは、鉄道やバスと連携する移動手段として、大きな役割を担っている。UDタクシーは、誰もが安全で快適に移動できるタクシーであり、インバウンドの増加により大きな荷物を持った観光客の増加や高齢化の進展により高齢者の交通手段の確保、子育て家庭の交通手段の確保など本市が抱えている課題を解決するためには、UDタクシー補助は必要である。 |
| 2     | 「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)               | タクシー車両の更新は事業者の責務であるが、UDタクシー車両は利用のしやすさでの面でこれまでのタクシーとは一線を画し、すべての人が安心・安全に利用できるため、市はUD対応経費において、事業者以上の負担はしないという考えのもと、補助額を算定していることから妥当である。                                  |
| 3     | 「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である) | 事業者が更新する際、補助金により、これまで従来型のタクシーへ更新していた事業者がUDタクシーへ更新することが可能となり、導入が促進されることから有効である。  |
| 4     | 「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)      | 公募により補助金の交付を決定するため、公平性が保たれる。  |

## (3) 補助効果の測定

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 効果測定方法 | 目標導入率:市内法人タクシー台数の10% |
|--------|----------------------|

### (1) 補助内容

|             |  |                                       |                                 |                                       |  |
|-------------|--|---------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------|--|
| 番 号         | 73   | 所 管                                   | 健康局健康推進部生活衛生課                   |                                       |  |
| 名 称         | 公衆浴場住民等相互交流活性化事業補助金  |                                       |                                 |                                       |  |
| 交付先         | 一般公衆浴場または複数の一般公衆浴場で構成する団体  |                                       |                                 |                                       |  |
| 交付目的        | 一般公衆浴場の浴場施設の利活用にかかる経費の一部を補助することにより、一般公衆浴場の活性化及び浴場を拠点とした住民等相互の交流の促進を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。   |                                       |                                 |                                       |  |
| 事業の概要       | 一般公衆浴場または複数の一般公衆浴場で構成する団体が行う公衆浴場住民等相互交流活性化事業に対し、その経費の1/2を補助する。   |                                       |                                 |                                       |  |
| 31算定額及び積算   | 対象事業:住民等相互交流に資する事業<br>平成31年度予算算定額:6,400千円(補助対象経費合計額)×1/2(補助率)=3,200千円<br>※補助上限は、補助事業を実施する浴場数に応じる。  |                                       |                                 |                                       |  |
| 事業開始年度      | 平成31年度(2019年度)   | 交付方法                                  | 通常払い(補助金額確定後)                   |                                       |  |
| 根拠規定等       | 法律 <input type="checkbox"/>  | 条例 <input type="checkbox"/>           | 規則 <input type="checkbox"/>     | 契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>   | 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 法律・条例等の名称   |  |                                       |                                 |                                       |  |
| 補助率等        | 補助基準額：－ 補助率：1/2<br>補助上限：補助事業を実施する浴場数に応じる。<br>(構成浴場数) (補助上限)<br>【個別】 1浴場 50千円<br>【団体】 2～9浴場 100千円<br>10～19浴場 150千円<br>20～29浴場 200千円<br>30浴場以上 250千円 |                                       |                                 |                                       |  |
| 財源の有無       | 国 <input type="checkbox"/>   | 府 <input type="checkbox"/>            | その他( ) <input type="checkbox"/> | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |  |
| 本市以外からの直接補助 | 国 <input type="checkbox"/>   | 府 <input type="checkbox"/>            | その他( ) <input type="checkbox"/> | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |  |
| 交付先の分類      | 各種団体   |                                       |                                 |                                       |  |
| 性質別分類       | イベント、大会等事業補助   |                                       |                                 |                                       |  |
| 終 期         | 平成33年度(2021年度)   |                                       |                                 |                                       |  |
| 公 募         | 有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>   | 有(提案型以外) <input type="checkbox"/>     | 無 <input type="checkbox"/>      |                                       |  |
| 市民の参画       | 有 <input checked="" type="checkbox"/>  | 無 <input type="checkbox"/>            |                                 |                                       |  |
| 再補助の有無      | 有 <input type="checkbox"/>   | 無 <input checked="" type="checkbox"/> | 有の場合<br>その理由                    |                                       |  |

### (2) ガイドラインにおける基本的視点

| 基本的視点 |   | 説明  |
|-------|---|---|
| 1     | 「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)            | 住民等の交流の場としての役割を担う一般公衆浴場に対して補助を実施することにより、地域における住民等の相互交流の活性化が図られるため、公益性がある。 |
| 2     | 「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)                | 対象経費は活動実施に伴う必要経費に限定しており、補助率は1/2とし、補助上限は構成浴場数に応じて設定しているため妥当である。            |
| 3     | 「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である) | 施策目的の達成にあたっては、地域に根ざした浴場事業者の主体的な取組みを支援することが最適であることから、補助によることが有効である。        |
| 4     | 「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)       | 補助対象者は市内の一般公衆浴場としており、公募による補助申請に基づき交付先を決定することから、公平性が認められる。                 |

### (3) 補助効果の測定

|        |   |
|--------|---|
| 効果測定方法 | 目標値:イベント実施後の一日当たりの平均入浴者数が1%以上増加<br>測定方法:イベント実施前後(ひと月)の一日当たりの平均入浴者数の比較 |
|--------|---|

### (1) 補助内容

|             |   |                                       |                                       |                                       |  |
|-------------|---|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 番号          | 95  | 所管                                    | 子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課                   |                                       |  |
| 名称          | 養子縁組民間あっせん機関育成事業  |                                       |                                       |                                       |  |
| 交付先         | 都道府県知事(政令指定都市市長を含む)の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う民間事業者  |                                       |                                       |                                       |  |
| 交付目的        | 都道府県知事(政令指定都市市長を含む)の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う事業者(以下「民間あっせん機関」という。)に対し職員の研修受講費用等を補助することにより、民間あっせん機関の質の向上及び適正なあっせんの実施を図る。   |                                       |                                       |                                       |  |
| 事業の概要       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業(民間あっせん機関の職員があっせん責任者研修等を受講するために必要な経費を補助する)</li> <li>・第三者評価受審促進事業(民間あっせん機関が第三者評価を受審するための経費を補助する)</li> </ul> |                                       |                                       |                                       |  |
| 31算定額及び積算   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 424千円(@53,000×8人、補助率10/10)</li> <li>・第三者評価受審促進事業 300千円(@300,000×1か所、補助率10/10)</li> </ul>                  |                                       |                                       |                                       |  |
| 事業開始年度      | 平成31年度(2019年度)  |                                       | 交付方法                                  | 通常払い(補助金額確定後)                         |  |
| 根拠規定等       | 法律 <input type="checkbox"/>   | 条例 <input type="checkbox"/>           | 規則 <input type="checkbox"/>           | 契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>   | 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 法律・条例等の名称   |   |                                       |                                       |                                       |  |
| 補助率等        | 補助基準額:一、補助率:10/10(上限各53千円(1人あたり)・300千円(1か所あたり))   |                                       |                                       |                                       |  |
| 財源の有無       | 国 <input checked="" type="checkbox"/> (1/2)   | 府 <input type="checkbox"/> ( )        | その他( ) <input type="checkbox"/> ( )   | 無 <input type="checkbox"/>            |  |
| 本市以外からの直接補助 | 国 <input type="checkbox"/> ( )  | 府 <input type="checkbox"/> ( )        | その他( ) <input type="checkbox"/> ( )   | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |  |
| 交付先の分類      | 法人  |                                       |                                       |                                       |  |
| 性質別分類       | その他事業補助   |                                       |                                       |                                       |  |
| 終期          | 平成33年度(2021年度)  |                                       |                                       |                                       |  |
| 公募          | 有(提案型) <input type="checkbox"/>   | 有(提案型以外) <input type="checkbox"/>     | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |                                       |  |
| 市民の参画       | 有 <input type="checkbox"/>  | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |                                       |                                       |  |
| 再補助の有無      | 有 <input type="checkbox"/>  | 無 <input checked="" type="checkbox"/> | 有の場合その理由                              |                                       |  |

### (2) ガイドラインにおける基本的視点

| 基本的視点 |   | 説明  |
|-------|---|---|
| 1     | 「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)            | 新しい社会的養育ビジョンにおいては、児童に永続的解決と法的安定性を与える特別養子縁組の積極的な推進が謳われており、民間あっせん機関の果たす役割は大きなものとなっている。その民間あっせん機関に必要な補助を行い、適正なあっせんの実施を図ることは、児童の福祉に資し、公益性があるものと考えられる。 |
| 2     | 「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)                | 国の定める補助基準額を採用しており、妥当である。  |
| 3     | 「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である) | 国に義務付けられたあっせん責任者研修受講及び第三者評価受審を確実に履行するとともに、その他必要な研修を事業所職員に受講させることにより、事業所の高い質の確保と適正なあっせんの実施を図るという目的においては、その実績確認と効果を検証しうる補助によることが適切であると考えられる。        |
| 4     | 「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)       | 補助を受けられる民間あっせん機関は、法に定められた基準を満たすものとして本市が許可を行った機関のみであり、交付先の適性は確保されている。  |

### (3) 補助効果の測定

|        |   |
|--------|---|
| 効果測定方法 | 補助を受けた民間あっせん機関が、あっせん責任者研修等及び第三者評価受審を確実にを行うとともに、適正なあっせんを行うこと |
|--------|---|

### (1) 補助内容

|             |  |                                       |                                       |                                       |  |
|-------------|--|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 番 号         | 96   | 所 管                                   | こども青少年局子育て支援部こども家庭課                   |                                       |  |
| 名 称         | 養育費に関する公正証書等作成促進補助   |                                       |                                       |                                       |  |
| 交付先         | ひとり親家庭の母または父   |                                       |                                       |                                       |  |
| 交付目的        | 養育費の受け取りはこどもの重要な権利であり、大阪市が率先して養育費保証の取り組みを行うことで、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機とする。<br>公正役場の証書作成に必要な公証人手数料、家庭裁判所の調停申し立てに必要な収入印紙等にかかる本人負担分を補助することで、養育費の取り決め内容の債務名義化の促進し、継続した履行確保を図る。 |                                       |                                       |                                       |  |
| 事業の概要       | 公正役場の証書作成に必要な公証人手数料、家庭裁判所の調停申し立てに必要な収入印紙等にかかる本人負担分を補助する。   |                                       |                                       |                                       |  |
| 31算定額及び積算   | ・公正証書の作成費用本人負担分 638千円 (@11,000円 × 58人 補助率10/10)<br>・調停調書の作成費用本人負担分 135千円 (@3,000円 × 45人 補助率10/10)  |                                       |                                       |                                       |  |
| 事業開始年度      | 平成31年度(2019年度)   | 交付方法                                  | 通常払い(補助金額確定後)                         |                                       |  |
| 根拠規定等       | 法律 <input type="checkbox"/>  | 条例 <input type="checkbox"/>           | 規則 <input type="checkbox"/>           | 契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>   | 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 法律・条例等の名称   |  |                                       |                                       |                                       |  |
| 補助率等        | 補助基準額: 公的機関で決められた額、補助率: 10/10(上限: 一)   |                                       |                                       |                                       |  |
| 財源の有無       | 国 <input type="checkbox"/> ( )   | 府 <input type="checkbox"/> ( )        | その他( ) <input type="checkbox"/> ( )   | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |  |
| 本市以外からの直接補助 | 国 <input type="checkbox"/> ( )   | 府 <input type="checkbox"/> ( )        | その他( ) <input type="checkbox"/> ( )   | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |  |
| 交付先の分類      | 個人   |                                       |                                       |                                       |  |
| 性質別分類       | その他(個人に対する補助など)  |                                       |                                       |                                       |  |
| 終 期         | 平成31年度(2019年度)   |                                       |                                       |                                       |  |
| 公 募         | 有(提案型) <input type="checkbox"/>  | 有(提案型以外) <input type="checkbox"/>     | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |                                       |  |
| 市民の参画       | 有 <input type="checkbox"/>   | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |                                       |                                       |  |
| 再補助の有無      | 有 <input type="checkbox"/>   | 無 <input checked="" type="checkbox"/> | 有の場合<br>その理由                          |                                       |  |

### (2) ガイドラインにおける基本的視点

| 基本的視点 |  | 説明   |
|-------|--|--|
| 1     | 「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)           | ひとり親家庭の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることができ、公益性があると考えられる。   |
| 2     | 「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)               | 相乗効果やインセンティブ効果を高める必要があることから補助率は10/10であるが、対象経費は公正役場や家庭裁判所で決められた額に限定していることから、妥当である。                      |
| 3     | 「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である) | こどもの健やかな成長のために必要な養育費の履行確保により、平均収入が一般世帯の約33%(H20本市実施の実態調査結果による)である母子世帯や父子世帯の増収に寄与していることから、有効性があると考えられる。 |
| 4     | 「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)      | 養育費の取り決め内容の債務名義を有しているひとり親家庭の父または母のみを対象としていることから、公平性は確保されている。   |

### (3) 補助効果の測定

|        |  |
|--------|--|
| 効果測定方法 | 無料法律相談に来られたひとり親家庭やこれから離婚する方が債務名義を有した場合に、本補助金を申請する割合: 75%以上 |
|--------|--|

### (1) 補助内容

|             |  |                                       |                                       |                                       |  |
|-------------|--|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 番 号         | 97   | 所 管                                   | こども青少年局子育て支援部こども家庭課                   |                                       |  |
| 名 称         | 養育費の保証促進補助   |                                       |                                       |                                       |  |
| 交付先         | ひとり親家庭の母または父   |                                       |                                       |                                       |  |
| 交付目的        | 養育費の受け取りはこどもの重要な権利であり、大阪市が率先して養育費保証の取り組みを行うことで、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機とする<br>保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用(保証料)を補助することで、養育費の受け取りについて、当事者以外に第三者を介した養育費を確実に受け取る枠組みを整え、養育費の取り決め内容の債務名義化の促進し、継続した履行確保を図る |                                       |                                       |                                       |  |
| 事業の概要       | 保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用(保証料)を補助する。   |                                       |                                       |                                       |  |
| 31算定額及び積算   | ・保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担分<br>5,535千円(@41,000円 × 135人 補助率10/10)   |                                       |                                       |                                       |  |
| 事業開始年度      | 平成31年度(2019年度)   | 交付方法                                  | 通常払い(補助金額確定後)                         |                                       |  |
| 根拠規定等       | 法律 <input type="checkbox"/>  | 条例 <input type="checkbox"/>           | 規則 <input type="checkbox"/>           | 契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>   | 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 法律・条例等の名称   |  |                                       |                                       |                                       |  |
| 補助率等        | 補助基準額：一、補助率：10/10(上限：50千円)1回限り   |                                       |                                       |                                       |  |
| 財源の有無       | 国 <input type="checkbox"/>   | 府 <input type="checkbox"/>            | その他( ) <input type="checkbox"/>       | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |  |
| 本市以外からの直接補助 | 国 <input type="checkbox"/>   | 府 <input type="checkbox"/>            | その他( ) <input type="checkbox"/>       | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |  |
| 交付先の分類      | 個人   |                                       |                                       |                                       |  |
| 性質別分類       | その他(個人に対する補助など)  |                                       |                                       |                                       |  |
| 終 期         | 平成31年度(2019年度)   |                                       |                                       |                                       |  |
| 公 募         | 有(提案型) <input type="checkbox"/>  | 有(提案型以外) <input type="checkbox"/>     | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |                                       |  |
| 市民の参画       | 有 <input type="checkbox"/>   | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |                                       |                                       |  |
| 再補助の有無      | 有 <input type="checkbox"/>   | 無 <input checked="" type="checkbox"/> | 有の場合<br>その理由                          |                                       |  |

### (2) ガイドラインにおける基本的視点

| 基本的視点 |  | 説明  |
|-------|--|---|
| 1     | 「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)           | 第三者を介した保証の枠組を整えることで、ひとり親家庭の養育費の継続した履行確保を図ることができ、公益性があると考えられる。   |
| 2     | 「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)               | 社会的浸透を推し進めるために行政が情報発信することで、養育費の受け取りは子どもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務である事を当事者や社会が認識する契機とするための補助金であり補助率は10/10であるが、補助するのは初回の1回のみであり、2年目以降の更新は本人負担であることから、妥当である。 |
| 3     | 「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である) | こどもの健やかな成長のために必要な養育費の履行確保により、平均収入が一般世帯の約33%(H20本市実施の実態調査結果による)である母子世帯や父子世帯の増収に寄与していることから、有効性があると考えられる。  |
| 4     | 「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)      | 児童扶養手当を受給できる程度の所得水準のひとり親家庭の父または母のみを対象としており、所得の高い者は対象から除外していることから、公平性は確保されている。   |

### (3) 補助効果の測定

|        |   |
|--------|---|
| 効果測定方法 | 養育費に関する公正証書等作成促進補助を利用したひとり親家庭(児童扶養手当を受給できる程度の所得水準に限る)が本補助金を申請する割合：50%以上 |
|--------|---|

### (1) 補助内容

|             |  |                                       |                                     |                                       |  |
|-------------|--|---------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 番号          | 112  | 所管                                    | こども青少年局保育施策部保育企画課                   |                                       |  |
| 名称          | 保育送迎ステーション運営補助金  |                                       |                                     |                                       |  |
| 交付先         | 保育送迎事業の実施者   |                                       |                                     |                                       |  |
| 交付目的        | 土地確保が困難な都心部に送迎ステーションを設置し、都心部の児童をバスにより近隣区の保育所に送迎する事業を推進することにより、都心部の待機児童解消を促進することを目的とする。                       |                                       |                                     |                                       |  |
| 事業の概要       | 送迎ステーションの運営経費及び送迎ステーションから保育所までの送迎にかかる経費を補助する。  |                                       |                                     |                                       |  |
| 31算定額及び積算   | 平成31年度予算算定額: 20,000千円<br>【上記の積算】<br>運転手公用経費 5,000千円×1箇所<br>保育士雇用経費 5,000千円×1箇所<br>送迎ステーション運営経費等 10,000千円×1箇所 |                                       |                                     |                                       |  |
| 事業開始年度      | 平成31年度(2019年度)   | 交付方法                                  | 通常払い(補助金額確定後)                       |                                       |  |
| 根拠規定等       | 法律 <input type="checkbox"/>  | 条例 <input type="checkbox"/>           | 規則 <input type="checkbox"/>         | 契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>   | 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 法律・条例等の名称   |  |                                       |                                     |                                       |  |
| 補助率等        | 補助基準額: 一、補助率: 10/10  |                                       |                                     |                                       |  |
| 財源の有無       | 国 <input checked="" type="checkbox"/> (1/2)  | 府 <input type="checkbox"/>            | その他( ) <input type="checkbox"/> ( ) | 無 <input type="checkbox"/>            |  |
| 本市以外からの直接補助 | 国 <input type="checkbox"/> ( )   | 府 <input type="checkbox"/> ( )        | その他( ) <input type="checkbox"/> ( ) | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |  |
| 交付先の分類      | 法人   |                                       |                                     |                                       |  |
| 性質別分類       | 施設運営費補助  |                                       |                                     |                                       |  |
| 終期          | 平成33年度(2021年度)   |                                       |                                     |                                       |  |
| 公募          | 有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>   | 有(提案型以外) <input type="checkbox"/>     | 無 <input type="checkbox"/>          |                                       |  |
| 市民の参画       | 有 <input type="checkbox"/>   | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |                                     |                                       |  |
| 再補助の有無      | 有 <input type="checkbox"/>   | 無 <input checked="" type="checkbox"/> | 有の場合<br>その理由                        |                                       |  |

### (2) ガイドラインにおける基本的視点

| 基本的視点 |  | 説明   |
|-------|--|--|
| 1     | 「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)            | 都心部は用地確保が困難であり、保育所整備による待機児童解消が進んでいない状況にあり、都心部の限られた用地において待機児童解消を実現するためには、保育送迎バス事業を実施する必要がある。                    |
| 2     | 「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)               | 国が定める市町村実施事業の「広域的保育所等利用事業」等の基準に従ったものであり、妥当である。また、本事業は、送迎を要しない通常の保育所に比して多額経費を要するため、実施法人確保の観点から補助率を100%とする必要がある。 |
| 3     | 「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である) | 本事業は本来は市町村実施事業であるほか、通常の保育所に比して多額の経費を要するため、実施法人の確保の観点から助成が必要である。  |
| 4     | 「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)      | 交付先は、公募により選定した法人であり公平性が確保されている。  |

### (3) 補助効果の測定

|        |  |
|--------|--|
| 効果測定方法 | 利用状況(西区ステーション: 24人[H31開設予定]・天王区ステーション38人[H32開設予定])又は当該区(周辺区を含む)の待機児童状況 |
|--------|--|

### (1) 補助内容

|             |   |                                       |                                       |                                       |  |
|-------------|---|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 番 号         | 123   | 所 管                                   | こども青少年局保育施策部保育企画課                     |                                       |  |
| 名 称         | 保育士ウエルカム事業補助金   |                                       |                                       |                                       |  |
| 交付先         | 市内民間保育所等に勤務する保育士  |                                       |                                       |                                       |  |
| 交付目的        | 採用後2年目までの保育士への帰省費用相当額に加え市内遊興施設の年間パス購入費相当額を助成することで、他府県から本市の保育所等で勤務する若い保育人材を確保する  |                                       |                                       |                                       |  |
| 事業の概要       | 他府県から市内保育所等で保育士として働くため移住した保育士に対して、採用されてから2年にわたり帰省時の旅費相当額及び市内雄興施設年間パス購入経費相当額として、近畿圏内からの移住の場合は年間上限45,000円、近畿圏外からの移住の場合は年間上限85,000円を保育所等が福利厚生の一環として新規採用保育士へ支給した場合に、保育所等に対し助成することで他府県からの積極的な保育士確保を図る。 |                                       |                                       |                                       |  |
| 31算定額及び積算   | 補助対象経費28,275千円×補助率10/10=28,275千円<br>【補助上限額】<br>○〔帰省費用相当額〕近畿圏外 @60千円(188人)<br>○〔帰省費用相当額〕近畿圏内(府外) @20千円(275人)<br>○〔市内遊興施設の年間パス購入費用相当額〕近畿圏内外問わず @25千円(463人)<br>補助金額28,275千円(平成31年度予算算定額)             |                                       |                                       |                                       |  |
| 事業開始年度      | 平成31年度(2019年度)  | 交付方法                                  | 通常払い(補助金額確定後)                         |                                       |  |
| 根拠規定等       | 法律 <input type="checkbox"/>   | 条例 <input type="checkbox"/>           | 規則 <input type="checkbox"/>           | 契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>   | 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 法律・条例等の名称   |   |                                       |                                       |                                       |  |
| 補助率等        | 補助基準額：－、補助率：10/10   |                                       |                                       |                                       |  |
| 財源の有無       | 国 <input type="checkbox"/>  | 府 <input type="checkbox"/>            | その他( ) <input type="checkbox"/>       | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |  |
| 本市以外からの直接補助 | 国 <input type="checkbox"/>  | 府 <input type="checkbox"/>            | その他( ) <input type="checkbox"/>       | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |  |
| 交付先の分類      | 法人  |                                       |                                       |                                       |  |
| 性質別分類       | その他(個人に対する補助など)   |                                       |                                       |                                       |  |
| 終 期         | 平成33年度(2021年度)  |                                       |                                       |                                       |  |
| 公 募         | 有(提案型) <input type="checkbox"/>   | 有(提案型以外) <input type="checkbox"/>     | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |                                       |  |
| 市民の参画       | 有 <input type="checkbox"/>  | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |                                       |                                       |  |
| 再補助の有無      | 有 <input type="checkbox"/>  | 無 <input checked="" type="checkbox"/> | 有の場合<br>その理由                          |                                       |  |

### (2) ガイドラインにおける基本的視点

| 基本的視点 |  | 説明  |
|-------|--|---|
| 1     | 「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)            | 保育人材不足が深刻化し、全国的な課題となっている現状において、今後さらに保育士獲得競争が激化していくため必要性がある。                                     |
| 2     | 「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)               | 待機児童解消を目指した積極的な保育士を雇用をめざしてもらうため、国要綱とのバランスも考慮して、施設への負担なく補助率・補助上限額補助金額を設定しており、インセンティブの観点からも妥当である。 |
| 3     | 「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である) | 近隣市町村への保育人材流出を防ぐとともに地方に住む保育人材の市内保育所等への就職を促進することができ、有効性がある。                                      |
| 4     | 「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)      | 新たに保育士が就職した場合を対象としており、交付先を適正に選定している。  |

### (3) 補助効果の測定

|        |   |
|--------|---|
| 効果測定方法 | 目標値：年間給付数 215人<br>測定方法：平成33年3月31日時点での就職者数 |
|--------|---|

### (1) 補助内容

|             |  |  |                                     |                                       |  |
|-------------|--|--|-------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 番 号         | 155  | 所 管  | 都市整備局企画部住環境整備課                      |                                       |  |
| 名 称         | ブロック塀等撤去促進事業補助金  |  |                                     |                                       |  |
| 交付先         | 一定の要件を満たすブロック塀等の撤去等を行うブロック塀等の所有者   |  |                                     |                                       |  |
| 交付目的        | 地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止や避難経路の確保を図ることを目的とし、道路等に面した一定の高さ以上のブロック塀等の撤去及び軽量フェンス等の新設をする場合に、当該撤去等に要する費用の一部に対して補助を実施することにより、倒壊の恐れがあるブロック塀等の撤去を促進する                                    |  |                                     |                                       |  |
| 事業の概要       | 道路等に面した一定の高さ以上のブロック塀等の撤去及び軽量フェンス等の新設をする場合に、撤去費用及び設置費用の一部を補助する。   |  |                                     |                                       |  |
| 31算定額及び積算   | 補助対象経費:以下のいずれか低い額<br>・(ブロック塀等の撤去費及び軽量フェンス等の新設工事費)×補助率2/3<br>・(補助対象項目ごとの限度額単価×数量)×補助率2/3<br>※補助限度額:ブロック塀等の撤去20万円、軽量フェンス等の新設30万円<br><br>補助限度額500千円/件×200件=100,000千円(平成31年度予算算定額) |  |                                     |                                       |  |
| 事業開始年度      | 平成30年度   |  | 交付方法                                | 通常払い(補助金額確定後)                         |  |
| 根拠規定等       | 法律 <input type="checkbox"/>  | 条例 <input type="checkbox"/>                  | 規則 <input type="checkbox"/>         | 契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>   | 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 法律・条例等の名称   |  |  |                                     |                                       |  |
| 補助率等        | 補助基準額:一、補助率2/3(補助限度額:撤去20万円、新設30万円)  |  |                                     |                                       |  |
| 財源の有無       | 国 <input checked="" type="checkbox"/> (1/2)  | 府 <input checked="" type="checkbox"/> (1/4)  | その他( ) <input type="checkbox"/> ( ) | 無 <input type="checkbox"/>            |  |
| 本市以外からの直接補助 | 国 <input type="checkbox"/> ( )   | 府 <input type="checkbox"/> ( )               | その他( ) <input type="checkbox"/> ( ) | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |  |
| 交付先の分類      | 個人   |  |                                     |                                       |  |
| 性質別分類       | その他事業補助  |  |                                     |                                       |  |
| 終 期         | 平成33年度(2021年度)   |  |                                     |                                       |  |
| 公 募         | 有(提案型) <input type="checkbox"/>  | 有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/> | 無 <input type="checkbox"/>          |                                       |  |
| 市民の参画       | 有 <input type="checkbox"/>   | 無 <input checked="" type="checkbox"/>        |                                     |                                       |  |
| 再補助の有無      | 有 <input type="checkbox"/>   | 無 <input checked="" type="checkbox"/>        | 有の場合<br>その理由                        |                                       |  |

### (2) ガイドラインにおける基本的視点

| 基本的視点 |  | 説明  |
|-------|--|---|
| 1     | 「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)            | ・平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震において、民間所有のブロック塀の倒壊による死亡事故が道路という公共空間で発生し、公共空間に大きな被害をもたらす恐れのあるブロック塀等のあり方が大きな社会問題となっており、官民が連携してこの問題に取り組んでいくためには、補助制度の創設によりブロック塀等の撤去を促進する必要がある。   |
| 2     | 「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)               | ・地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止や避難経路の確保を図るためには、ブロック塀等の撤去を促進することが有効であり、ブロック塀等の撤去費や軽量フェンス等の新設工事費を補助対象経費とすることは妥当である。<br>・また、近い将来、大規模地震の発生が高い確率で起こりうることを踏まえ、ブロック塀等の撤去への対応を早急に進めていくため、平成31年度末までは補助率を3分の2、補助限度額を撤去20万円、新設30万円に引き上げることにより、安全性の確認ができないブロック塀等の撤去を促進することは妥当である。 |
| 3     | 「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である) | ・市民の自己負担を軽減することにより、ブロック塀等の撤去が促進され、地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止や避難経路の確保を図ることができる。  |
| 4     | 「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)      | ・一定の要件を満たすブロック塀等の撤去等については、補助申請により制度の適用を受けることができる。   |

### (3) 補助効果の測定

|        |  |
|--------|--|
| 効果測定方法 | 目標値:補助制度を活用したブロック塀等の撤去件数200件<br>測定方法:当該年度の補助実績(予算件数の5割に満たなかった場合、事業の再構築を図る) |
|--------|--|

### (1) 補助内容

|             |  |  |                                     |                                       |  |
|-------------|--|--|-------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 番号          | 156  | 所管   | 都市整備局企画部住宅政策課                       |                                       |  |
| 名称          | 空家の利活用に向けた既存ストック改修事業補助金  |  |                                     |                                       |  |
| 交付先         | 空家所有者、特定非営利活動法人等   |  |                                     |                                       |  |
| 交付目的        | 大阪市空家等対策計画に基づき、区と連携しながら、住宅の性能向上や地域まちづくりに資する改修費用等に対して補助を行うことにより、空家の利活用に向けた良質なストックへの改修を促進する。   |  |                                     |                                       |  |
| 事業の概要       | 一定の条件を満たす空家所有者、特定非営利活動法人等に対し、インスペクション費用、耐震診断費用、耐震改修設計費用、耐震改修工事費用、住宅性能向上に資する改修工事費用、地域まちづくり改修工事費用の一部を補助する。   |  |                                     |                                       |  |
| 31算定額及び積算   | ①インスペクション補助(補助率1/2)：30千円×27件＝810千円<br>②住宅性能向上改修補助(補助率1/2)：750千円×25件＝18,750千円<br>③耐震診断補助(補助率9/10)：45千円×2件＝90千円<br>④耐震改修設計補助(補助率2/3)：100千円×2件＝200千円<br>⑤耐震改修工事補助(補助率1/2)：1,200千円×2件＝2,400千円<br>⑥地域まちづくり改修工事補助(補助率1/2)：3,000千円×2件＝6,000千円<br>①～⑥の合計＝28,250千円(平成31年度予算算定額) |  |                                     |                                       |  |
| 事業開始年度      | 平成31年度(2019年度)   | 交付方法   | 通常払い(補助金額確定後)                       |                                       |  |
| 根拠規定等       | 法律 <input type="checkbox"/>  | 条例 <input type="checkbox"/>                  | 規則 <input type="checkbox"/>         | 契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>   | 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 法律・条例等の名称   |  |  |                                     |                                       |  |
| 補助率等        | 補助基準額：－<br>インスペクション補助：補助率1/2(上限30千円)<br>住宅性能向上改修補助：補助率1/2(上限750千円)<br>耐震診断補助：補助率9/10(上限45千円)<br>耐震改修設計補助：補助率2/3(上限100千円)<br>耐震改修工事補助：補助率1/2(上限1,200千円)<br>地域まちづくり改修工事補助：補助率1/2(上限3,000千円)  |  |                                     |                                       |  |
| 財源の有無       | 国 <input checked="" type="checkbox"/> (1/2)  | 府 <input type="checkbox"/> ( )               | その他( ) <input type="checkbox"/> ( ) | 無 <input type="checkbox"/>            |  |
| 本市以外からの直接補助 | 国 <input type="checkbox"/> ( )   | 府 <input type="checkbox"/> ( )               | その他( ) <input type="checkbox"/> ( ) | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |  |
| 交付先の分類      | 個人   |  |                                     |                                       |  |
| 性質別分類       | その他事業補助  |  |                                     |                                       |  |
| 終期          | 平成33年度(2021年度)   |  |                                     |                                       |  |
| 公募          | 有(提案型) <input type="checkbox"/>  | 有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/> | 無 <input type="checkbox"/>          |                                       |  |
| 市民の参画       | 有 <input checked="" type="checkbox"/>  | 無 <input type="checkbox"/>                   |                                     |                                       |  |
| 再補助の有無      | 有 <input type="checkbox"/>   | 無 <input checked="" type="checkbox"/>        | 有の場合<br>その理由                        |                                       |  |

### (2) ガイドラインにおける基本的視点

| 基本的視点 |   | 説明   |
|-------|---|--|
| 1     | 「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)            | 大阪市空家等対策計画に基づき、特定空家化を未然に防止する観点からも、空家を活用した地域活性化や空家等の活用に資する良質なストック形成を促進する必要がある。                          |
| 2     | 「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)                | 空家を活用した地域活性化や空家等の活用に資する良質なストック形成に必要な対象経費や上限額を規定するとともに、実際に要した経費との比較を行い、低い額を採用することから、妥当性はあり、明確なものとなっている。 |
| 3     | 「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である) | 空家を活用した地域活性化や空家等の活用に資する良質なストック形成を促進するためには、費用負担を軽減することが施策目的の実現に向け、最適な手法である。                             |
| 4     | 「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)       | 交付の対象となる空家について、補助要件等の明確な基準を設け、適正かつ公平に交付先を決定する。   |

### (3) 補助効果の測定

|        |  |
|--------|--|
| 効果測定方法 | ・大阪市内における賃貸・売却用等以外の「その他空家(戸建・長屋)」<br>(平成30年度：約41,500戸→平成37年度：約47,300戸と推計される数を平成30年度時点の約41,500戸に抑える)<br>・周囲の特定空家等に不安などを感じている市民の割合(平成28年度9.4%→平成32年度4.7%)<br>・今後5年間の空家の活用意向がある所有者の割合(平成28年度：84.5%→平成32年度90%) |
|--------|--|

### (1) 補助内容

|             |   |                                       |                                       |                                       |  |
|-------------|---|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 番 号         | 188   | 所 管                                   | 大正区役所 地域課                             |                                       |  |
| 名 称         | 地域活動協議会補助金  |                                       |                                       |                                       |  |
| 交付先         | 地域活動協議会   |                                       |                                       |                                       |  |
| 交付目的        | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する           |                                       |                                       |                                       |  |
| 事業の概要       | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 |                                       |                                       |                                       |  |
| 31算定額及び積算   | 活動費補助金 18,146千円 運営費補助金 5,025千円  |                                       |                                       |                                       |  |
| 事業開始年度      | 平成31年度(2019年度)  | 交付方法                                  | 概算払(一括)                               |                                       |  |
| 根拠規定等       | 法律 <input type="checkbox"/>   | 条例 <input type="checkbox"/>           | 規則 <input type="checkbox"/>           | 契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>   | 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 法律・条例等の名称   |   |                                       |                                       |                                       |  |
| 補助率等        | 補助基準額: 一、<br>補助率: 活動費補助金75%(50%+人件費見合い分25%)<br>運営費補助金100%                                     |                                       |                                       |                                       |  |
| 財源の有無       | 国 <input type="checkbox"/>  | 府 <input type="checkbox"/>            | その他( ) <input type="checkbox"/>       | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |  |
| 本市以外からの直接補助 | 国 <input type="checkbox"/>  | 府 <input type="checkbox"/>            | その他( ) <input type="checkbox"/>       | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |  |
| 交付先の分類      | 各種団体  |                                       |                                       |                                       |  |
| 性質別分類       | 団体運営費補助   |                                       |                                       |                                       |  |
| 終 期         | 平成33年度(2021年度)  |                                       |                                       |                                       |  |
| 公 募         | 有(提案型) <input type="checkbox"/>   | 有(提案型以外) <input type="checkbox"/>     | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |                                       |  |
| 市民の参画       | 有 <input checked="" type="checkbox"/>   | 無 <input type="checkbox"/>            |                                       |                                       |  |
| 再補助の有無      | 有 <input type="checkbox"/>  | 無 <input checked="" type="checkbox"/> | 有の場合<br>その理由                          |                                       |  |

### (2) ガイドラインにおける基本的視点

| 基本的視点 |  | 説明   |
|-------|--|--|
| 1     | 「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)           | 地域活動協議会は、様々な市民活動団体で構成された自律的な地域自治組織であり、地域課題への対処など地域のまちづくりを進めることを目的とした、一般の活動団体とは異なる総意形成機能・準行政的機能を有した団体であることから、その活動の目的及び内容に対し、補助を行うに足りる公益性が認められる。   |
| 2     | 「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)               | ・活動費補助金の対象経費や金額については、地域活動協議会が選択・計画した市民活動に限定している。補助率は50%を上限としており、妥当。<br>・運営費補助金の対象経費は、地域活動協議会が準行政的な地域運営を行うために必要となる事務経費に限定している。金額は、活動経費に対する補助額の一定割合で、地域活動協議会による活動量と連動させており、妥当。補助率は100%であるが、準行政的機能を有する住民自治組織運営に対する補助であり、妥当。 |
| 3     | 「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である) | 地域活動協議会による、それぞれの地域特性に即した地域課題の解決に向けた、自律的な地域運営及び活動に対する財政的支援であることから、補助によることが効果的かつ施策目的実現に最適である。  |
| 4     | 「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)      | 交付先となる地域活動協議会は、自律性・透明性が確保され、特定されないすべての分野において、幅広く包括的に対応する機能を有していることを要件に区長の認定を必要としていることから、交付先は適正に決定されており、公平性は確保している。   |

### (3) 補助効果の測定

|        |   |
|--------|---|
| 効果測定方法 | 目標値<br>身近な地域でのつながりに関して肯定的に感じている区民の割合 前年度以上(前年度 46.7%)<br>各団体により地域の特性や課題に応じた活動が進められていると感じている区民の割合 前年度以上(平成29年度47.6%)<br>測定方法<br>区民アンケートによる |
|--------|---|

### (1) 補助内容

|             |  |                                       |                             |                                     |   |
|-------------|--|---------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------|---|
| 番 号         | 230  | 所 管                                   | 西成区役所総務課・市民協働課              |                                     |   |
| 名 称         | 提案型地域ストック再生モデル補助金  |                                       |                             |                                     |   |
| 交付先         | モデル事業実施事業者   |                                       |                             |                                     |   |
| 交付目的        | 新今宮駅周辺の商店街の空き店舗等の地域ストックを再生し、エリア全体のにぎわいや多層な人々が交流する居場所づくり、インバウンド需要のエリア回遊性を持たせるような拠点の創出に資する提案事業に対し、ストック再生にかかる費用の一部を補助。                                      |                                       |                             |                                     |   |
| 事業の概要       | 新今宮駅周辺の商店街の空き店舗等を活用し、インバウンド需要のエリア回遊性をもたらしにぎわいを創出する事業提案に対し、ストック再生にかかる改修工事経費(上限3,000千円)及び耐震改修(上限1,200千円)、耐震診断(上限25千円)、耐震設計(上限75千円)にかかる経費等の1/2を補助する。        |                                       |                             |                                     |   |
| 31算定額及び積算   | ・耐震診断経費 25千円×2件=50千円                      ・耐震設計経費 75千円×2件=150千円<br>・耐震改修経費 1,200千円×2件=2,400千円              ・ストック再生改修工事経費 3,000千円×2件=6,000千円              |                                       |                             |                                     |   |
| 事業開始年度      | 平成31年度(2019年度)   | 交付方法                                  | 通常払い(補助金額確定後)               |                                     |   |
| 根拠規定等       | 法律 <input type="checkbox"/>  | 条例 <input type="checkbox"/>           | 規則 <input type="checkbox"/> | 契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/> | 要綱 <input checked="" type="checkbox"/>                                    |
| 法律・条例等の名称   | 提案型地域ストック再生モデル補助金交付要綱  |                                       |                             |                                     |   |
| 補助率等        | ・耐震診断経費…補助基準額：一、補助率：1/2(上限：25千円)<br>・耐震設計経費…補助基準額：一、補助率：1/2(上限：75千円)<br>・耐震改修経費…補助基準額：一、補助率：1/2(上限：1,200千円)<br>・ストック再生改修工事経費…補助基準額：一、補助率：1/2(上限：3,000千円) |                                       |                             |                                     |   |
| 財源の有無       | 国 <input type="checkbox"/>   | ( )                                   | 府 <input type="checkbox"/>  | ( )                                 | その他( ) <input type="checkbox"/> ( ) 無 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 本市以外からの直接補助 | 国 <input type="checkbox"/>   | ( )                                   | 府 <input type="checkbox"/>  | ( )                                 | その他( ) <input type="checkbox"/> ( ) 無 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 交付先の分類      | 法人、各種団体、個人   |                                       |                             |                                     |   |
| 性質別分類       | 施設整備事業補助   |                                       |                             |                                     |   |
| 終 期         | 平成33年度(2021年度)   |                                       |                             |                                     |   |
| 公 募         | 有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>   | 有(提案型以外) <input type="checkbox"/>     | 無 <input type="checkbox"/>  |                                     |   |
| 市民の参画       | 有 <input type="checkbox"/>   | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |                             |                                     |   |
| 再補助の有無      | 有 <input type="checkbox"/>   | 無 <input checked="" type="checkbox"/> | 有の場合<br>その理由                |                                     |   |

### (2) ガイドラインにおける基本的視点

| 基本的視点 |   | 説明  |
|-------|---|---|
| 1     | 「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)             | 商店街の空き店舗が増加することで、まちの魅力を喪失を招いている状況がある中、空き店舗を活用したにぎわい創出は、商店街を活性化し、特に新今宮駅前においては、インバウンドの区内回遊性をもたらし、エリア全体の活性化につながるため公益性が認められる。 |
| 2     | 「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)                | 空き店舗等を活用した地域のにぎわい創出や空き店舗等の活用に資するストック再生に必要な対象経費及び、対象となる空き店舗等の規模に応じた上限額を規定するとともに、補助率を1/2とすることから、ガイドラインに沿っており妥当である。          |
| 3     | 「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である) | 持続したにぎわい創出のためには、一過性ではなく拠点となる場所が必要であり、民間主体の不動産流通市場に対し、声かけだけでなく、民間事業者の後押しをするために補助金を交付することで、施策目的の実現を図るものである。                 |
| 4     | 「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)       | 事業を公募し、有識者による選定を経て交付決定することから、公平性は確保されている。   |

### (3) 補助効果の測定

|        |  |
|--------|--|
| 効果測定方法 | 周辺商店においてインバウンド効果を含めにぎわいが感じられたと答えた率：70%<br>西成区に魅力を感じたと答えた宿泊者等の率：70% |
|--------|--|

### (1) 補助内容

|             |  |  |                                 |                                       |  |
|-------------|--|--|---------------------------------|---------------------------------------|--|
| 番 号         | 2  | 所 管  | 水道局工務部給水課                       |                                       |  |
| 名 称         | 宅地内部分における鉛給水管取替への助成  |  |                                 |                                       |  |
| 交付先         | 個人   |  |                                 |                                       |  |
| 交付目的        | 宅地内部分における鉛給水管の早期解消を図ることを目的として、鉛給水管の所有者への取替支援策として、鉛給水管取替に要する工事費用の一部助成を行う。   |  |                                 |                                       |  |
| 事業の概要       | 宅地内における鉛給水管取替工事に要する工事費用の1/2を助成する   |  |                                 |                                       |  |
| 31算定額及び積算   | <p>A: 鉛給水管使用者数=201,499件<br/>         B: 助成制度申込者数(推定)=201,499×4%<sup>※1</sup>=8,060件<br/>         C: 局積算取替単価=9,813円/m<br/>         D: 助成単価=9,813×1/2=4,907円/m<br/>         E: 平均残延長=1m/本<br/>         F: 助成金額(総額)=B×D×E<br/>         =8,060×4,907×1=39,550,420円<br/>         G: 助成金額(平成31年度予算算定額)=F/10力年<sup>※2</sup>×2<sup>※3</sup>×35%<sup>※4</sup><br/>         =39,550,420/10×2×0.35=2,768,529円</p> <p>※1 助成制度を先行して実施した、他の政令指定都市での助成実績<br/>         ※2 制度期間は10力年で予定<br/>         ※3 制度開始当初に申込みが集中することを想定し、2力年は当初想定<br/>         の倍の申込数とする。(当初想定4%ではなく、2年間8%で想定)<br/>         ※4 平成31(2019)年9月から制度を開始するが、助成金の交付は<br/>         工事完了後となることから、交付開始は12月頃からになると想定し、<br/>         平成31(2019)年度の助成金額は翌年度助成金額の35%と見込む。</p> |  |                                 |                                       |  |
| 事業開始年度      | 平成31年度(2019年度)   | 交付方法   | 通常払い(補助金額確定後)                   |                                       |  |
| 根拠規定等       | 法律 <input type="checkbox"/>  | 条例 <input type="checkbox"/>                  | 規則 <input type="checkbox"/>     | 契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>   | 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 法律・条例等の名称   |  |  |                                 |                                       |  |
| 補助率等        | 補助基準額:一、補助率:50%(上限:200千円)  |  |                                 |                                       |  |
| 財源の有無       | 国 <input type="checkbox"/>   | 府 <input type="checkbox"/>                   | その他( ) <input type="checkbox"/> | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |  |
| 本市以外からの直接補助 | 国 <input type="checkbox"/>   | 府 <input type="checkbox"/>                   | その他( ) <input type="checkbox"/> | 無 <input checked="" type="checkbox"/> |  |
| 交付先の分類      | 個人   |  |                                 |                                       |  |
| 性質別分類       | その他(個人に対する補助など)  |  |                                 |                                       |  |
| 終 期         | 平成40年度(2028年度)   |  |                                 |                                       |  |
| 公 募         | 有(提案型) <input type="checkbox"/>  | 有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/> | 無 <input type="checkbox"/>      |                                       |  |
| 市民の参画       | 有 <input type="checkbox"/>   | 無 <input checked="" type="checkbox"/>        |                                 |                                       |  |
| 再補助の有無      | 有 <input type="checkbox"/>   | 無 <input checked="" type="checkbox"/>        | 有の場合<br>その理由                    |                                       |  |

### (2) ガイドラインにおける基本的視点

| 基本的視点  | 説明  |
|--|---|
| 1 「必要性」(目的・内容に、補助を行うに<br>足りる公益性が認められる)               | 宅地内における鉛給水管の早期解消を図ることを目的として、鉛給水管の所有者への取替支援策として、鉛給水管取替に要する工事費用の一部助成は必要である。 |
| 2 「妥当性」(対象経費や金額、補助率が<br>妥当かつ明確である)                   | 対象経費は宅地内における鉛給水管取替工事に限定し、金額は上限20万円、補助率を1/2に設定していることから、妥当である。              |
| 3 「有効性」(補助効果があり、他の手法<br>でなく補助によることが施策目的実現<br>に最適である) | 助成制度を先行して実施した他の政令指定都市において、助成による取替促進実績があることから、有効である。                       |
| 4 「公平性」(他団体や市民との間で公平<br>であり、交付先が適正に決定されてい<br>る)      | 公募により助成金の交付を決定するため、公平性が保たれている。  |

### (3) 補助効果の測定

|        |  |
|--------|--|
| 効果測定方法 | 本制度を活用した鉛給水管取替数・・・目標値:8,060件(10力年)<br>測定方法:毎年4月1日現在鉛給水管使用者数による |
|--------|--|

### 3. 補助金等の見直し<※前年度に対する見直し額:14百万円(一般財源ベース)>

#### ①補助金

##### ア 廃止

| 所管                      | 事項名称           | 見直し額     | 備考                       |
|-------------------------|----------------|----------|--------------------------|
| 経済戦略局<br>産業振興部<br>産業振興課 | 商店街等活性化支援事業補助金 | ▲5,347千円 | 社会経済情勢等の変化等により役割を終えたため廃止 |
| 合計                      |                | ▲5,347千円 |                          |

##### イ その他の見直し

| 所管                     | 事項名称        | 見直し額   | 備考        |
|------------------------|-------------|--------|-----------|
| 健康局<br>健康推進部<br>健康づくり課 | 健康増進活動事業補助金 | ▲78千円  | 補助上限額の見直し |
| 健康局<br>健康推進部<br>健康づくり課 | 公衆衛生活動事業補助金 | ▲64千円  | 補助上限額の見直し |
| 合計                     |             | ▲142千円 |           |

#### ②分担金

##### ア 廃止

| 所管             | 事項名称                            | 見直し額     | 備考          |
|----------------|---------------------------------|----------|-------------|
| 市民局<br>消費者センター | 消費者支援施策の府市連携事業分担金(府市連携による啓発事業)  | ▲1,774千円 | 事業の見直しによる廃止 |
| 市民局<br>消費者センター | 消費者支援施策の府市連携事業分担金(くらしの商品安全情報事業) | ▲1,896千円 | 事業の見直しによる廃止 |
| 合計             |                                 | ▲3,670千円 |             |

##### イ その他の見直し

| 所管                    | 事項名称               | 見直し額     | 備考       |
|-----------------------|--------------------|----------|----------|
| 経済戦略局<br>文化部<br>文化課   | 大阪アジア映画祭分担金        | ▲1,357千円 | 事業規模の見直し |
| 経済戦略局<br>文化部<br>文化課   | 現代芸術振興事業にかかる分担金    | ▲2,080千円 | 事業規模の見直し |
| 都市計画局<br>計画部<br>交通政策課 | リニア中央新幹線整備促進検討費分担金 | ▲1,000千円 | 事業規模の見直し |
| 合計                    |                    | ▲4,437千円 |          |